



2013年
手続要覧 +
ロータリアンの手引き

Rotary



2013年 手続要覧

ロータリーの方針の手引き

収録

国際ロータリー組織規定

- 国際ロータリー定款
- 国際ロータリー細則
- 標準ロータリークラブ定款

その他の規約文書

- 推奨ロータリークラブ細則
- 国際ロータリーのロータリー財団細則
- ロータリー財団の法人設立案 (抜粋)

著作権 © 2013年国際ロータリー
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA

国際ロータリーがすべての権利を保有します。

2013-14年度カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY							
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	
						1	2	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4							1
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28			

MARCH							APRIL							MAY							JUNE						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1				1	2	3	4	5				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30					
30	31																										

2014-15年度カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER								
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S		
			1	2	3	4	5						1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11		
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18		
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25		
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31			

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1	1	2	3	4	5	6				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7		
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31							
30																											

MARCH							APRIL							MAY							JUNE						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				

2015-16年度カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER										
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S				
						1	2	3	4						1	2	3	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10				
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17				
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24				
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31				

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29					

MARCH							APRIL							MAY							JUNE										
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S				
			1	2	3	4	5						1	2				1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11				
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18				
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25				
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30						

2013年 手続要覧

ロータリーの方針の手引き

本手続要覧は、ロータリーのリーダーが、それぞれの役割と最も関連のあるロータリーの方針と手続を理解するために参考とすることを目的としています。黄色のページには、以下に挙げられた方針と規定文書が含まれます。

- RI定款
- RI細則
- 標準ロータリークラブ定款
- 推奨ロータリークラブ細則
- 国際ロータリーのロータリー財団細則
- ロータリー財団法人設立定款の一部

本要覧の白いページには、方針や手続の説明が記載されています。

手続要覧は、3年に一度の規定審議会後、3年ごとに発行され、各ロータリークラブとRI役員に1部提供されます。RI定款およびその他の規約文書を含む手続要覧の意味、解釈について疑義が生じた場合、これらの規定事項に関して英語版が正文となります。方針に関する質問がある場合は、クラブ・地区支援担当職員にご連絡ください (www.rotary.org/cds)。

事務総長

ジョン・ヒューコ

目次

参照文献について

第1部	組織構造	
1	ロータリークラブ	3
2	地区	21
3	ゾーン	35
4	国際ロータリー	41
5	ロータリー財団	55
第2部	ロータリーの使命の遂行	
6	基本理念	61
7	奉仕部門	63
8	ロータリーのプログラム	71
9	賞	77
10	重点分野	79
11	ロータリー補助金	81
12	ポリオプラス	87
13	特別月間・週間	89
14	ロータリーの標章の使用と保護	93
第3部	国際的会合	
15	RI国際大会	107
16	国際協議会	111
17	規定審議会	113
第4部	ロータリーの組織規定	
	国際ロータリー定款	132
	国際ロータリー細則	138
	標準ロータリークラブ定款	200
	推奨ロータリークラブ細則	216
	国際ロータリーのロータリー財団細則	222
	ロータリー財団法人設立定款の一部	231
	索引	233

参照文献について

手続要覧の白いページは、RI組織規定ならびにロータリー章典を含むRIの方針の非公式な要約である。RIの方針には常に変更が加えられるため、手続要覧の白いページが必ずしも最新のRIの方針と一致していない場合もある。最新のRIの方針については、RI組織規定とロータリー章典を参照するか、事務局に問い合わせる必要がある。

手続要覧の白いページの参照文献には以下のものが含まれている。

[ロータリー章典*](#) 現行の理事会方針の概要。英語版のみウェブサイト (www.rotary.org) から入手可能。

[ロータリー財団章典*](#) 現行の管理委員会方針の概要。英語版のみウェブサイト (www.rotary.org) から入手可能。

[国際ロータリー定款](#) 本要覧の黄色ページ部に掲載。

[国際ロータリー細則](#) 本要覧の黄色ページ部に掲載。

[標準ロータリークラブ定款](#) 本要覧の黄色ページ部に掲載。

[ロータリー財団細則*](#) 本要覧の黄色ページ部に掲載。

00-00 RI国際大会あるいは規定審議会からの決議案。最初の数字は決議案が採択された審議会またはRI国際大会の年度、次の数字は採択された決議案の番号。例えば、80-102は、1980年規定審議会で採択された決議番号102を示している。1998年規定審議会の決定以来、RI国際大会は決議に関する事柄を審議しなくなったが、それ以前の国際大会での採択が本要覧で引用される場合がある。

*注記：RI理事会および財団管理委員会は年に数回会合するため、理事会および管理委員会の方針は変更されることがある。従って、ロータリー章典およびロータリー財団章典の引用番号は変更される場合があるか、もしくは本要覧出版後に方針が古くなり適合しない場合もある。最新の情報は、ロータリー章典およびロータリー財団章典を参照のこと。

第1部

組織構造 (Structure)

- 1 ロータークラブ
- 2 地区
- 3 ゾーン
- 4 国際ロータリー
- 5 ローター財団

国際ロータリーはロータリークラブの世界的ネットワークであり、クラブは地区とゾーンに振り分けられている。本要覧の第1部には、ロータリーの組織構造が詳しく説明されている。

▼ 第1章 ロータリークラブ (The Rotary Club)

1.01. 国際ロータリーの会員組織 (MEMBERSHIP IN ROTARY INTERNATIONAL)

ロータリークラブは、その会員であるロータリアンによって構成される。一方、国際ロータリー (RI) は、ロータリークラブによって構成される。ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款を採用しなければならない (RI細則2.040.)。標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則は、本要覧の黄色のページ、およびロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/myrotary) に掲載されている。ただし、1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブ、およびRI試験的プロジェクトに参加しているクラブは、クラブ独自の修正を加えた標準ロータリークラブ定款の下に運営する資格を有する (RI定款第5条第4節、RI細則2.040.2.)。

1.02. 効果的なロータリークラブ (EFFECTIVE ROTARY CLUBS)

効果的なロータリークラブは、

- 1) 会員基盤を維持、拡大する。
- 2) 地元地域ならびにほかの国々の地域社会において奉仕プロジェクトを実施し、成果をもたらす。
- 3) 資金面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
- 4) クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕できるリーダーを育成する。

▼ 1.03. 活気あるクラブとなるためのベストプラクティス (BEST PRACTICES FOR VIBRANT CLUBS)

各クラブは、活気あるクラブとなるための独自のクラブ・リーダーシップ・プランを作るべきである。元・現・次期クラブ役員は、クラブの長所やベストプラクティスを取り入れた独自のリーダーシップ・プランを、協力して作るべきである。これらのベストプラクティスには、以下のものがある。

- クラブに活気をもたらすための長期計画を立てる
- ロータリークラブ・セントラルで、クラブの長期目標を支える年次目標を立てる
- 会員の積極的な参加を促し、情報を伝えるためのクラブ協議会を開く
- クラブ会長、理事会、委員会委員長、会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会が、互いに、また、事務局と効果的にコミュニケーションを取る
- 5月末までにdata@rotary.orgに次年度のクラブ役員を報告する
- 後継者の準備および未来のリーダーの育成を通じて、クラブの長期的な安定を図る
- 現在のクラブの慣習を反映させて細則を修正する
- 会員のための親睦行事を開き、友情を育む
- 全会員がクラブのプロジェクトや役割に積極的に参加する
- 定期的に一貫した研修を会員に提供する
- クラブのニーズに基づく委員会を設置する

クラブ目標を達成し、クラブの独自性を反映させるため、クラブのリーダーは毎年、慣習の見直しを行うべきである。詳しくは「[元氣なクラブづくりのために：クラブ・リーダーシップ・プラン](#)」(245)を参照のこと。

1.03.1. ロータリーEクラブ (Rotary E-Clubs)

ロータリーEクラブは、直接顔を合わせた会合を開く代わりに、主にインターネット上で例会を開く(RI細則第1条)。Eクラブは、通常のロータリークラブと同様、奉仕プロジェクト、募金行事、親睦活動を行い、従来のロータリークラブが有するすべての権利、特権、要件を有する。本要覧で言及されるロータリークラブには、特記されていない限り、ロータリーEクラブも含まれる。

1.03.2. ロータリー衛星クラブ (Rotary Satellite Clubs)

ロータリー衛星クラブは、いわば「クラブの中にあるクラブ」である。衛星クラブの会員は、そのスポンサークラブの会員でもある。衛星クラブは、スポンサークラブとは別に例会を開くが、通常のロータリークラブの規則に則って運営されなければならない。本要覧で言及されるロータリークラブには、特記されていない限り、ロータリー衛星クラブも含まれる。

▼ 1.04. クラブ理事会および役員 (CLUB BOARD OF DIRECTORS AND OFFICERS)

理事会は、クラブの意思決定機関であり、クラブの役員で構成される。理事会は、少なくとも月1回会合を開く。各クラブは、会長、会長エレクト、幹事を選び、これらはすべて理事会のメンバーとなる。直前会長も理事会のメンバーとなる。副会長(1名または複数)が選ばれた場合には、副会長も理事会のメンバーとなる。このほか、クラブ役員には、会計、会場監督、そのほかの会員も含めることができ、これらの役員は、クラブ細則の定めるところに従って、理事会メンバーであっても、なくてもよい(標準クラブ定款第10条第4節)。クラブの理事会と役員の仕事については、クラブ細則に詳細が定められている。

1.04.1. 資格 (Qualifications)

クラブ理事会と役員の仕事は、標準ロータリークラブ定款に説明されている。各役員と各理事は、いずれもそのクラブの正会員でなければならない。理事会メンバーは、現在リーダー職にある(または直前にリーダー職にあった)ロータリアンであるべきであり、活気あるクラブづくりに情熱と力を注いでいる人であるべきである。

クラブ会長は、会長エレクトである間に、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない(標準クラブ定款第10条第5節)。さらに、会長は以下の条件を備えているべきである。

- 1) クラブ全体を指揮し、会員からの支援を集めるのに必要なスキルを備えている
- 2) クラブの活動を遂行し、会員を指揮するのに必要な時間と労力を捧げることができる
- 3) 会長への指名に先立つ少なくとも1年間、そのクラブの会員である(ガバナーにより例外が認められた場合を除く)、および、クラブの理事、主要な委員会の委員、幹事のいずれかを務めた経験がある
- 4) 少なくとも1回の地区大会または国際大会に出席した経験がある
- 5) クラブの定款と細則を理解している(ロータリー章典10.020.)

1.04.2. クラブ理事会および役員の選出 (Selection of Club Board of Directors and Officers)

クラブの理事と役員の選出手続は、各クラブの細則に説明されている。クラブは、より多くの会員に指導力養成の機会を提供し、かつ、さまざまなアイデアを取り入れるために、毎年役員を交代すべきである。このベストプラクティスは、会長と幹事の職はもとより、理事会メンバーや委員長の仕事にも適用すべきである。

場合によっては、2年目に同じ役員を選ぶことがクラブにとって最善なこともある。しかし、避けられる場合には、役員が2年続けて同じ役職に就くべきではない(ロータリー章典10.010.)。

1.04.3. 役員の就任式 (Officer Inductions)

各ロータリークラブは、クラブ役員と会員が、クラブとロータリーに対する意欲を新たに、再認識する機会を与えるため、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開くべきである(ロータリー章典10.010.3.)。



1.04.4. クラブ役員の仕事 (Club Officer Duties)

各クラブ役員には、具体的な責務がある。詳しくは、「クラブ役員キット」(225)に含まれている以下の資料を参照のこと。

[クラブ会長要覧](#) (222)

[クラブ幹事要覧](#) (229)

[クラブ会計要覧](#) (220)

[クラブ管理運営委員会の手引き](#) (226A)

[クラブ会員増強委員会の手引き](#) (226B)

[クラブ広報委員会の手引き](#) (226C)

[クラブ奉仕プロジェクト委員会の手引き](#) (226D)

[クラブ・ロータリー財団委員会の手引き](#) (226E)

▼ 1.05. クラブの各種委員会 (CLUB COMMITTEES)

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標の達成に向けた取り組みをまとめる。会長エレクト、会長、直前会長は、リーダーシップの継続性と後継者育成のために協力する。一貫性を保つため、可能であれば、委員は同じ委員会を3年間務めるべきである。会長エレクトは、就任年度に先立って、委員会の空席を埋めるために委員と委員長を任命し、計画会議を開く責務がある。各委員長は、その委員会の委員を務めた経験を有していることが推奨される。RI理事会は、各クラブが以下の委員会を設置することを推奨している。

- **管理運営委員会**：クラブの効果的な運営を支える
- **会員増強委員会**：新会員を惹きつけ、現会員の積極的な参加を促すための包括的な計画を立て、実施する
- **広報委員会**：一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、これを実施する
- **奉仕プロジェクト委員会**：地元地域および海外の地域社会におけるニーズに取り組む教育的、人道的、職業的プロジェクトを立案し、これを実施する

- ・ **ロータリー財団委員会**：寄付および補助金の活用を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、これを実施する

必要に応じて、クラブはこのほかの委員会を設けることができる。

1.05.1. 研修の要件 (Training Requirements)

クラブの各委員長は、就任する前に地区研修・協議会に出席すべきである。

1.05.2. 地区リーダーシップチームとの関係 (Relation to the District Leadership Team)

クラブの各委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきである。

1.05.3. 報告要件 (Reporting Requirements)


クラブの各委員会は、委員会活動についてクラブ理事会に定期的に報告し、クラブ協議会で報告を行うべきである (ロータリー章典17.030.6.)。

▼ 1.06. クラブの例会 (CLUB MEETINGS)




1.06.1. 例会場 (Meeting Places)

クラブは、例会を開く場所を決定する。各クラブは、ほかのロータリークラブのどの会員でも出席できるような場所で例会を開くものと期待されている (ロータリー章典7.010.)。ロータリアンは、公式名簿またはロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) の「[クラブ検索](#)」で、クラブの例会曜日、時間、場所を見つけることができる。クラブは、体の不自由な人が例会に出席したり、クラブの奉仕活動に参加したりできるよう手配すべきである。ロータリーEクラブは、直接顔を合わせて会合を開く代わりに、主にオンラインで会合する。

1.06.2. 来賓 (Guests)

ロータリアンではない地元の人々がクラブとその目的について知ることができるよう、例会に来賓を招くことが奨励されている (ロータリー章典7.080.1.)。 

クラブはまた、以下のことを行うよう奨励されている。

- 1) 来訪ロータリアンとその配偶者を歓迎すること。来訪ロータリアンの同伴者に例会への出席を認めるかどうかは、クラブの裁量で決定できる (98-278; ロータリー章典7.080.3.) 
- 2) 学生を招き、ロータリーの活動成果や価値観を紹介する (ロータリー章典7.080.2.) 
- 3) ロータリー財団の学友、特にクラブの所在地域に最近転居してきた学友を歓迎すること。学友は、来訪ロータリアンが払うのと同じ出席費用を払うものと期待される (ロータリー章典7.080.4.) 

すべての会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典を持つ。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く (RI細則4.100.)。

1.06.3. クラブのプログラムと例会の議題 (Club Programs and Meeting Agendas)

クラブは、地元地域のニーズに応じたプログラムと例会の議題を立案する。クラブは、奉仕プロジェクトと活動およびクラブ業務について話し合うことのみを目的とした例会を開く (ロータリー章典7.030.)。

クラブは、会員にロータリーの情報を伝え、指導力養成研修を提供することのみを目的とした例会を定期的に開く (ロータリー章典7.030.1.)。

クラブは、公共問題について話し合ってもかまわないが、このような問題が論議を呼ぶものである場合には、あらゆる意見が十分に代表されることが条件である（ロータリー章典7.030.2.）。

各年度に少なくとも2回、ロータリー財団の目的、プログラム、寄付増進活動に関するプレゼンテーションを含む例会を開く。これらのプログラムのうち一つは、ロータリー財団月間である11月中に開くのが望ましい（ロータリー章典7.030.4.）。

1.06.4. 出席（Attendance）

クラブ例会への定期的な出席、およびクラブの奉仕プロジェクト、行事、活動への積極的な参加は、クラブとロータリーに対する会員の献身を示すものである。出席の要件は標準ロータリークラブ定款に規定されている（標準クラブ定款第9条および第12条第4節）。クラブのリーダーは、例会への出席、ならびにクラブの奉仕プロジェクト、その他の行事、活動への参加を会員に奨励する（ロータリー章典7.060.）。

例会の欠席は、標準ロータリークラブ定款に記載されたさまざまな方法でメイクアップできる（標準クラブ定款第9条）。

地区大会などのRIの会合に出席した会員は、その会合に出席した日を、会合出席のために欠席したクラブ例会のメイクアップとして数えることができる。

クラブは、クラブ細則に記載されている通り、出席規定の適用の一時的な免除を認める方針について、会員に知らせるべきである（ロータリー章典7.070.）。

1.06.5. 祝詞および祈祷（Invocations and Prayers）

世界中のロータリークラブには、さまざまに異なる宗教的信仰あるいは価値観をもち、人類への奉仕の下に結束している会員がいる。各ロータリークラブは、寛容というロータリーの基本原則に立ち、ロータリアン共通の奉仕の理念とプロジェクトを強調するような形で、良識を働かせて例会を行う（ロータリー章典7.020.）。

1.06.6. 政治（Politics）

RIとその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控える。ロータリアンは、政府や行政当局に圧力をかけるような声明を採択することを禁じられている。しかし、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

- 1) 世界理解と平和というロータリーの目的の追求と、自己の職業および地元地域への奉仕に影響を及ぼすものに限っては、クラブで、地元地域や世界各地の政治状況を検討すること。問題を公平な立場で全体で討論した後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるよう、釣り合いのとれたプログラムと討論を通じて信頼できる情報を得るものと期待されている
- 2) クラブ外では、すべての人の尊厳と個人の必然的人権の尊重に対する認識を高めるために、言葉ばかりでなく立派な行為を通じて、個人として、また、できるだけ多くの合法的グループおよび団体において、積極的に行動すること（89-134、ロータリー章典2.100.）

1.06.7. 酒類（Alcoholic Drinks）

ロータリーの会合で酒類を供するかどうかは、各クラブが決定するものとする。この問題に関してロータリーは何ら公式の方針を持っていないが、これまでの経験と多くのロータリアンが表明した意見に従い、少なくとも飲酒の習慣のない国においては、ロータリーの会合で酒類を供しないほうがロータリーのために最善である。

1.06.8. 喫煙 (Smoking)

喫煙は健康に有害であるため、会員ならびに来賓は各自、会合やそのほかのロータリー関連の行事の間、喫煙しないよう奨励される (RI細則2.050.)。

1.06.9. ロータリアンの講演者と来訪者の謝礼費用 (Paying Expenses of Rotarian Speakers and Visitors)

クラブがRIの現役員や元役員、あるいはほかのロータリアンを例会や行事に招く場合、そのクラブが費用を負担するものと期待されている。RIは、ロータリーについて話す有料の講演者をクラブに派遣したり、クラブのために講演者を確保することはない (ロータリー章典7.040.)。講演はクラブ例会の必須条件ではない。クラブは、クラブの現在または将来のプロジェクトや活動に関連する講演、またはクラブと会員にとって有用な講演に限り、講演者を招くべきである。

1.06.10. クラブ協議会 (Club Assemblies)

クラブ会長の指揮の下、クラブのプロジェクト、活動、そのほかの取り組みについて話し合うために、クラブ役員、理事、各委員長を含め、全クラブ会員が出席するクラブ協議会を開く。クラブ協議会は、しばしば、ガバナーやガバナー補佐の訪問時に開かれ、また、地区のプロジェクトや取り組みについて会員に情報を提供するために、地区研修・協議会と地区大会の直後に開くべきである (ロータリー章典7.050.)。クラブ協議会に関する詳細は、「[クラブ会長要覧](#)」(222)を参照のこと。

▼ 1.07. クラブの会員 (CLUB MEMBERS)

ロータリークラブの会員身分はあくまで個人のものであって、個々の会員を雇用する法人企業のものではない (ロータリー章典4.030.)。

各クラブは、一事業、一専門職、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員基盤を有するために努力する (RI定款第5条第2節 (b))。この原則はまた、クラブで代表される性別と年齢グループにも当てはまる。クラブは、地域の人口統計を調べ、地域社会を代表するような会員基盤をもつことを目指すべきである。クラブとは、アイデアの話し合いやリーダーによる行動を助長するところである。その会員は、より良い地域社会をつくることに情熱をもち、リーダーとしての資質を備え、地元地域の社会問題に取り組むために各自の専門知識を生かしている人々である。

クラブはまた、RIとロータリー財団のプログラム学友 (元ローターアクター、元ロータリー平和フェロー、元インターアクター、入会資格を有するロータリーファミリーのその他の人) を含む若い職業人を惹きつけるために努力する。クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除できる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担したり、地区研修・協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区会費を減額できる (ロータリー章典5.040.2.)。クラブはまた、地元地域のRIとロータリー財団のプログラム学友 (会員となる資格をまだ備えていない学友や、入会の誘いを辞退した学友を含む) との連絡を維持すべきである (ロータリー章典5.020.)。

RI加盟年月日に関係なく、いかなるクラブも、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款またはRI細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課することはできない (RI細則4.070.)。



1.07.1. 職業分類 (Classification)

職業分類の原則は、クラブが地域社会をより多様に反映できるようにするためのものである。ロータリークラブの各正会員は、各自の現在または過去の事業、職業、または社会奉仕の種類に応じて分類される(標準クラブ定款第8条、第1節(a))。例えば、電気技師や保険査定員として雇用されている人や、鉄道会社・鉱業会社・製造会社の経営者は、現在または過去の役職に基づいて、あるいはその企業または団体の代表として、入会を考慮され得る。

各クラブは、多様な会員基盤をもつよう努力し、新しい職業分類を見つけるために、地域の現在の事業、職業、社会奉仕の状況に目を向けるべきである。職業分類の規定は、標準ロータリークラブ定款第8条に定められている(ロータリー章典4.050.)。

選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの元会員またはロータリー財団学友の職業分類は、その人が正会員に選出されることを妨げるものではない。ただし、会員が職業分類を変更した場合、クラブは同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる(RI定款第5条第2節、標準クラブ定款第8条第2節)。

1) 職業分類の調査

クラブがさらに発展できる分野を見極めるために、職業分類のリストを活用できる。クラブは、地元地域の現在の職種構成を反映させた職業分類調査を行うべきである(ロータリー章典4.050.)。クラブの会員状況を分析評価するための各種資料を、www.rotary.org から入手できる。

2) 事業場または住居の所在地

クラブの各正会員は、クラブで分類されている事業、専門職、または社会奉仕に、直接かつ積極的に現在携わっているか、携わった経験がなければならない。別段の規定による場合を除き、正会員の事業場または住居は、クラブの所在地域内、もしくはその周辺地域になければならない(RI定款第5条第2節、標準クラブ定款第7条第3節)。

クラブから離れた場所へ移転する正会員は、クラブの理事会によって、1年を限りとして同クラブにおける会員身分の継続、または出席規定の適用の免除が認められる。ただし、その会員はクラブ会員身分に伴うすべての条件を引き続き満たさなければならない(RI定款第5条第2節(a)、標準クラブ定款第12条第2節(a))。

1.07.2. 他団体の会員 (Membership in Other Organizations)

ロータリアンは、会員としての義務を果たす機会を事実上減らしかねない同種の地域クラブまたは奉仕クラブに所属することはできない。ロータリークラブ入会者の選考に当たっては、既にほかの奉仕団体の会員であるか否かを明らかにすることが求められている。ロータリアンが、同種の地域クラブまたは奉仕クラブに入会しようとする場合は、あらかじめ所属ロータリークラブの理事会の承認を求めなければならない(ロータリー章典4.020.)。クラブ理事会は、正当な理由がある場合、いかなる会員の会員身分も終結できる(標準クラブ定款第12条第5節(a))。ほかの奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、ロータリークラブ会員としての義務を果たしていない場合も、その会員身分を終結できる(ロータリー章典4.020.1.)。

1.07.3. 同じクラブで同時に正会員および名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同じクラブで同時に正会員と名誉会員になることはできない (RI細則4.040.、標準クラブ定款第7条第6節)。ただし、一つのクラブで正会員であり、ほかのクラブで名誉会員であることはできる。衛星クラブの会員は、スポンサークラブの会員でもある。

1.07.4. 名誉会員 (Honorary Membership)



名誉会員を選ぶ手続は、標準ロータリークラブ定款の第7条第6節に詳しく記載されている。名誉会員の地位はクラブが与える最高の栄誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。クラブは、ロータリーの理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの取り組みを末永く支援した人への称号としてのみ、名誉会員の地位を与えるべきである (ロータリー章典5.010.)。

名誉会員は、入会金と会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、所属するクラブのあらゆる会合に出席したり、RI徽章、バッジ、その他のRIの記章を着用したり、そのほかクラブのあらゆる特典を享受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められない。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなくほかのクラブを訪問する権利がある。名誉会員身分は、一人が二つ以上のクラブで保持することができる (RI細則4.050.2.、標準クラブ定款第7条第6節)。



1.07.5. 新会員の入会式 (Induction of New Members)

クラブは、新会員を迎え入れるために入会式を開く (ロータリー章典5.050.3.)。各クラブは、独自に意義深い入会式の手続きを定める。入会式に関する情報は、[「クラブ会長要覧」](#) (222) を参照のこと。

クラブはまた、ロータリアンとなることの恩恵と責務について、入会前にロータリアン候補者を教育することを目的とした、充実した会員情報プログラムを開発するよう奨励されている。情報提供、推薦、入会という3段階に関する情報は、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/myrotary/ja) に掲載されている。

1.07.6. 会員証 (Membership Cards)

ロータリークラブは、正会員に対して、RIの公式免許取得者から入手可能な会員証を発行する。クラブを訪問するロータリアンで、そのクラブに個人的に知られていないロータリアンはすべて、自己紹介の手段としてロータリーの会員証を提示すべきである (ロータリー章典6)。



1.07.7. 会費 (Dues)

すべてのクラブ会員は、クラブ細則の定める入会金と年会費を納入しなければならない (標準クラブ定款第11条)。これに加え、各クラブは、地区会費 (第2章を参照) とRI人頭分担金 (第4章を参照) を支払う。

1.07.8. 雑誌の購読 (Magazine Subscriptions)

すべての会員は、機関雑誌「ザ・ロータリアン」誌 (米国とカナダ)、またはロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌の有料購読者でなければならない。ただし、機関雑誌に用いられている言語、またはRIが認可し、クラブに対して指定した雑誌に用いられている言語を会員が読めない場合は、その例外とする (RI細則20.030.2.)。各会員は、印刷された

雑誌を郵送で受け取るか、オンラインで電子版の雑誌を受け取るかを選択できる（機関雑誌のみ）。同じ住所に住む2名のロータリアンは、雑誌を合同で講読することができる（RI細則20.020.2.）。

1.07.9. 青少年の保護（Youth Protection）

青少年保護および未成年者の旅行に関するロータリーの方針（クラブにおける会員の終結に関する規定も含む）は、本要覧第7章、RI細則3.030.4、およびロータリー章典2.110に記載されている。

1.08. 会員増強（MEMBERSHIP DEVELOPMENT）

クラブは、現会員の積極的な参加を促し、入会者を惹きつけることによって、会員を増やすよう努力すべきである。会員増強に関する詳しい情報は、「[会員増強推進用手引き](#)」（417）を参照のこと。

▼ 1.09. 試験的プロジェクト参加クラブ（PILOT PROJECT CLUBS）

RI理事会は、最高1,000クラブが標準ロータリークラブ定款に変更を加えることを認める試験的プロジェクトを実施する。プロジェクトの目的は、ロータリークラブの現在の組織構造、運営、入会手続きの効果に対して、これらの変更が与える影響を調べることである（RI定款第5条第4節）。こうした試験的プロジェクトを効果的に評価するため、RI理事会は、試験的プロジェクトの開始後に新しくクラブが試験に加わることを認めていない。2013-14年度の開始時現在、RI理事会はいくつかの試験的プロジェクトを実施している。

- 1) 準会員の試験的プログラムは、一定期間内に正会員になることを視野に入れた上で、準会員となることを認めることで、ロータリークラブについて学び、ほかの会員と親交を結び、プログラムやプロジェクトに参加しながら、会員としての責務と機会を理解できるようにするものである。
- 2) 法人会員の試験的プログラムは、法人または企業が地元ロータリークラブの会員となり、その指定代表者（最高4名まで）が例会に出席し、プロジェクトで活動し、クラブの投票権を持ち、クラブ役員や委員会に就き、そのほかのクラブ活動に参加することを認めるものである。
- 3) 革新性と柔軟性のあるクラブの試験的プログラムは、クラブ会員と地域のニーズに応じたクラブ運営方法を、クラブが独自に決定することを認め、標準ロータリークラブ定款とロータリークラブ細則に修正を加えることを認めるものである。ただし、RI会費について変更を加えることはできない。
- 4) 衛星クラブの試験的プログラムは、週に数回、それぞれ違う場所、曜日、時間に例会を開くものである。

▼ 1.10. 新クラブ（NEW CLUBS）

新クラブの結成は、会員基盤を広げる機会である。地区において新クラブの設立を許可できる唯一のロータリー役員は、地区ガバナーである。詳しくは「[新クラブを結成する](#)」（808）を参照のこと。

1.10.1. 創立会員の最低人数 (Minimum Number of Charter Members)

新クラブは最低20名の創立会員を有していなければならない。創立会員の少なくとも50パーセントは、新クラブが設立される地元地域社会に居住または勤務している人でなければならない(ロータリー章典18.040.5)。

1.10.2. 僻地への拡大 (Extension to Isolated Communities)

ロータリーのない国や地域にロータリーを拡大することに関心のあるロータリアンは、RIに連絡して詳細な情報を得るべきである。新しいロータリークラブを設立することに関心のあるロータリアンは、そのクラブが設立される地区のガバナーに連絡を取らなければならない。僻地への拡大は、その地域の住民からクラブ設立の要請を受け、新クラブの結成を援助する地理的に近接した地区の存在が確認された場合に限り、着手される(ロータリー章典18.030.)。

1.10.3. 既存ロータリークラブの合併 (Merger of Existing Rotary Clubs)

同一地区内の二つまたはそれ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する財政義務とその他の義務を果たしている限り、RI理事会に合併を申請することができる。合併したクラブは、記録史料の一部として、元のクラブの名称、加盟認証日、徽章その他の記章を、歴史的記録の一部として保持できる(RI細則2.060.)。

▼ 1.11. クラブの条件 (CLUB REQUIREMENTS)

1.11.1. 名称と所在地域 (Name and Locality)

各クラブは、ある一定の場所(地域)に結成されなければならない。クラブ定款の中でその所在地域を定めなければならない。クラブ所在地域の典型的な説明は、「××市(町・村)とその周辺地域」となる。所在地域は、社会への奉仕に活発に参加している事業や専門職の従事者が十分な人数おり、それらの人々の事業場、あるいは住居が、クラブとして活動するために十分に近ければ、どのような地域であってもよい。ただし、クラブ定款に定められた所在地域名へのその後の変更は、RI理事会の承認を得なければならない(標準クラブ定款第3条と第19条、ロータリー章典 3.020.)。

ロータリークラブの名称は、クラブの所在地域を特定するものである。名称(その全部または一部)は、その地域の地図で容易に確認できるものとし、その地域に不案内な人にもクラブの大体の所在地が把握できるものとすべきである。Eクラブの所在地は、全世界、またはクラブ理事会の決定通りとするものとする。仮クラブは、それぞれ、その所在地域を表す名称を採用した上でRIの承認を得、これを定款の中に入れなければならない。承認後は、RIおよびクラブ双方の同意によるほか、これを変更することはできない。正式な形式でのクラブの名称は「(地域社会名)ロータリークラブ(都道府県名/州名、国名)」(Rotary Club of Community, State/Province/Prefecture, Country)、あるいは「(地域社会名)ロータリーEクラブ(都道府県名/州名、国名)」(Rotary E-Club of Community, State/Province/Prefecture, Country)である(RI定款第5条第2節(d)、標準クラブ定款第19条、ロータリー章典 3.010.)。

1.11.2. クラブの最低基準 (Minimum Standards for Clubs)

RI理事会は、すべてのクラブが確実に機能するようにする責任があり、機能しているクラブを次のように定義している。

- 1) 国際ロータリーに人頭分担金を納入する
- 2) 定期的に会合を開く
- 3) 会員が、公認のロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌（「ザ・ロータリアン」誌、またはロータリー地域雑誌）を購読する
- 4) 地元や他国の地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを実施する
- 5) ガバナー、ガバナー補佐、またはRI役員の訪問を受け入れる
- 6) ロータリー章典72.050節の規定通り、適切な賠償責任保険に加入する
- 7) RI定款、RI細則、ロータリー章典に相反しないやり方で行動する
- 8) 他からの援助なしにRI会費と地区賦課金を支払う
- 9) 期日通りにdata@rotary.org に正確な会員リストを提供する
- 10) クラブ内部の論争を友好的な方法で解決する
- 11) 地区との協力的な関係を維持する
- 12) 国際ロータリー、ロータリー財団、協力財団、ロータリー国際事務局を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりしないことで、RIに協力する（ロータリー章典2.010.1）

これらの基準をクラブが満たしていないと事務総長が判断した場合、ガバナーの勧告を受け、RI理事会に代わって、「機能喪失」を理由としてクラブの加盟を終結させる権限が事務総長に与えられている（ロータリー章典31.030.6.）。

1.11.3. 国法の順守（Club Compliance With National Laws）

各ロータリークラブは、クラブが運営されている国の法律に従うものと期待されている。クラブは、以下の条件の下、特定の法的要件を満たすために必要な措置を取ることができる。

- 1) 当該国におけるクラブの組織、実際の管理運営、機能に関連する措置が、RIの組織規定に違反しないこと
- 2) 時折改正されるRI組織規定に、クラブが従い続けること
- 3) クラブが、あらゆる面で国際ロータリーの加盟ロータリークラブであり続け、加盟クラブとして機能すること

自国の法律がRI組織規定と矛盾する場合、関係クラブは必ずRI理事会に問題を提出し、検討を仰ぐべきである（ロータリー章典2.070.）。

1.11.4. 仲裁および調停（Arbitration and Mediation）

標準ロータリークラブ定款の第12条と16条は、クラブ内の意見の衝突の調停または仲裁手続を規定している。RI細則第24条は、ロータリークラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RIまたはRI役員との間の意見の食い違いを解決するための手続を定めている。

1.11.5. ロータリークラブと他団体（Rotary Clubs and Other Organizations）

クラブは、いかなる他団体にも加入できず、また、他団体の会員としての義務を負うべきでもない（ロータリー章典11.040.1.）。クラブは、その会員を他団体に束縛したり、RIの枠外で正式なクラブの連合体を設立する権限はない（ロータリー章典2.020.）。

クラブは奉仕プロジェクトの後援において他団体と協力できる（ロータリー章典2.020.）。クラブの役員と委員会は、他団体の役員および委員会と会合してもよいが、クラブの同意なしにクラブを束縛することはできない（ロータリー章典11.040.4.）。また、第2章の「地区とロータリークラブによる他団体との協力」、第14章の「ロータリークラブ、ロータリー地区、ほかのロータリー組織によるロータリー標章の使用」、「ほかの団体の標章との使用」を参照のこと）。

クラブは、都市内または都市圏内のほかのクラブやほかの奉仕団体と協同し、長期的な奉仕活動を開発し、維持していくよう奨励されている。ただし、合同奉仕活動に参加するすべてのクラブが明確に認知されるものとする（ロータリー章典27.060.4.）。

1.11.6. 賛助グループ (Auxiliary Groups)

多くのクラブは、奉仕活動やクラブの諸活動においてクラブに協力し、これを支える、会員の親族をもって構成される委員会またはその他の組織を有している。クラブは、次の指針に沿った上で、ロータリアンの配偶者または家族のグループを提唱するよう奨励されている。

- 1) 賛助グループ、委員会、団体は、その配偶者または家族が会員である地元のロータリークラブと提携し、定期的に連絡を取り続けること
- 2) このグループの目標には、ロータリークラブ奉仕活動の支援、会員間の友好の奨励、ロータリーの理念一般の推進が含まれていること
- 3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリークラブの目標を支援または補足すべきものであること

その趣旨は、賛助グループが地元のクラブと非公式に提携するというにすぎない（ロータリー章典6.020.1.）。このようなグループは、ロータリー標章の使用に関する制限事項を参照すべきである（第14章参照）。

1.11.6. 家族 (Family)

すべてのロータリークラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリークラブ会員の配偶者と家族のことを考慮に入れるべきである。これらの配偶者と家族は、ロータリークラブの奉仕目標に寄与することができる（89-139）。

1.11.7. 新しい地域社会に移転するロータリアン (Rotarians Who Move to a New Community)

会員が新しい地域社会に移転する場合、その会員の所属クラブは、移転先の地域社会のクラブにその会員に関する情報を提供すべきである（ロータリー章典4.060.）。

元ロータリアンが、RI細則に従い新しいクラブの会員として推薦された場合、クラブは、その会員候補者が以前に所属していたクラブに連絡し、その会員候補者のロータリーでの活動と関心について情報を要請すべきである。このような手続により、クラブは、その会員の特定の関心分野を生かすことができる。さらに、元会員を入会させたいと望むクラブは、その会員に元クラブへの金銭的債務が一切ないことの証明を要請すべきである。もし、そのような証明が30日以内に提供されなかった場合、クラブは、元会員が前のクラブに一切債務がないと見なすことができる。新しい地域へ移転する会員はまた、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) に掲載されている「[ロータリアン移転書式](#)」に記入し、これを提出してもよい。この会員の新しい連絡先は、該当する地区のガバナーに転送される。ただし、RIが自動移籍の手続きを行うことはなく、入会については引き続き、地元のロータリークラブの裁量に任される（RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節、ロータリー章典4.060.1.）。

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦できる。クラブも、元クラブ会員を正会員として推薦できる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない（RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節）。

1.11.8. ロータリー財団への強制的寄付の禁止 (Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation)

ロータリー財団への寄付を会員の資格条件としてはならない。クラブが財団への寄付を会員資格とするような細則を制定することは禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは認められない(ロータリー章典5.050.7.)。

▼ 1.12. クラブの財務 (CLUB FINANCES)

1.12.1. クラブ資金の取扱 (Handling Club Funds)

各会計年度の初めに、クラブの理事会は、その年度の収支予算を作成し、承認する。詳細は、「[クラブ会計要覧](#)」(220)を参照のこと。

すべての勘定書は、理事もしくはほかの役員のうち2名の承認を受けた後ではじめて、会計あるいはほかの権限ある役員によって支払われるものとする。クラブのすべての財務処理は、毎年、公認会計士またはほかの有資格者が監査を行わなければならない(ロータリー章典9.010.)。

クラブの例会は、食事または講演(卓話)を伴うことが義務付けられておらず、よって個々のロータリアンの費用を抑えることができる(ロータリー章典9.010.2.)。クラブは、会員の費用を最小限に抑えるために、罰金を課したり、非公式のクラブの賦課金を設けるといった慣行を見直すべきである(ロータリー章典9.010.1.)。

1.12.2. 新加盟クラブ (Newly Admitted Clubs)

5月15日またはそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担当金を支払うものとする。同様に、11月15日またはそれ以前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担当金を支払うよう要請される。

1.12.3. 比例人頭分担当金 (Prorated Dues)

クラブに新たに入会した会員のおのおのにつき、各クラブは、次の半期が始まるまで比例人頭分担当金を支払わなければならない。会員となってから丸1カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担当金の12分の1とする。比例分担当金は7月1日と1月1日に支払うものとする(RI細則17.040.2.)。

半期中途で退会した会員の人頭分担当金については、クラブはRIから払戻しを受けることができない。比例人頭分担当金は、RI細則4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする(RI細則17.040.2.)。時としてクラブが、会費の徴収を済ませる前に、支払うべき人頭分担当金および雑誌購読料をRIに送金し、後に至りその期間の会費を未払いのまま死亡、退会、あるいは会員資格を喪失した会員の分をクラブが立て替えたことが判明した場合、事務総長は、適切な調整をして払い戻しをする権限が与えられている(ロータリー章典71.010.2.)。

1.12.4. 半期報告 (Semiannual Reports)

7月と1月の初めに、クラブ会長、幹事、会計、クラブのEメールアドレスに、半期報告(SAR)書類の電子ファイルが送られる(EメールアドレスがRIに報告されている場合)。また、各クラブ幹事には、印刷した半期報告書類も送られる(ただし、クラブが半期報告書類を用紙で受け取らない設定を行った場合を除く)。クラブは、人頭分担当金請求書が正

確なものとなるよう、毎年6月1日と12月1日までに、更新した会員リストをRIに提出しなければならない。7月または1月の第3週までに半期報告書類をRIから受け取っていないクラブは、www.rotary.orgから書類をダウンロードするか、Eメール (data@rotary.org) で要請すべきである。半期報告書類を受け取らなかった場合も、人頭分担金を支払わなければならない。詳しくは、www.rotary.orgの「会費(人頭分担金)」のページを参照のこと。

半期報告の請求書には次の項目が記載されている場合がある。

- 「ザ・ロータリアン」誌の定期購読料(ロータリー地域雑誌の定期購読料は別に請求される)
- 保険料(不定額、米国のクラブのみ)


クラブ会長と幹事は、以下の方法で半期人頭分担金を支払うことができる。

- ウェブサイト (www.rotary.org) からクレジットカード払い
- 半期報告書類を添えて小切手または為替払い
- 電信送金

1.12.5. RIに対し滞納金のあるクラブ (Clubs With Past Due Financial Obligations to RI)

全クラブには、各半期報告書類で、RIに対する人頭分担金およびその他の納入義務金の未払いに関する理事会方針が通知される(ロータリー章典9.020.1.)。終結の通知は、クラブ会長に送付され、同地域のガバナーと理事にも終結について通知される(ロータリー章典9.020.3.、9.020.6.)。詳細はロータリー章典を参照のこと。

1.12.6. 納入義務金の未払いにより加盟が終結されたクラブの加盟復帰 (Reinstatement of Clubs Terminated Due to Nonpayment of Financial Obligations)

加盟が終結されたクラブは、終結後に加盟復帰を試みることができる。クラブが加盟復帰しようとする場合、クラブは未納金全額および加盟復帰料を支払わなければならない(ロータリー章典9.020.7.)。 

加盟復帰に関する詳細は、ロータリー章典を参照のこと。

1.12.7. 支援業務が一時停止されているクラブの加盟状況 (Status of Clubs With Services Suspended)

会費またはRIに対するそのほかの金銭的債務、または承認されている地区賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、RI理事会がこれを一時停止とすることができる(RI細則3.030.)。停止の理由が6カ月以内に解消されない場合、RI理事会はそのクラブを終結する。クラブは、加盟が停止されている間、RI細則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たない。ただし、RI定款によってクラブに与えられている権利は保持する(RI細則3.040.)。

ロータリークラブが6カ月を超えて地区の人頭賦課金を滞納していることを地区ガバナーが確認した場合、同クラブに対するRIからの支援業務が一時停止となる可能性がある(ロータリー章典31.030.14.)。このクラブが地区人頭賦課金を支払ったことをガバナーが確認するまで、以下のRIの支援業務が停止される。

- 1) RIのメーリングリストへの掲載
- 2) 出版物や定期刊行物の送付
- 3) ロータリープログラム補助金(奨学金)の提唱クラブまたは受入クラブとしての認定など、事務局からの支援業務

- 4) ガバナー月信、地区のメーリングリストへの掲載、ガバナー訪問といったガバナーからの支援

地区ガバナーは、停止処分中のクラブが以下の事柄を行うことができるよう、引き続き最低限の送付物をクラブに送付しなければならない。

- 1) ガバナー指名委員会に推薦書を送付する
- 2) 認められた郵便投票を行う
- 3) 地区大会および地区研修・協議会において投票する
- 4) 規定審議会に制定案または決議案を提出する
- 5) 規定審議会に提出された立法案を支持する
- 6) 地区ガバナー候補者の指名に対する対抗候補者を支持する
- 7) RIの組織規定により認められているそのほかの行動を取る（ロータリー章典17.060.1.）

11.2.8. 保険と法人組織（Insurance and Incorporation）

クラブは、クラブのプロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される必要があるかどうかについて、法的な助言を受けるべきである。保護は、クラブ自体（またはその活動）の法人化を通じて、あるいは損害賠償保険への加入によって手配できる。

米国およびその領土におけるクラブに対しては、賠償責任保険と理事および役員／雇用慣行賠償責任保険への加入が義務付けられており、これはRIを通じて提供される。保険金および関連諸費用を支払うのに十分な金額について、各クラブの査定が行われる（ロータリー章典72.050.2.）。

ロータリークラブの法人化の是非は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決定できる（ロータリー章典2.050.）。ロータリークラブ側に法的責任が生じる可能性がある特殊な活動に従事することをクラブが提案する場合、クラブ自体よりむしろ活動を法人化することが望ましい（ロータリー章典2.060.）。

RI理事会は、クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、現在のRI定款・細則に忠実に従うという文言を加えるならば、法人化に反対するものではない（ロータリー章典2.050.）。

例えば、RI理事会は、法人設立定款として次のような一般規定を承認している。

本法人の名称は、法人 _____ ロータリークラブと称する。
(国、都道府県) (市町村)

この法人は、非営利法人とする。その目的は、慈善と博愛であり、国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である 州／県の法令の規定の認める範囲内で、本法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である 州／県の法令に反しない細則を採択できるものとする（ロータリー章典2.050.1.）。

新たに設立された法人は、標準ロータリークラブ定款と推奨クラブ細則のすべての関連規定をその法人細則として採用すべきである。法人設立定款は、法人が設立された地域の法律で義務付けられている追加の記述や表明を含まなければならないが、法人となっ

たクラブはあらゆる点においてRIの加盟クラブであり続けなければならない（ロータリー章典2.050.2.）。

事務総長は、RI理事会に代わって、法人申請書を審査し、受諾するよう要請されている。さらに方針声明が必要とされる特別な状況の場合、事務総長は、この申請書を理事会の執行委員会に付議する（ロータリー章典2.050.3.）。

▼ 1.13. 広報（PUBLIC RELATIONS）

1.13.1. 個々のロータリアンの責務（Responsibility of the Individual Rotarian）

各ロータリアンは、ロータリーの使命、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績の周知を図る機会を求めるものと期待されている（ロータリー章典9.040.1.）。

ロータリアンは、地域社会におけるロータリーの発展と奉仕活動を改善するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているのかについて、自らほかの人々に知らせることによって、クラブを紹介するよう求められている。

1.13.2. ロータリークラブの責務（Responsibility of the Rotary Club）

広報に関連するクラブの責務は、「[クラブ広報委員会の手引き](#)」（226C）を参照のこと。

1.13.3. 不利な広報（Adverse Public Relations）

ロータリーの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じた場合、クラブは、正確な一般向け情報ならびに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めるべきである（ロータリー章典9.040.6.）。

不利な広報への対応について詳しくは、「[メディア危機対策プラン](#)」（515）を参照のこと。

1.13.4. ロータリーと報道機関との関係（Rotary and News Media Relationships）

クラブとガバナーは、ロータリーと報道機関との関係向上のために適切な措置を講じるよう要請されている。さらに、クラブと地区は、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、次のような活動に着手すべきである。

- 1) メディアの役割に関して話をしてもらうため、報道関係者をクラブに招く。
- 2) ロータリアンのために、広報とメディアの利用に関する研修会、グループ討論会、あるいはフォーラムを開催する。講演者またはパネリストとしてメディア関係者を招く。
- 3) 若いジャーナリストを対象に、クラブを基盤とした職業能力開発の機会を設け、参加者からの感想を求める。
- 4) 報道機関の代表者をロータリークラブ会員に迎え入れるよう、一層の努力をする。

1.13.5. ロータリー地域雑誌（Rotary Regional Magazines）

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーの公共イメージを推進するためのものである。ロータリー章典に記載された基準を満たしているロータリー出版物は、認定を申請することができ、RI理事会の承認を受けた上で、ロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌としての免許を得ることができる。5年ごとに免許の更新が義務付けられている（ロータリー章典51.020.）。

1.13.6. ロータリーの営利化 (Commercializing Rotary)

ロータリーの「[公式名簿](#)」(007)は、全ロータリアンのための情報として毎年発行されている。いかなるロータリアンも、「公式名簿」、クラブや地区の名簿、ロータリー関連プロジェクトや活動に関連して作成されたその他のデータベースや名簿を、営利目的のために使用してはならない(ロータリー章典11.030.6)。



1.13.7. ロータリークラブへの配布 (Circularizing Rotary Clubs)

ロータリークラブへの配布が許される限定条件は以下の通りである。

- 他クラブまたは他クラブの会員の協力を積極的に要請しようとするロータリークラブは、まず、その目的と計画をそれぞれ関係する地域のガバナーに提出し、承認を得なければならない。これは、あるクラブが、二つ以上のロータリークラブ、あるいは二つ以上のクラブの会員の協力を要請しようとする場合にのみ適用される。相手が自発的に選択したコミュニケーション手段 (Opt-in communication choices) を用いた、積極的ではない方法 (ウェブサイトやソーシャルメディアなど) を通じて協力を要請するクラブには、この方針は適用されない(ロータリー章典11.030.1)。
- このような活動を行うロータリークラブは、関係するロータリークラブの名称がわかるよう適切な表示や字句を含め、ロータリーの標章の使用に関するRIの方針に従わなければならない(ロータリー章典11.030.1および33.020)。
- いかなるクラブも、まずRI理事会の承認を受けるまでは、ほかのロータリークラブ、あるいは自クラブの会員以外のロータリアンに資金の援助あるいは営利目的の事業への参加を求めてはならない。
- 事務総長は、許可されていない積極的な懇請活動が行われている地区のガバナーに対し、このような活動を止めさせるための措置を取るよう求めるものとする。引き続き本方針が守られない場合には、クラブの終結も含め、懲戒処分が取られる可能性も考慮に入れた上で、RI理事会へ報告される(ロータリー章典11.030.1)。

一般の人々に対する懇請を行う目的で、商業的な電話勧誘販売、ウェブホスティング、またはEメールの会社を代行として使うことを望むロータリークラブと地区は、まず、関係地域のガバナーにその目的と計画を提出して承認を得た上で、資料配布に関する現行のロータリーの方針を順守し、関係するロータリー組織の適切な表示や字句を含めなければならない(ロータリー章典11.030.4)。

RIの「[公式名簿](#)」は、配布目的のために、ロータリアンまたはクラブや地区に提供してはならない(ロータリー章典11.030.6)。クラブや地区の名簿には、ロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営利目的の郵送名簿としても使用してはならない旨の注意書きを含めなければならない(ロータリー章典11.030.7)。

1.13.8. 会員情報の保護 (Protecting Member Information)

ロータリーは、会員のプライバシーを守ることに全力を注いでいる。公正な情報管理を行うことは、加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々の信頼を維持する上で極めて重要である。

クラブと地区を援助し、ロータリーに関してロータリアンやほかの人々へのコミュニケーションを促進するための努力の一環として、事務局は、慎重に扱うべき個人情報の収集を行っている。プライバシーに関するロータリーの方針の全文は、www.rotary.org/myrotaryを参照のこと。

▼ 第2章 地区 (The District)

地区とは、管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な地域内にあるロータリークラブのグループである。ロータリー地区の活動ならびにその組織は、ロータリークラブを支援し、その取り組みをさらに高めることを唯一の目的とする（ロータリー章典17.010.1.）。

▼ 2.01. 地区編成(DISTRICTING)

2.01.1. 地区内のクラブとロータリアンの数 (Number of Clubs and Rotarians in a District)

大きな会員基盤を持つ地区が、少数のクラブや少人数のロータリアンを有する地区に比べて有利であることは明白であると同時に、小規模地区はRIの管理運営と財務に不利な影響を与える。このため理事会は、現存するすべての地区が、少なくとも75クラブ、2,700名のロータリアンを有するのが望ましいとしている（ロータリー章典17.010.2.）。

2.01.2. 地区編成の変更 (Changing Districting)

RI理事会は、新しい地区の編成、複数の地区の合併、現存地区の境界の変更を行う権限を有する。理事会は、33以上のクラブと1,100名以上のロータリアンを有するいかなる地区の境界変更も、それによって影響を受ける地区内のクラブの過半数の反対を押し切って、行ってはならないものとする。RI理事会は、クラブ数が33未満あるいはロータリアンが1,100名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更できる（RI細則15.010.）。

RI地区編成委員会は、追加地区の設立、地区内クラブの再編成、現存地区の合併にあたって援助を行う。要件や手続きの説明が記載された地区編成提案書式は、日本事務局のクラブ・地区支援室職員 (www.rotary.org/myrotary/ja/contact/reps) から入手できる。編成案を提出する地区は以下に留意すべきである。

- 1) 地区編成委員会は、年度中に随時、提案書の審査を行う。RI理事会の特定の会合で編成案を審議してもらいたいと提案者が望む場合、会合の少なくとも90日前までに提案書を提出すべきである。
- 2) 委員会は、少なくとも60以上のクラブ、または2,100名以上のロータリアンを有し、10年以内に少なくとも75以上のクラブおよびロータリアン数2,700名以上に成長する可能性を示している地区の創設案を好ましいものとみなす（ロータリー章典17.010.4.）。

▼ 2.02. ガバナー (GOVERNOR)

ガバナーはRI理事会の一般的な監督の下に職務を行う、その地区におけるRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えること、また、地区内の継続性を確保することにより、地区内のクラブを指導し、支援する（RI細則15.090.）。

2.02.1. ガバナー候補者 (Candidates for Governor)

可能な限り最適の候補者を確保するために、ガバナーは、地区内のクラブからガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請するものとする。ガバナー候補推薦の参考となるよう、ガバナーの身分、資格、任務に関する情報が全クラブに提供される。

2.01.2. 身分 (Status)

ガバナーは地区のクラブによって指名され、RI国際大会によって選挙されるRI役員である。7月1日に就任し、1年間、または後任者が選挙され資格が確定するまで任務を継続する (RI細則6.060.1.)。

2.01.3. 資格 (Qualifications)

ガバナーノミニーの資格に加え、ガバナーは、就任の時点で、一つまたは複数のクラブで通算7年以上会員であり、ガバナーエレクト研修セミナーおよび国際協議会に出席していなければならない (RI細則15.080.)。

2.02.4. 任務 (Duties)

地区ガバナーの任務は、[「ガバナー要覧」](#) (233) に掲載されている。この要覧は毎年改訂される。地区ガバナーは、ガバナーとしての任務の遂行に加え、[ロータリーの倫理規範](#)を順守するよう期待されている。

2.03. ガバナーエレクト (GOVERNOR-ELECT)

2.03.1. ガバナーエレクト研修セミナー (GETS) への出席 (Attendance at Governors-elect Training Seminar)

ガバナーエレクトはガバナーエレクト研修セミナー (GETS) に出席することが義務付けられている (ロータリー章典19.050.4.)。RI理事会は、ゾーンレベルで、ロータリー研究会に併せて2日間のガバナーエレクト研修セミナーを開催することを採択した。この研修のプログラムには、RI理事会と管理委員会承認された主題が組み入れられている (ロータリー章典19.050.3.)。この研修に関する詳細は、本章の「[会合](#)」を参照のこと。

2.03.2. 国際協議会への出席 (Attendance at International Assembly)

ガバナーエレクトは国際協議会に出席することが義務付けられている。各ガバナーが、地区におけるRIの役員として効果的に行動し、クラブへの指導、指揮、助言を行うためには、この研修が不可欠である。

ガバナー就任に必要な準備としてガバナーエレクトがガバナーエレクト研修セミナーと国際協議会に出席しなければならないことを、各ガバナーは、ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対して強調するものとする。ガバナー候補者が両会合に全期間出席でき、かつ実際に出席するのであれば、指名は認められない。RI会長エレクトは、理事会に代わり、やむを得ない事情を考慮した上で出席を免除できる。ただし、この場合、ガバナーエレクトは事務総長が提供する代替研修に出席することが条件とされる (ロータリー章典19.050.1.)。

2.03.3. そのほかの準備 (Other Preparation)

ガバナーエレクトには、就任の前年度に、ガバナーから以下が与えられるべきである。

- 1) 地区の各種委員会または地区組織に関連した特定の任務
- 2) ガバナーエレクトを参加者として指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するための招請
- 3) 地区大会プログラムに参加するための何らかの任務 (ロータリー章典19.050.10.)

ガバナーは、地区の会合やコミュニケーションにガバナーエレクトを含めるべきである。

また、指導の継続性を図るため、ガバナーエレクトがガバナー就任年度の準備をするにあたって、地区の元リーダーに紹介すべきである。

2.03.4. そのほかの責務 (Other Responsibilities)

ガバナーエレクトの責務は、「[ガバナー要覧](#)」(233)に掲載されている。ガバナーエレクトはまた、以下の会合の責任者となる。

- 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- 地区研修・協議会
- 地区チーム研修セミナー
- 地区会員増強セミナー

これらの会合に関する詳細は、本章に後述されている。

2.04. ガバナーノミニー (GOVERNOR-NOMINEE)

2.04.1. 選出 (Selection)

地区内のクラブによるガバナーノミニーの選出は、ロータリーの原則に矛盾しない品位ある信頼できる方法で行われなければならない(ロータリー章典19.030.1.)。地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前36カ月前から24カ月前までの間に選出しなければならない(RI細則13.010.)。

選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、RI理事会の定める一定期間、当該役職および将来のRI役職の被選資格を失う可能性がある(第3章を参照のこと)(RI細則10.060.、10.070.)。

地区は、ガバナーとしての資格条件を最もよく備えている人物を探して指名するよう要請されている。

2.04.2. 理事会による指名の拒否 (Rejection of Nomination by Board)

ガバナーのノミニーが所定の資格条件に欠ける場合、理事会はその指名を拒否し、事務総長はこれを選挙のために国際大会に提出しないものとする(RI細則13.060.1.)。

2.04.3. 選出方法 (Method of Selection)

RIBI内を除き、地区は、指名委員会の手続き、郵便投票、あるいは地区大会での投票のいずれかの方法によって、ガバナーノミニーを選出しなければならない(RI細則13.020.1.)。指名委員会の手続を用いる地区では、各クラブが対抗候補者を一名のみ推薦できる。各クラブは対抗候補者を一名のみ支持できる(RI細則13.020.9.)。

2.04.4. 投票手続 (Ballot Procedure)

一つのクラブ(会員数に基づき、2票以上の投票権を有する場合)による、ガバナー選出のためのすべての票は、同じ候補者に投じられなければならない。同じ候補者に投じられなかった場合、そのクラブの票は無効とみなされる(RI細則13.020.13.および13.040.1.)。

対抗候補者がいる場合、郵便投票用紙に添付される略歴に記載できるのは、次の項目だけである。

- 1) 候補者の氏名、クラブの名称と所在地、ロータリー在籍年数、職業分類、現在または前の会社の名称、現在または前の会社における役職、最近5年間に出席した会合、ロータリーにおいて選挙または任命されている現役職と任務、ロータリーにおいて選挙または任命されたことのある元役職と任務

- 2) 候補者が従事してきた特別のロータリー奉仕または特定のロータリー活動（例えば、候補者がロータリーを推進するために何をしてきたか）
- 3) 事業や専門職の活動において受けた（または達成した）最も重要な褒賞または業績
- 4) 公共奉仕活動において受けた（または達成した）最も重要な褒賞または業績（ロータリー章典19.030.2.）

2.04.5. 新地区における選出（Selection in New Districts）

既存地区のクラブが新地区に再編される場合、新地区のクラブは、可能であれば、新地区の実効日に先立ち、再編以前にこれらのクラブが使っていたのと同じ手続でガバナーノミニーを選出するものとする。このような手続が事実上不可能な場合、RI理事会は郵便投票の実施を承認し、1名のガバナーを指定してその任に当たらせるものとする（ロータリー章典19.030.3.）。

2.04.6. 資格（Qualifications）

ガバナーノミニーは、選出の時点で「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書きを担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書を担う。ガバナーノミニーは、次の条件を備えていなければならない。

- 1) 地区内のクラブの正会員である（RI細則15.070.1.）
- 2) クラブ会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有している。そして、その職業分類の正当性が疑問の余地のないものである（RI細則15.070.2.）
- 3) クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者である。ただし、この期間は最低6カ月間とする（RI細則15.070.3.）
- 4) RI細則第15.090.節に規定されるガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもそのほかの意味においてもこれを果たすことができる者である（RI細則15.070.4.）
- 5) RI細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、これらを明確に理解している旨の署名入りの声明書を提出している。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあるということを示すものとする（RI細則15.070.5.）

ガバナーノミニーの責務および任務に関する詳細は、ラーニングセンター (learn.rotary.org) を参照のこと。

205 副ガバナー（VICE GOVERNOR）

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである（RI細則6.120.1.）。地区が通常のガバナー選挙のプロセスを用いて副ガバナーを選出するのが最も奨励されている方法である。

206. パストガバナー (PAST GOVERNORS)

各地区は、地区内のロータリークラブの会員であるパストガバナー全員によって構成されるパストガバナー審議会を設置する。ガバナーは、ガバナーエレクトが、国際協議会で討議され、発表された事項を、協議会后1カ月以内にガバナーとパストガバナーに報告する上で助力する。

パストガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない(ロータリー章典19.090.2.)。

ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、援助を必要とするクラブへの直接的な支援(クラブ会長とガバナーの招請によりクラブ理事会の特別メンバーとして)において、パストガバナー審議会の援助を仰ぐよう強く奨励されている(ロータリー章典19.090.1.)。

2.07. 地区ロータリー財団委員会 (DISTRICT ROTARY FOUNDATION COMMITTEE)

RI理事会と管理委員会は、各ガバナーが、就任に大きく先立って、地区ロータリー財団委員会の全委員を任命しなければならないことに同意した。地区ロータリー財団委員会は、1名の委員長と4名の小委員会委員長によって構成される。地区は、追加の小委員会を任命できる(追加の小委員会の中には、オンラインでロータリーに報告できるものもある)。地区は、その地区のロータリアンの関心と興味に合わせて委員会を構成すべきである。地区ロータリー財団委員会が効果的に機能するには、指導力に継続性を持たせる必要がある。従って、委員長は3年任期で任命され、理由があれば解任されるものとする。理由があつて解任となる場合には、管理委員会委員長の事前の承認を得なければならない。地区ロータリー財団委員長の任期3年間の各年度に就任する予定のガバナー(選出されている場合)が、地区ロータリー財団委員長の選出に参加する。必須要件ではないが、地区ロータリー財団委員長はパストガバナーが務めることが推奨されている。当該年度に、ガバナーによって選出された小委員会委員長は、自動的に地区ロータリー財団委員会のメンバーとなる。ガバナーは委員会の職権上の委員となる。ガバナーの直接の指導の下、委員長は委員会と協力して、すべての地区財団活動を計画、調整、評価する。

小委員会の委員は、可能な限り、それぞれの小委員会の担当分野において経験を有する者が務めるべきである。小委員会は、以下の項目の運営にあたるために任命されるものとする。

- 1) ポリオプラス
- 2) 補助金
- 3) 資金推進
- 4) 財団資金管理(ロータリー財団章典7.020.)

地区ロータリー財団委員長およびそれぞれの小委員会の任務は、「[地区ロータリー財団委員会要覧](#)」(300) および「[ロータリー財団章典](#)」に記載されている。

2.08. 活動 (ACTIVITIES)

2.08.1. 多地区合同の奉仕活動とプロジェクト (Multidistrict Service Activities and Projects)

2つ以上の地区のクラブが参加する奉仕活動やプロジェクトは、以下に従う。

- 1) 多地区合同の奉仕活動およびプロジェクトは、
 - a) クラブレベルでロータリーのプログラムを推進するクラブの活動の範囲や効果を妨げたり、損なったりすることなく、その性質と規模という点から、クラブやロータリアンの能力の範囲内で行われるものでなければならない。
 - b) 関係地区の各ガバナーがまずこのような合同活動に同意した上、それぞれの地区内クラブの3分の2の承認があって初めて着手するものとする。
 - c) 関係ガバナーの直接監督下にあるものとする。このような活動のために寄付もしくは拠出された全資金の保管は関係ガバナーが責任を持つものとするが、このような資金の運用管理を援助する関係地区のロータリアンから成る委員会を任命することができる。
 - d) ロータリークラブおよび (または) ロータリアンの任意の参加し、任意であるということが明確に示されていなければならない。クラブまたは個々のロータリアンの参加費用が必要でも最小限にとどめ、人頭賦課金やその他の形で強制してはならないし、またそのようにほめかしてもならない。
 - e) 活動を主催するクラブ以外のクラブまたはロータリアンの協力を必要とする場合、まずほかのガバナーにその目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。
- 2) 一方の地区が「援助提供者」となり、他方の地区が「プロジェクト提唱者」または「援助受領者」となって国際奉仕プロジェクトのために地区同士が協力している場合は、この方針は適用されない
- 3) 多地区合同奉仕活動またはプロジェクトへの参加を打ち切ろうとする地区は、参加を打ち切ることについて地区内のクラブの3分の2の承認を得なければならない。
- 4) 1ロータリー年度を超えて実施される多地区合同活動を始めようとする地区のガバナーは、RIの多地区合同方針に従って運営指針を作成し、事務総長の承認を得なければならない。また、多地区合同活動に関わるガバナーは、この活動またはプロジェクトに関する多地区合同の財務監査報告が作成され、それが参加クラブに配布されるよう確認する責任を有するものとする
- 5) 多地区合同PETSの組織運営については、上記の多地区合同指針が適用されない。代わりに、多地区合同PETSの指針に準拠する (ロータリー章典16.010.)

2.08.2. 地区とロータリークラブによる他団体との協力 (District and Rotary Club Cooperation With Other Organizations)

地区とロータリークラブは、プロジェクトと活動において他団体を支援し、他団体と協力できる。ただし、以下の条件がある。

- 1) ロータリーの理念と目的に沿うプロジェクトまたは活動であること
- 2) 関係クラブまたは地区内の会員がこの協力活動を承認していること
- 3) 活動の継続期間中に限定してクラブ会長またはガバナーにより任命されたロータリー委員会が直接協力し、責任を負うこと。また、毎年これを見直すこと

- 4) 独立した組織体としてのクラブまたは地区の自主性を保持すること
- 5) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、クラブまたは地区が適切な形で認められること
- 6) クラブまたは地区と協力団体とが合同プロジェクトの性質について広報するという共同責任を負うこと
- 7) クラブまたは地区が、継続的参加の義務を引き受けないこと
- 8) クラブまたは地区が、他団体に対する継続的な金銭的義務を引き受けないこと。
その代わりに、地区内のロータリークラブに対して、地区大会あるいはその他の適切な手段により、このようなプロジェクトや活動への支援を継続するかどうかを検討し、決定を下せるような機会を提供すること
- 9) クラブまたは地区が、協力団体のメンバーとならないこと
- 10) クラブまたは地区がそのような活動を始めたり、あるいは協力活動の合意を結んだりすることにより、RIがその活動あるいは協力の合意に拘束されるようなことがないこと（ロータリー章典11.040.5.）
- 11) 政府機関による法的義務がある場合、あるいは理事会が執行委員会が承認した場合を除き、クラブやロータリアンの名簿を他団体に提供しないこと（ロータリー章典11.040.2.）

208.3. 協賛と協力関係に関する方針（Policies on Sponsorship and Cooperative Relationships）

ロータリークラブ、ロータリー地区、およびその他のロータリー組織は、以下に該当する協力関係を承諾してはならない。

- ロータリーの倫理的および人道的価値観に反する
- 国際的に認められている人権の基準を下げる
- アルコール（特定の文化で不適切な場合）、煙草、賭博など依存性または害があるものや、武器あるいは兵器などの（ただしこれに限らない）危険な製品の使用を支援する
- 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する
- 妊娠中絶に関係している
- 人種、民族、性別、言語、宗教、政治やその他の意見、国や社会的な出身、所有物、出生やその他の状況に基づいて不公平に差別する
- 国際ロータリー、ロータリー財団、あるいは特定のロータリークラブ、地区、その他のロータリー組織の自治、主体性、評判、財務的健全性を損なう
- ロータリーの目的にそぐわない活動内容に関係している

ロータリアン個人は、協賛活動あるいは協力関係の受益者となることはできない（ロータリー章典11.040.6.）。

RI理事会は、クラブ、地区、そのほかのロータリー組織のために、協賛関係や協同関係、および長期的な提携の機会を慎重に開発することに力を注いできた。これには、地区、クラブ、そのほかのロータリー組織が適用すべき指針の作成も含まれる（ロータリー章典33.020.）。ロータリー標章の使用に関するRI理事会による指針は、第14章を参照のこと。

2.09. コミュニケーション (COMMUNICATION)

2.09.1. ガバナー月信 (Governor's Monthly Communication)

ガバナーは、地区内の各クラブ会長およびクラブ幹事と、少なくとも月に1度、連絡を取る義務がある。ガバナーによるこの月信は、クラブのリーダーに地区やRIに関するニュースやお知らせを伝える主な手段となるため、重要なものである。月信は、電子ニュースレター、ビデオメッセージ、地区ウェブサイトのリンクをEメールで送るなど、さまざまな形で発信できる。また、この月信は、ガバナー補佐、パストガバナー、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、クラブ・地区支援室職員も閲覧できるようにすべきである。月信で、以下のことを行うべきである。

- ローターリー戦略計画など、ロータリーに関する重要な情報をロータリーリーダーに伝える
- 地区目標を掲載する
- 地区行事に関連した各期日を掲載する
- RI、ロータリー財団、地区プログラムに関する情報を含める
- 具体的なクラブの活動（新クラブの加盟、新会員の入会など）を紹介する
- 「[元氣なクラブづくりのために：クラブ・リーダーシップ・プラン](#)」（245）に掲載されたベストプラクティスを奨励する
- www.rotary.orgの最新のニュースを読むよう、クラブリーダーに勧める
- クラブ目標に向けた活動、今後の行事や特別月間・週間の計画、RIと地区の取り組みの推進、他クラブとの協力を行うよう、クラブのリーダーの意欲を喚起する
- 奉仕や寄付増進に貢献した委員会、会員、クラブ、地区のプログラムを紹介する

2.09.2. 公式訪問 (The Official Visit)

ガバナー公式訪問は、ガバナー自身が地区内の各ロータリークラブを、個々のクラブまたは複数クラブ合同で、以下の目的をもって訪問するものである。

- ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる
- 弱体クラブ、あるいは問題を抱えたクラブに特別な関心を払う
- 奉仕活動参加へのロータリアンの意欲をかきたてる
- クラブの定款と細則が、ロータリーの組織規定を順守していることを確認する
- 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する (RI細則15.090)

ガバナーあるいはガバナー補佐は、公式訪問の際にクラブ目標への進展状況を確認すべきである。訪問は、ガバナー出席の効果が最も高まるよう、加盟認証状伝達式、入会式、新会員オリエンテーション・プログラム、表彰式、特別プログラム、ロータリー財団行事、都市連合会などの行事とあわせて行うべきである。多クラブ合同、あるいは都市連合会においては、ホストクラブに限らず、全参加クラブを挙げての出席を強調すべきである（ロータリー章典17.030.4.）。ガバナーはまた、地区がクラブをより効果的に支援する方法について、クラブから意見を求めるべきである。

2.09.3. ロータリークラブ・セントラル (Rotary Club Central)

ロータリークラブ・セントラルは、クラブが年度の活動計画を立て、目標に向けた進捗を記録するための、オンラインの目標設定ツールである。クラブ会長エレクトは、クラブに関する情報が常に最新のものとなるよう情報を更新し、必要に応じてガバナー補佐と協力すべ

きである。ガバナー補佐とガバナーは、年度中、ロータリークラブ・セントラルを用いて、クラブ目標に向けた進展状況を確認できる。

2.10. 地区リーダーシップ・プラン (DISTRICT LEADERSHIP PLAN)

すべての地区は、理事会がまとめた地区リーダーシップ・プランの構成に準拠したリーダーシップ・プランを確立することが義務づけられている。

地区リーダーシップ・プランには次の必須の構成要素がある。

- 1) 「ガバナー補佐」、「地区研修リーダー」、「地区委員会」といった共通の用語
- 2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員の明確な責務
- 3) 地区内の指導の継続を図るための地区委員会
- 4) ガバナーが委任することのできない任務や責務に関する明確な記述
- 5) これに対応するクラブ・リーダーシップ・プランをクラブが施行する際の助けとなる明確な計画 (ロータリー章典17.030.)

このプランは、クラブへの支援をより迅速かつ適切にし、十分に研修を受けた地区リーダーの候補者をより多く育成し、財団や地区活動への参加を促し、革新的なリーダーとしてのガバナーの役割を可能とすることによって、地区レベルとクラブレベルでロータリーの活性化を図ることを目的としている (ロータリー章典17.030.1.)。

2.10.1. ガバナー補佐の役割 (Role of the Assistant Governor)

全ガバナーは、ガバナー補佐を任命しなければならない。ガバナー補佐は、地区レベルでの任務を遂行し、指定されたクラブの管理運営に関してガバナーを補佐する。ガバナー補佐の役割と責務に関する情報は、「[地区を成功に導くリーダーシップ: ガバナー補佐編](#)」(244)を参照のこと。

2.10.2. ガバナー補佐の選出基準 (Criteria for Selecting Assistant Governors)

ガバナー補佐の選出における最低基準には、以下のようなものがある。

- 少なくとも3年間、地区内クラブに正会員として所属し (名誉会員は除く)、会員としての義務を果たしていること
- クラブ会長を全期、務めたことがあること。または、クラブの創立会長を、クラブの創立時から6月30日までの間、務めたことがあること。ただし、後者の場合、その期間が少なくとも6カ月以上でなければならない
- ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること
- 地区レベルで卓越した業績を上げていること
- 将来の地区リーダーとして有望であること (ロータリー章典17.030.2.)

2.10.3. 地区委員会 (District Committees)

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが正式に設定した地区目標の実行を担当する。委員会は以下のような現行の管理運営機能を受け持つために任命されるものとする。

- 研修
- 会員増強
- 拡大
- 財務

- 現行の地区レベルのプログラム (例: 青少年交換、ローターアクト)
- 広報
- 地区大会
- ローターリー財団 (第5章を参照のこと)
- RI国際大会の推進

これらの委員会の個別の目的、責務、補足的資格条件、研修要件などは、ローターリー章典第17.030.3.項と第21条、または「[地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編](#)」(249)に記載されている。

地区委員会が追加して任命されるのは、ガバナーと地区指導者チームが特定した特別の任務を遂行する場合のみである(ローターリー章典17.030.3.)。

ガバナーエレクト、ガバナー、直前ガバナーが協力し、一貫した指導と後継者育成を確実に行うべきである。ガバナーエレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画会議を開く責務がある(ローターリー章典17.030.3.)。

1) RI、ローターリー財団、会長による被任命者との関係

地区委員会は、関連のあるローターリーの委員会および地域コーディネーター、ならびにRI会長または管理委員会委員長によって任命されたロータリアンと協力し、地区レベルとクラブレベルにおいて、特定のローターリーのプログラムまたは活動が円滑に行われるよう計らうべきである(ローターリー章典17.030.3.)。

2) 報告要件

地区委員会は、その活動状況を定期的にガバナーに報告しなければならない。委員会はまた、RIのウェブサイト(www.rotary.org)を含むRIの出版物に(可能な場合に)掲載できるように、成功した活動をRIに報告しなければならない(ローターリー章典17.030.3.)。

地区委員会の役割と責務に関する詳細は、「[地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編](#)」(249)および委員会の担当分野に関連するそのほかの出版物を参照のこと。地区リーダーシップ・プランに関する詳細は、ローターリー章典17.030.1.項を参照のこと。

2.11. 地区の法人化 (DISTRICT INCORPORATION)

地区は、RIが義務付けている11の規定を法人規約文書に含め、法人化に関するRIの要件をすべて満たしている場合に限り、法人化することができる。地区が法人化を望むことを決定した場合、ガバナーは、地区を担当するクラブ・地区支援担当(日本事務局クラブ・地区支援室)職員に連絡し、ローターリーの要件に関する詳細な情報を求めるべきである(クラブ・地区支援担当職員は、ローターリーのウェブサイト「www.rotary.org/myrotary/ja/contact/ reps」で検索できる)。

地区は法人化するために理事会の承認を求めることができる。少なくとも地区内クラブの3分の2が、地区大会での投票あるいは郵便投票において、法人化の提案を承認しなければならない。いずれの手続においても、各クラブには1票の投票資格が与えられる。

地区が法人化された時点で、この法人およびそれまで法人化されていなかった地区は、一つの統一体となる。法人化された地区は、RIの定款、細則、方針の下に、地区のすべての権限、権利、特権を有し、また、地区のすべての義務および要件を果たさなければならない。

法人化された地区の法人規約文書は、地元の法律の許す範囲において、RIの定款、細則、方針に準拠するものでなくてはならない。RIの文書や方針の改正により、地区の法人規約文書との矛盾が生じる場合、地区は直ちに、法人規約文書が再度適合したものとなるよう修正しなければならない。法人地区は、RIの定款、細則、方針に準拠して活動しなければならない。これらと矛盾する活動を行ってはならない。

地区は、法人化するために地元の法務当局へ提出が義務付けられている法人規約文書を、理事会に代わる事務総長宛てに提出しなければならない。

地区ガバナーは、法人化手続を監督する責任を負う。法人地区の構造は、地区リーダーシップ・プランを促進するものでなければならない。

ガバナーは、地区法人の解散あるいは状況の変更があった場合は、即座に理事会に通知しなければならない（ロータリー章典17.020.）。

2.12 ロータリーのない国および地域へのロータリー拡大 (EXTENSION TO NON-ROTARY COUNTRIES AND GEOGRAPHICAL AREAS)

ロータリーのない国および地域は、現在、ロータリークラブが所在せず、地区に所属していないすべての場所のことである（ロータリー章典18.020.）。ロータリーのない国や地域におけるロータリアンによる政府当局との正式な連絡はすべて、RIの調整の下に行われる。

拡大に関心のあるロータリアンは、拡大アドバイザーとの協力方法を、RIに問い合わせるべきである。地区内にロータリークラブを設立することに関心のあるロータリアンは、その地区のガバナーに連絡すべきである（ロータリー章典18.030.）。

2.13. 新クラブの結成 (ORGANIZING NEW CLUBS)

各ガバナーは、RI理事会の全般的監督の下、地区内における新クラブの結成を監督する。ガバナーは、新クラブを結成する際の具体的な手続について、「[新クラブを結成する](#)」(808)を参照すべきである。

2.14. 財務 (FINANCES)

2.14.1. ガバナーの経費 (Governor's Expenses)

ガバナーには、任期のはじめに、ガバナーが地区内において任務と責務を遂行するに当たって妥当かつ必要な経費を賄うための配分予算が与えられる。その任務と責務には、ガバナーエレクトとしての期間中に行うことが義務付けられている任務も含まれる（ロータリー章典69.030.1.）。ガバナーの経費は、ガバナーに直接地元通貨で支払われるか、ガバナーの承認を得て地区の口座に支払われ、無作為監査の対象となる（ロータリー章典69.030.3.）。

ガバナーの予算配分および保険に関する詳細は、「[ガバナー要覧](#)」(233)を参照のこと。

2.14.1. 地区資金 (District Fund)

地区は、ガバナー、ガバナーエレクト、地区業務を支えるために地区資金を設けることができる。地区資金を設ける場合は、地区研修・協議会、PETS、地区大会のいずれかにおいて、地区人頭賦課金を課することへの承認を得なければならない。また、地区資金は、

2人以上の人の管理下に置かなければならず、年次財務表をクラブに提示しなければならない。地区資金運営についての詳細は、「[ガバナー要覧](#)」(233)を参照のこと。

2.15. 会合 (MEETINGS)

RI理事会は、次期リーダーの研修会を、次の順で行うことを承認した。

- [ガバナーエレクト研修セミナー \(GETS\)](#)
- [国際協議会](#)
- [地区チーム研修セミナー](#) (ガバナー補佐の研修を含む)
- [会長エレクト研修セミナー \(PETS\)](#)
- [地区研修・協議会](#)
- [地区会員増強セミナー](#)

RI理事会はまた、継続教育を奨励しており、地区レベルで行われる次の研修会を承認した。

- [地区指導者育成セミナー](#)
- [地区ロータリー財団セミナー](#)
- [指導力育成プログラム](#) (クラブあるいは地区の活動として行うことができる)

各研修会に関する基本的な情報は、以下の表に記載されている。RIが推奨する研修会についての詳細は、「[地区を成功に導くリーダーシップ:研修編](#)」(246)を参照のこと。

研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	資料
地域セミナー 適切であれば、GETSおよびロータリー研究会と並行して行う	クラブと地区のリーダーが、ゾーンレベルでのイニシアチブと目標について学び、地域コーディネーターと知り合う。	招集者: RC (RRFCおよび／またはRPICと協力)	研修リーダー用: 「地区を成功に導くリーダーシップ:研修編」(246)
ガバナーエレクト研修セミナー 8～12月、ロータリー研究会に併せて行う地域研修会	ガバナーエレクトが責務について学び、地区リーダーとなるための準備を行う。	招集者: RI理事または直前理事	研修リーダー用: 「ガバナーエレクト研修セミナー指導者用手引き」 参加者用: 「ガバナー要覧」(233)
国際協議会 2月15日より前	ガバナーエレクトが、運営上の責務、モチベーションと意欲の与え方を学ぶ。	招集者: RI会長および会長エレクト 企画者: モデレーター	研修リーダー用: 「国際協議会リーダーズガイド」 参加者用: 「ガバナーエレクト用ワークブック」

研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	資料
地区チーム研修セミナー 2月	ガバナー補佐と地区委員会リーダーが、役割と責務について学び、地区リーダーシップチームとともに、地区目標および地区リーダーシップ・プランの設定にあたる。	招集者： ガバナーエレクト 企画者： 地区研修委員会	研修リーダー用： 「地区チーム研修セミナー指導者用手引き」(247) 参加者用： 「地区を成功に導くリーダーシップ:ガバナー補佐編」(244)、 「地区を成功に導くリーダーシップ:委員会編」(249)
会長エレクト研修セミナー 2月または3月	クラブ会長エレクトが責務について学び、ガバナー補佐とともに目標設定にあたる。	招集者： ガバナーエレクト 企画者： 地区研修委員会	研修リーダー用： 「会長エレクト研修セミナー指導者用手引き」(243) 参加者用： 「クラブ会長要覧」(222)
地区研修・協議会 3月、4月、5月のいずれか (PETSより後)	クラブ会長エレクトが、PETSでの研修を土台として、さらにリーダーシップのスキルを学び、その他の次期クラブリーダーが責務について学ぶ。次年度リーダー全員で次年度の目標をさらに練り上げる。	招集者： ガバナーエレクト 企画者： 地区研修委員会	研修リーダー用： 「地区協議会指導者用手引き」(828) 参加者用： 「クラブ会長要覧」(222)、「クラブ幹事要覧」(229)、「クラブ会計要覧」(220)、「クラブ委員会の手引き」(226)（管理運営、会員増強、広報、奉仕プロジェクト、ロータリー財団）
地区会員増強セミナー 4月または5月(地区研修・協議会より後)	クラブ会長、クラブ会員増強委員長、関心のあるロータリアン、地区リーダーが会員維持と増強の方法について学ぶ。	招集者： ガバナーエレクト 企画者： 地区会員増強委員会	研修リーダー用： 「地区会員増強セミナー指導者用手引き」(242) 参加者用： 地区により決定
地区ロータリー財団セミナー 7～11月	クラブ・ロータリー財団委員長、および関心のあるロータリアンが財団と補助金について学び、財団補助金およびプログラムへの支援と参加の意欲を高める。	招集者： ガバナー 企画者： 地区ロータリー財団委員会、地区研修委員会、RRFC	研修リーダー用： 「地区ロータリー財団セミナーの手引き」(438) 参加者用： 地区により決定

研修会／開催時期	目的	招集者／企画者	資料
指導力育成プログラム クラブにより決定	クラブ会員が職業上役立つリーダーとしてのスキルを向上し、ロータリーに必要なリーダーシップのスキルを学ぶ。	企画者： クラブ研修リーダー、会長、ガバナー補佐、地区研修委員会のいずれか	研修リーダー用： 「指導力育成：プログラムを始めるための手引き」(250)
地区指導者育成セミナー 地区大会の直前または直後	クラブの現会長や元会長、または3年以上クラブでリーダー的役割を務めた会員が、ロータリーにおけるリーダーシップの機会について学ぶ。	招集者： ガバナー 企画者： 地区研修委員会	研修リーダー用： 「地区指導者育成セミナー研修リーダー用手引き」(248) 参加者用：地区により決定
地区大会 ロータリー研究会の開催中以外、またはRI国際大会前後8日間以外	地区の全ロータリアンが出席し、意欲を喚起する講演を聴き、クラブと国際ロータリーの重要な事柄について話し合う。	招集者： ガバナー 企画者： 地区研修委員会	研修リーダー用： 「地区大会の手引き」(800)
補助金管理セミナー 地区により決定	クラブから少なくとも1名の会員が出席し、ロータリー財団補助金の適切な管理について学ぶ(クラブが補助金参加資格認定を受けるために出席が必須)。	招集者： ガバナーエレクト	研修リーダー用： 「補助金管理セミナー指導者用手引き」 参加者用： 「補助金管理の手引き」
ローターアクト 地区指導者講習会 クラブの選挙後、6月30日まで	次期ローターアクトクラブのリーダー／会長、ローターアクト、関心のあるロータリアンやロータリアン以外の人々がローターアクトについて学ぶ。	招集者： ガバナー 企画者： 地区ローターアクト代表者	参加者用： 「地区ローターアクト代表の手引き」

第3章 ゾーン (The Zone)

33,000以上のロータリークラブは537の地区に属し、これらの地区は34のゾーンに属する。ゾーンはさらに、41の地域に振り分けられている。各地域には、ロータリーコーディネーター (RC)、ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC)、ロータリー公共イメージコーディネーター (RPIC) とそれぞれの補佐から成る地域コーディネーターチームがある。RI会長エレクトまたはロータリー財団管理委員長エレクトにより任命されるこれらのコーディネーターは、個々の分野における職業的専門知識やロータリーの知識を有し、ロータリーの戦略計画を支えるために協力する。地域コーディネーターはまた、ロータリー研究会、ガバナーエレクト研修セミナー、地域会合、地区セミナーにおいて、研修者、助言者、相談役としての役割を果たす。

3.01. コーディネーターチームの協力 (WORKING TOGETHER)

地域コーディネーターはチームとなって互いに協力し、地区ガバナー、ガバナーエレクト、その他の地区リーダー、クラブ役員を援助し、リソースを紹介する。チームはさらに、ロータリーの戦略計画における以下の優先事項を支援する。

- クラブの支援と強化
- 人道的奉仕の重点化と増加
- 公共イメージと認知度の向上

また、地域セミナーの開催においても互いに協力し、クラブの強化、ロータリーの公共イメージの向上、成果をもたらす奉仕プロジェクトの増加、ロータリー財団推進のための計画を立案する。

3.02. ロータリー研究会 (ROTARY INSTITUTES)

ロータリー研究会は、RIの元、現、次期役員を対象とした、情報提供のための会合である。ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催することができる (RI細則19.020.、ロータリー章典60.050.)。

3.02.1. 目的 (Purpose)

ロータリー研究会の目的は次の通りである。

- 1) RIの現、次期、元役員に、RIとロータリー財団の方針とプログラムに関する最新情報を提供すること
- 2) RI理事会に対して意見や提案を述べる場を、ロータリーのリーダーに提供すること
- 3) 現、次期、元ガバナーに対して親睦と参加型の学習体験を提供することにより、リーダーシップと奉仕への意欲を高めること (ロータリー章典60.050.)

3.02.2. 組織 (Organization)

会長は、各研究会のプログラムを組織し、指揮する招集者を1名以上指名する。通常、招集者は、理事または直前理事で、研究会における会長代理の役割を果たす。研究会を

組織する担当者は、招集者により任命され、諸手配や議事日程の準備を行って招集者からの承認を得る（ロータリー章典60.050.）。

3.02.3. プログラム (Program)

研究会の会期は通常、2日から3日とされる。当該ゾーンに居住するRI元役員は、講演者やパネリスト、討論リーダー、研究会委員会の委員としてプログラムに参加する機会が与えられるべきである（ロータリー章典60.050.）。プログラム内容には以下を含めるべきである。

- ロータリー財団のプログラムや目的、財務、諸問題について参加者に最新情報を伝えるため、財団の代表者が行う主要な講演
- ポリオが撲滅されるまで、毎年行うポリオプラスの現状報告
- 規定審議会の年度には、以下の内容を含める。
 1. 審議会の運営や手続きについて話し合うために、代表議員と補欠議員のみが出席する個別セッション
 2. 実際に投票する代表議員に同じ地域のロータリアンの意見を聞く機会が与えられるよう、規定審議会で審議される立法案から選んだ数件の立法案の内容について審議する本会議（ロータリー章典60.050.）
- 参加者とロータリー・シニアリーダーによる意見交換のための公開フォーラム
- 1名の理事またはほかの理事会の代表者が報告する5カ年見通し

各研究会のプログラムには、RIに提出された前年度の研究会に関する（全決議も含む）報告書を1部、およびそれに対する理事会の決定1部が含まれていなければならない。招集者は、都合のよい場合、研究会参加者と地元のロータリアンの都市連合会の予定を組むべきである。適切な場合、事務総長より研究会担当として指定されたRI職員が招集者を援助することができる（ロータリー細則17.060.4.、ロータリー章典60.050.）。

3.02.4. 地域セミナー (Regional Seminars)

ガバナーエレクト研修セミナー (GETS) は義務付けられた会合で、研究会に付随して開催されるものとする。ロータリー財団地域セミナーまたは会員増強地域セミナーなどの個別の会議またはセミナーを、研究会と同じ（またはそれに近い）時期と場所で開催できる。別個の会議またはセミナーは、研究会の主要プログラムまたは国際協議会のプログラムと矛盾したり、重複したりするものではなく、研究会そのものとは別に推進される。GETS、ロータリー財団地域セミナー、レクリエーション行事などの研究会前後の行事は、研究会の出席者とは別の参加者が出席できる研究会前または研究会後の行事として明確に区別される（ロータリー章典60.050.）。

3.03. 地域コーディネーター (REGIONAL COORDINATORS)

3.03.1. ロータリーコーディネーター (Rotary Coordinators)

国際ロータリー会長エレクトにより任命される41名のロータリーコーディネーター (RC) は、強く、ダイナミックで、より効率的なクラブと地区づくりを目指して活動する。RCは、担当地域のクラブと地区にとって、推進役、モチベーター、助言者、情報源となり、より良いクラブづくりにつながる計画の立案と実施を支援する。地域コーディネーターは地区ガバナーを支援し、クラブとの協力においては、まずガバナーからの承認を得ることを心得ておくべきである。

1) RCの責務

RCの責務は以下の通りである。

- ロータリークラブのサポートと強化に努める
- 新会員を惹きつけ、会員となることの利点を周知させるための革新的な戦略を奨励する。
- 効果的な奉仕活動、ネットワークづくり、職業奉仕、若者と若いリーダーを支援するプログラムを通じて、会員の参加を推進する。
- より革新的なクラブ例会、会員満足度の重視、ボランティアの機会の向上など、会員増強の課題のための解決策を提案する。
- 地区とクラブが、それぞれの戦略計画を立案し、実行できるよう支援する。
- ロータリーの優先項目と取り組みについて周知を図る。
- 地域別会員増強計画について周知を図り、この計画を実行する。
- 担当地域における地域別会員増強計画の進捗を随時確認し、フィードバックを提供する。

3.03.1. ロータリー財団地域コーディネーター (Regional Rotary Foundation Coordinators)

ロータリー財団管理委員長エレクトにより任命される41名のロータリー財団地域コーディネーター (RRFC) は、財団におけるすべての事柄を担当する主要な人材であり、ロータリアンと財団をつなげる重要な役割を果たす。RRFCは、補助金、プログラム、寄付増進の取り組みを含め、ロータリアンによる財団の推進を助け、補助金活動への参加や寄付目標の設定と達成を支援する。RRFCはまた、財団の補助金とプログラムについてロータリアンに情報を提供するため、ロータリー財団地域セミナーを開催する。

1) RRFCの責務

RRFCの責務は以下の通りである。

- 毎年、年次基金に自ら寄付をして模範を示す。また、各自の経済能力に応じて、大口寄付、遺贈友の会の誓約などを行い、模範を示す。
- 人道的奉仕の重点化と増加に努める。
- 地区とクラブのリーダーに財団補助金と資金調達ニーズを説明するにあたり、管理委員会と事務総長を援助する。
- 地区リーダーが補助金活動への参加や寄付といった地区財団目標を設定するのを支援する。
- ロータリー年度を通じ、地区財団目標に向けた進捗を随時確認する。
- 入会、寄付、奉仕の機会を通じて、学友にもロータリーに積極的に参加してもらう。
- ロータリーの学友ネットワークと協力し、学友会の創設と推進を援助する。

3.03.2. ロータリー公共イメージコーディネーター (Rotary Public Image Coordinators)

RI会長エレクトにより任命される41名のロータリー公共イメージコーディネーター (RPIC) は、ロータリアンや一般の人々が持つロータリーの人道的活動への認識を高めることで、ロータリーの公共イメージを向上させるために活動する。具体的には、クラブや地区がロータリーの成功談をメディア、政府関係者、市民リーダー、地域社会に紹介するにあたり、支援を提供する。RPICはまた、公共イメージ補助金の申請や、ロータリーを推進するためのクラブや地区によるソーシャルメディアの活用も支援する。

1) RPICの責務

RPICの責務は以下の通りである。

- ロータリーの公共イメージと認識の向上に努める。
- ロータリーの広報活動に関する情報をロータリアンに提供し、意欲を高める。
- ロータリー公共イメージ補助金の利用を推進する。
- ロータリーに対する認知度と公共イメージをロータリー内外で助長するというRI戦略計画を推進する。
- クラブレベルでのより充実した広報活動を奨励する。

3.04. 恒久基金／大口寄付アドバイザー (ENDOWMENT/ MAJOR GIFT ADVISERS)

地域コーディネーターに加え、ロータリー財団管理委員長エレクトは、財団管理委員会の寄付増進委員会ならびに寄付増進担当職員と相談の下、41名の恒久基金／大口寄付アドバイザーを任命する。アドバイザーは管理委員長に直接報告し、基金寄付を含むメジャードナー（大口寄付者）の特定、開拓、懇請を援助する。

3.04.1. 恒久基金／大口寄付アドバイザーの責務 (E/MGA Responsibilities)

- 毎年、年次基金に自ら寄付をして模範を示す。また、各自の経済能力に応じて、財団への大口寄付または遺贈友の会の誓約を行い、模範を示す。
- 寄付増進担当職員、RRFC、地区リーダーと協力して、毎年、少なくとも15名の大口寄付見込者のそれぞれについて、個別の開拓・懇請プランを作成する。
- 毎年、25,000米ドル以上の寄付を中心に、少なくとも10口の大口寄付の開拓に自ら参加、あるいは積極的に関与する。
- ロータリー財団への大口寄付の機会、特に、恒久基金、ポリオプラス、ロータリー平和センター、重点分野への大口寄付の機会について、ロータリアン、学友、ロータリーの支援者に情報を提供する。
- ロータリーの恒久基金の重要性を地区に強調し、基金寄付や大口寄付の見込み者を特定、開拓するための体制を確立するにあたり、地区を援助する。

3.05. ポリオ撲滅ゾーンコーディネーター (END POLIO NOW ZONE COORDINATORS)

地域コーディネーターに加え、ロータリー財団管理委員長エレクトは、41名のポリオ撲滅ゾーンコーディネーターを任命する。このコーディネーターは、直接ロータリー財団地域コーディネーターに報告し、地区やクラブレベルで、ポリオ撲滅への認識を高め、アドボカシー活動や募金活動を率先して実施する。

3.05.1. ポリオ撲滅ゾーンコーディネーターの責務 (End Polio Now Zone Coordinator Responsibilities)

- ポリオプラス基金へ自ら寄付をすることで模範を示す。
- ポリオプラス・プログラム、世界ポリオ撲滅活動、戦略、現状、ニーズ（必要な資金など）について、常に最新情報を把握する。
- 要請に応じ、ロータリーの会合で、ポリオプラス・プログラムの目標についてプレゼンテーションを行う。

- 適切であれば、政府やその他の資金提供者に世界ポリオ撲滅活動の利点やニーズを伝えるための適切な戦略を立て、実行するために、ポリオプラス全国アドボカシー・アドバイザーや全国ポリオプラス委員会委員長と協力する。

第4章 国際ロータリー (Rotary International)

国際ロータリー (RI) は、全世界のロータリークラブのネットワークである (RI定款第2条)。ロータリーという言葉をそれだけで使う場合、通常、国際ロータリーとしての組織全体を指す (ロータリー章典33.040.4.)。

RIの目的は次の通りである。

- 1) ロータリーの使命を実行するクラブと地区を支援すること
- 2) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大すること
- 3) 国際ロータリーの活動を調整し、一般的にこれを指導すること (RI定款第3条)

4.01. ロータリー戦略計画 (ROTARY STRATEGIC PLAN)

2001-02年度、国際ロータリーが奉仕の第2世紀を迎えるにあたり、ロータリーのリーダーたちは、組織を導く戦略計画の立案を開始した。戦略計画を成文化し (RI細則16.100.)、2004年に戦略計画委員会を設置したRI理事会は、継続的に、組織全体の戦略を監督し、その実行計画を立てる。戦略計画が時代に即し、組織のニーズに応えるものとなるよう、理事会は少なくとも3年ごとに包括的な見直しを行う。

2010年7月1日より有効となった現在のロータリー戦略計画は、RIとロータリー財団の戦略的方向性を一つにするものであり、全世界のロータリアンが示した戦略的懸念に対応するものである。

ロータリー戦略計画の3つの優先事項は次の通りである。

- クラブのサポートと強化
- 人道的奉仕の重点化と増加
- 公共イメージと認知度の向上

[ロータリーの戦略計画](http://www.rotary.org)は、www.rotary.orgに掲載されている。

地区とクラブは、ロータリー戦略計画の優先事項と目標を指針として、独自の戦略計画を作成するよう奨励されている。各地域における戦略計画がロータリー戦略計画に沿ったものとなるよう、地区とクラブが戦略計画を立てるにあたり、地域コーディネーターが援助を提供する。

4.02. RIテーマ (RI THEME)

会長の年次メッセージは、特別プログラムやテーマ、あるいはその他の方法など、その表現形式を問わず、当該年度におけるロータリーのプログラムの遂行において、最大の重要性を持つものである。ガバナーがあらゆる適切な方法によって会長の計画を取り上げるとは、ガバナーの務めと切離すことのできないことである。例えば、地区大会とその他の地区会合のテーマにするとか、ガバナー月信、公式訪問、その他地区内のクラブやロータリアンと接する場で紹介することなどである。ガバナーの掲げる地区目標や目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを支えるものとするのが極めて重要である。そして、地区目標や目的について話す場合には、それと関連して必ず会長のプログラムまたは

テーマについてははっきりと言及すべきである。会長のメッセージはすべてのロータリークラブとロータリアンに知られ、理解され、効果的に実行されるべきである。

RIテーマは、使用すべき唯一のテーマであって、ほかのテーマの使用は控えなければならない、ということに地区とクラブの全役員の注意を喚起する（ロータリー章典27.050.）。

4.03. ロータリーの賛歌（ROTARY ANTHEM）

公式の「ロータリーの賛歌」（Rotary Anthem）(030)は、ベートーベンの「エグモント」序曲作品84の行進曲を編曲した楽曲である。この楽曲は、国旗入場式などのしかるべき行事で使用できる（ロータリー章典26.070.）。

4.04. グレートブリテンおよびアイルランド（RIBI）

グレートブリテンおよびアイルランド（RIBI）内地区のガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、RIBI審議会の指示の下に、RIBI定款ならびに細則に基づいて遂行される。RIBIの各ガバナーは、RI細則ならびにRIBI定款の規定により、自己の地区の監督につき、RI理事会とRIBI審議会に対して責任を負うものとする。ガバナーは、会長またはRI理事会の要請があれば速やかにRIに報告を提出しなければならない、また、地区におけるRI役員としての職責に属するそのほかの任務を遂行しなければならない（RI細則15.100.）。

選挙されるRIBIの役員は、会長、直前会長、副会長、名誉会計である（RI定款第7条第1節）。RIBIの会長、副会長、名誉会計のノミネーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする（RI細則12.040.）。グレートブリテンおよびアイルランドにおけるガバナーは、その地区のクラブによって選ばれ、RIBI年次大会において指名され、RI国際大会において出席する選挙人によって選挙される。

4.05. 事務局（SECRETARIAT）

国際ロータリーは事務局により管理運営されている。この事務局は、事務総長と職員で構成される。事務局の世界本部は米国イリノイ州エバンストンにあり、RI理事会により承認された国際事務局が世界各地にある。国際事務局の所在地は、「公式名簿」およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

4.06. ロータリーのリーダーシップ構成（STRUCTURE OF ROTARY LEADERSHIP）

RIの中央役員は、RI理事会のメンバーと事務総長である。そのほかのRI役員は、ガバナー、グレートブリテンおよびアイルランド内RI（RIBI）の会長、直前会長、副会長、名誉会計である。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙される（RI定款第7条）。

4.06.1. 理事会（Board of Directors）

RI理事会は、19名のメンバーから構成される。すなわち、理事会の議長である会長、会長エレクト、17名の理事である。理事は、細則に明記されている通りゾーン内のクラブから指名され、2年の任期を務めるべく国際大会で選挙される（RI定款第6条第1節、RI細則6.060.1.）。各理事は、特定のゾーン内のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

RI理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。(1) RIの定款と細則に従って組織の方針を定めること、(2) 事務総長による方針実施を評価すること、(3) RI定款、RI細則、1986年イリノイ州非営利私財団法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること (RI細則5.040.1)。RI理事会は、RIの業務と資金の監督、管理にあたり、RIの現役員と次期役員およびRI委員会を管理し、加盟クラブの管理運営を総括的に監督する責務を負う (ロータリー章典28.005.、RI定款第8条第2節)。

RI理事会は、ロータリーの本来の目的を維持し、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理、組織の特質の保持、ならびに全世界への拡大を行いながら、組織に長期的な有益をもたらすのに必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。理事会はまた、戦略計画を採択し、各規定審議会においてこれを報告するものとする (RI細則5.010.)。RI理事会のすべての決定は、別段の指示がない限り、その決定をした会合の閉会后直ちに発効する (ロータリー章典28.005.)。RI理事会の決定は、直前の規定審議会の地区代表議員への提訴、あるいは事務総長が次回の審議会開催の前3カ月以内に提訴を受理した場合は、次回の規定審議会においてほかに、これを覆すことができないものとする (RI細則5.030.)。

RI理事会は、5名以上7名以下の理事会のメンバーから成る執行委員会を設置できる。RI理事会は、この委員会に、理事会の会合のない間、RI理事会に代わって、RIの方針が確立している事項を決定する権限を委任できる。この委員会はまた、少なくとも年に1度、事務総長の業績評価を行い、その結果をRI理事会に報告する。毎年、RI理事会は、執行委員会の具体的な職務権限を定める (RI細則5.070.)。

4.06.2. 国際ロータリーの役員 (Officers of Rotary International)

1) 会長

会長は、RIの最高役員である。会長は、組織の第一の代弁者であり、国際大会とRI理事会の会合を主宰し、事務総長に助言し、そのほかの関連する任務を遂行する (RI細則6.140.1.)。

2) 会長エレクト

会長エレクトは、RI理事であることから生じる、RI細則に規定された任務のみを持つが、会長またはRI理事会からそのほかの任務が与えられる場合もある (RI細則6.140.2.)。

3) 副会長

副会長は、毎年、RI理事会の第1回会合で、2年目の任期を務める理事の中から、次期会長によって選ばれる。副会長は、7月1日より1年間その職を務める (RI細則6.020.)。会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、ほかの理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任する (RI細則6.070.)。副会長は、会長により要請された任務を遂行する (ロータリー章典29.030.)。

4) 財務長

財務長は、毎年、RI理事会の第1回会合で、2年目の任期を務める理事の中から、次期会長によって選ばれる。財務長は、7月1日より1年間その職を務める (RI細則6.020.)。

財務長は、RI財務運営に関する情報を事務総長から定期的に受け取り、事務総長と協議する。財務長は、RI理事会に財務報告をするとともに、RI国際大会でも報告をする。財務長は、RI理事であることから生じる任務と権限のみを有するが、会長またはRI理事会から、そのほかの任務を与えられる場合もある (RI細則6.140.4.)。

5) 事務総長

事務総長は、RIの最高執行責任者である。最高執行責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下に、RIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に対して責任を負う。事務総長はまた、RI理事会の方針をロータリアンとロータリークラブに知らせる。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負う。

RI理事会の承認を得た上で、事務総長は国際大会に年次報告書を提出する（RI細則6.140.3.）。事務総長の任期は5年を超えてはならないが、ただし、再選が認められている（RI細則6.030.）。

事務総長は、

- 1) RI、RI理事会、財団管理委員会の方針を施行する。
- 2) 事務局の業務運営における総括的管理を行う。これらの業務には、財務、プログラム、コミュニケーション、企画、ロータリー財団、管理運営事項を含むが、これだけに限られるものではない。
- 3) 長期的な計画の立案と方針作成においてRI理事会と管理委員会を援助する。
- 4) 権限を与えられた場合、RI理事会に代わって決定を下す。さらに、RIと財団に代わって、すべての法的書類および契約を執行する。
- 5) 事務総長職の責務を遂行するにあたって、会長と緊密に協力する（ロータリー章典31.010.）。

4.06.3. RI役員の選出 (Selection of RI Officers)

RI役員の選出手続は[RI細則](#)に明記されている。

4.07. 選挙 (ELECTIONS)

4.07.1. 被選役員候補者に関する規定 (Rules for Candidates for Elective Offices)

ロータリーの被選役職における職務に最適の候補者が選ばれるべきであるということが、ロータリーにおける基本原則である。このため、選挙運動、投票依頼、当選を因るための活動あるいは別段の活動により、肯定的、否定的を問わず、選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も、RI細則により禁止されている（RI細則10.060.、ロータリー章典26.090.5.）。

下記の規定は、会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員、あるいはそれらの役職の指名委員会委員に立候補することを考えているロータリアンによる選挙運動、投票依頼、当選を因るための活動に関して、RI理事会により採択されたものである。これらの規定は、最も優れた資格を持つ候補者が選ばれるようにすることを目的としている。

- 1) ロータリアンは、常時、選挙運動、投票依頼、当選を因るための活動に関するRI細則の禁止規定に従うべきである。すべてのロータリアンは、細則の字句および精神の両方を守り、さらに、立候補した特定のロータリアンの支援を宣伝、懇請することによってほかの人に影響を及ぼすような目的や効果を持つ活動を控えるべきである。このような活動は、細則の精神およびロータリーの原則に反するものであり、失格の理由となる。
- 2) 選挙運動、投票依頼、当選を因るための活動とは、来る選挙で特定の候補者への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいはロータリーの被

選役職への立候補を宣伝することを目的としたあからさまな行動など（ただし、これに限らない）、直接、間接を問わず、立候補者を推進、非難、支援、または反対しようとする行動を指す。

- 3) 被選役職への立候補の期間は、指名と選挙に関するRI規則に従い実施される役職に対し、ロータリアン個人が自分の氏名を提出することを真剣に考慮した時点から始まる。その時点から、候補者は、自分の名前や業績を宣伝したり、該当する指名や選挙に対して注意を喚起したり、役職に対して不当に有利となるような行動を取ったりすることを避けるべく、特に気をつけるべきである。
- 4) 正式な任命による通常のロータリー活動は、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する指針に違反するとはみなされない。
- 5) 候補者が自分に代わって、選挙運動や当選を図るための活動が実施されているのに気付いた場合には、直ちに、書面でその関係者に不承認の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。
- 6) 連絡が事実に基づく情報の交換である限りは、対抗候補者や選挙の不服申し立てへの支持を要請するためにクラブに連絡を取ることは禁止されていない（ロータリー章典26.090.5）。

4.07.2. 単一移譲式投票（Single Transferable Ballot）

選挙される役職に3名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票が用いられる（RI細則9.120.2.）。候補者の氏名の記載順序は投票用紙ごとと変えなければならない。

4.07.3. 単一移譲式投票の実施方法（How the Single Transferable Ballot System Operates）

3名以上の候補者がいる場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組になっている（複数の候補者の中で、投票の希望順位を明示できる）。

選挙人は、投票用紙に、自分が第1に選んだ候補者の氏名の横に「1」という数字を記入する。これが「第1選択投票」と呼ばれる。

選挙人は、次に2番目に投票したいと思う候補者の氏名の横に「2」、3番目に投票したいと思う候補者の氏名の横に「3」という具合に、候補者に番号を付していく。選挙人は候補者の数と同数だけ自分の投票希望を表明することができる。

第1選択投票の過半数票（少なくとも50パーセント）を得た候補者が当選とされる。いずれの候補者も過半数票を得なかった場合は、第2選択投票以下の票を加算する。投票の数え方の例を次に挙げる。

1つの役職に、A、B、C、Dの4名が候補した場合、A、B、C、Dへの第1選択投票数をそれぞれ数える。この1回目の計算において誰も総投票数の少なくとも50パーセントに達しない。Cの得票が最も少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字「2」が付されている候補者（A、B、Dのいずれか）に、その票を加えていく。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、2回目の計算で最下位になったBを除外する。Bの得票は、選挙人が次に希望を表明した候補者（AまたはDのいずれか）に繰り入れられる。Cは既に除外されているため、ここではCへの希望は無視される。この移譲すなわち3回目の計算の結果、Dが明らかに過半数を得た。

全候補者に番号を記入していない票は、記された分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないため無視することにする。「X」は第1選択の表示とみなされる。一つの投票用紙に「1」または「X」を二つ以上の氏名に記してあるものは無効となり、算入されない。

4.07.4. 得票が同数になった場合 (In the Event of a Tie)

何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を定めることになる。すなわち、2回目の計算においては第1選択の数の最も少ない候補者、3回目の計算においては第1および第2選択の数の最も少ない候補者を除外していけばよい。

4.07.5. 選挙違反に対する (Procedures for Election Violations)

- 1) ロータリークラブ（少なくともほかの五つのクラブまたはRIの現役員の同意を得て）は、RI被選役職の候補者の活動に関し、RI細則違反または不正行為の疑いがあるとの書面による不服申し立てを、証拠書類を添付した上、事務総長に提出できる。不服は、選考の過程またはRI選挙の結果に対して申し立てることができる。このような申し立ておよび証拠書類は、投票結果の発表後21日以内に事務総長の手元に届かなければならない。十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始し、その証拠を事務総長に回付することができる (RI細則10.070.1.)
- 2) 事務総長はこのような申し立てを受理してから、異議を申し立てられた当事者にその申し立てを告げ、証拠書類を添えた書面回答を所定の期日までに提出するよう要請し、取るべき適切な手続を当事者たちに通知するものとする (ロータリー章典 26.100.1.)
- 3) 会長または会長を代行する事務総長は、次のいずれかの状況における選挙論争の解決を図ることができる
 - a) 関係する組織規定文書の定める要件について誤解があった場合
 - b) 候補者が、RI選挙審査手続の完了を待たずに、「ロータリー以外の機関」に訴えたとの報告を事務総長が受理し、証明した場合。このような場合、会長は、RI細則第10.070.5.項に従って、理事会に代わり、RI選挙審査委員会に付託することなく、当該選挙の候補者を失格とするものとする (ロータリー章典 26.100.2.)

そのほかのすべての場合、選挙の不服申し立ては、RI理事会の定める手続に準拠し、管理されることになる。

4.08. 委員会 (COMMITTEES)

RI理事会は、RI細則に明記されている通りに常任委員会を設置し、さらにRIのためになると判断されたほかの委員会を設置する (RI細則16.010.)。RI細則に別段の規定のある場合を除いて、会長が、RI理事会と協議をした後で、全委員会のメンバーを任命する。また、会長は、それぞれの委員長を指名する。会長は、RI会長指名委員会、戦略計画委員会、運営審査委員会を除く全委員会の職権上の委員である (RI細則16.020.、16.040.、16.120.)。

会長ノミニー選出に関する会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定はRI理事会の管理、監督、承認を受ける。ただし、RI細則第10.060.節と第10.070.節に抵触するようなすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄する（RI細則16.090.）。委員会は、所定の職務権限が別段規定する場合を除き、本来、管理機能をもたず、もっぱらRI理事会に助言するものとする。RI委員会、支援グループ、支援グループの委員長とメンバーは、協力あるいは資金援助を求めるために国際ロータリーに代わってほかの団体に働きかけることはないものとする。RI委員会および支援グループのメンバーは、会長の書面による許可なしに、国際ロータリーに代わって地域的あるいは国際的な会合を組織または実施することはないものとする（ロータリー章典30.010.1.）。

4.08.1. 委員会の会合（Committee Meetings）

RI細則に別段の規定がある場合を除き、委員会の会合は、会長の決めた時と場所で開かれる（RI細則16.030.）。RIの委員会の会合は、通例エバンストンの世界本部で開かれる（ロータリー章典30.030.）。委員会は、公式会合を持たなくとも、適切な通信手段を用いて業務を進めることができる（RI細則16.080.）。

4.09. 財務（FINANCIAL MATTERS）

4.09.1. 会計年度（Fiscal Year）

ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる（RI細則17.010.）。人頭分担当金および雑誌購読料の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行われる（RI細則17.040.1.）。

4.09.2. 予算に関する見込み事項（Budgeting Expectations）

RIの業務および資金は、RI理事会が統制、運営し、毎年、次の会計年度の予算を採択する。ただし、総支出見積額は総収入見積額を上回らないものとする。事務総長は、理事会が承認した予算の範囲内においてのみ、支払を認める権限を有する。

しかし、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去3年間における年間支出最高額の85パーセントを超えた場合、いかなる時でも、RI理事会は、その4分の3が投票により賛成した場合、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余金がその85パーセントレベルの100パーセントを下回ってはならない。さらに、RI理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3が投票により賛成した場合、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただしこの場合、RIの純資産を上回る負債を生じさせる支出を招かないことを条件とする。超過支出とそこに至るまでの経過の詳細について、会長が60日以内に全RI役員に報告した上、次の国際大会で報告するものとする（RI定款第6条第2節、RI細則17.050.）。

4.09.3. RIの年間予算の公表（Publication of the Yearly Budget）

RI予算は、理事会が決定した形式で公表され、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリークラブに周知させるものとする（RI細則17.050.5.）。

4.09.4. 5カ年財務見通し（Five-Year Financial Forecast）

毎年、RI理事会は、5カ年財務見通しを検討するものとする。その見通しには、RIの総収入と総支出の計画と予測とともに、RIの一般剰余金の残額の計画と予測が記載され

る。理事会は、規定審議会で審議予定の財務に関する立法案の参考情報として、この5カ年財務見通しを毎回規定審議会に提出する。5カ年財務見通しの第1年目は、規定審議会が開かれる年度とする。5カ年見通しはまた、討議に付すために各ロータリー研究会において理事または理事会の代理が発表するものとする（RI細則17.060.）。

4.09.5. 収入（Revenue）

RIの主な収入源は、加盟クラブの人頭分担金、国際大会および会議の登録料、世界本部建物のテナントからの賃料、出版物の売り上げ、雑誌の購読料と広告料、免許料と徽章使用料、投資における利子、配当、投資市場の所得と損失である。

1) 人頭分担金

各クラブはRIに、名誉会員を除くクラブ会員1人当たりの人頭分担金を次のように支払う：2013-14年度には半年に26米ドル50セント、2014-15年度には半年に27米ドル、2015-16年度には半年に27米ドル50セント（RI細則17.030.1.）。人頭分担金は、7月1日および1月1日に、これら当日の会員数に基づいて分納する（RI細則17.040.1.）。クラブと地区もまた、会費を徴収することができる。

クラブの納入義務金については第1章で扱われている。地区の財務に関する情報は第2章で扱われている。

2) 規定審議会のクラブ代表議員のための会費

次回の審議会の予測経費を賄うため、各クラブは各年度の7月1日に、名誉会員を除く会員それぞれにつき、さらに1米ドル（またはRI理事会が決定したそのほかの金額）をRIに支払う。この追加会費は、規定審議会代表議員の経費、審議会を運営するためのそのほかの費用に充てるための別個の資金として、理事会が定める方法で取っておく。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告しなければならない（RI細則17.030.2.、17.040.1.）。

4.09.6. RIとロータリー財団の年次財務報告書の発行と配布（Annual

Publication and Distribution of RI and TRF Financial Report）

会計年度終了後の12月31日までに、事務総長は、RIの監査済みの財務諸表に基づく「[国際ロータリーとロータリー財団の年次報告書](#)」（187）を公表する（完全な財務諸表はwww.rotary.orgに掲載される）。この報告には、各役職ごとに、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事、各管理委員に支払われた全経費、および会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事、各管理委員の代わりに支払われた全経費を明記しなければならない。さらに、この報告には、会長室に支払われたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記しなければならない。またこの報告書には、RI理事会、RIの主要な管理運営部門、国際大会の実際の支出額が記載されていなければならない、RI細則に従って採択／修正された予算と、実際の支出額との比較が添付されなければならない。クラブは、要請すればさらなる詳細を入手できる（RI細則17.080.、22.060.）。

4.09.7. 支出（Expenditures）

いかなる目的のためであっても、ある支出が、予算で定められた額を超える場合、事前にRI理事会の承認を得ない限り、それを支出してはならない。ある費目が特定の目的のために予算に含まれている場合（例えばガバナーエレクトの国際協議会への出席経費など）、RI理事会の事前の承認なしに、ほかの目的に流用してはならない。

4.09.8. RIの旅行方針 (RI Travel Policy)

国際ロータリーの経費で旅行をする者はすべて、国際ロータリー・トラベルサービス (RITS) を利用しなければならない。全旅行の手配は、RI旅行方針に従わなければならない。詳細は、RITS、およびロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) から入手できる「国際ロータリー旅行方針」を参照のこと。

4.10. 出版物 (PUBLICATIONS)

国際ロータリーは、ロータリーの理念と使命を推進することを目的に、9カ国語で、出版物 (印刷物、視聴覚資料、電子出版物) を発行する。ロータリー出版物の内容とデザインは、それを出版する組織の最高役員にあたるクラブ会長、ガバナー、あるいは親睦活動委員長のいずれかの指示の下に行われ、現在適用されているRIの方針、特にロータリー標章の使用と配布の禁止に関する方針に準拠したものでなければならない。RIは、RI以外の出版物の内容に対し一切責任を負うことはない (ロータリー章典52.020.1.)。

4.10.1. ロータリーのウェブサイト (Rotary's Website)

ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、数多くのオンライン機能を利用するために、ロータリーのウェブサイトを訪れることが奨励されている。一般向けのサイトであるwww.rotary.orgは、入会見込者、寄付者、ボランティア、メディア関係者、協力団体などを対象に、ロータリーの魅力を生き生きと伝え、参加を促す内容となっている。ほかにないロータリーならではの特長、世界各地の地域社会で行われているロータリーの活動に加え、ボランティア、寄付、クラブ入会、パートナーシップなどを通じてロータリアン以外の人びとが参加する方法を紹介している。

登録者用サイトであるMy ROTARY (www.rotary.org/myrotary) では、ユーザーのニーズに合わせた豊富な情報が提供されている。登録者がこのサイトにログインすると、ユーザー別にカスタマイズされたページが開き、各自の役割、クラブ、地元に関係するニュースと情報を見られるほか、クラブ、地区、プログラムをより効果的に運営するためのリソースも利用できるようになっている。また、ロータリーのオンラインコミュニティに参加して、世界のロータリー会員と結びついたり、ロータリーのプロジェクトを企画、推進し、支援を募るための新しいツールを活用できる。

ロータリーのあらゆるコミュニケーション媒体の編集者は、RIの著作権に関する方針に準拠する限り、このウェブサイトにある情報をそれぞれのロータリー媒体にて使用できる。クラブ、地区、そのほかのロータリー組織のウェブサイトを担当するロータリアンは、ロータリーについてもっと知りたいと思う人たちのために、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) へのリンクを設けるよう奨励されている (RI細則第21条、ロータリー章典52.020.1.)。

4.10.2. ロータリーリーダー (Rotary Leader)

「ロータリーリーダー」は、ロータリークラブと地区の役員、およびロータリーのそのほかのリーダーのための電子マルチメディア刊行物である。これは、RIとロータリー財団のプログラムに関する世界共通の情報源とすることを目的としてRI理事会が認可したもので、個々のプログラムについて特化した出版物が必要とされることのないように配慮したものである。「ロータリーリーダー」には、クラブと地区の役員がより効果的にその役割を果たすために役立つ情報やアイデアも掲載されている。これは、ロータリークラブと地区の役員への公式な連絡の手段ともなっている。

RI理事と財団管理委員、現クラブ会長と現地区ガバナー、ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーターを含め、シニアリーダーには自動的に各号の通知がEメールで送られ、クラブと地区のほかのリーダーとこの刊行物を分かち合うよう奨励されている。「ロータリーリーダー」は一般への配布を意図したものではないが、www.rotary.org/ja/rotaryleaderで誰でも無料で受信を申し込むことができる。

「ロータリーリーダー」は、8カ国語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）で発行される。

4.10.3. 名簿 (Directories)

RIは、毎年、世界中のロータリークラブ、その会長と幹事の氏名と住所、例会場、例会曜日、時間、RIの役員と委員の氏名と住所の一覧、そのほか適切な情報を載せた「[公式名簿](#)」(007)と称する名簿を発行する。この名簿は、クラブ役員、RI役員および委員が使用するよう、ならびにロータリアンが旅行する際に役立つように発行されるものである。RI、地区、クラブの公式名簿をはじめ、ほかのデータベースあるいはロータリー関連のプロジェクトや活動に関連して作成された名簿は、配布目的で、ロータリアンまたはクラブや地区に提供してはならない。これは電子形式および印刷形式の両方の名簿に適用される。ロータリークラブのいかなる会員も、「公式名簿」やほかのデータベース、あるいはロータリー関連プロジェクトや活動に関連して作成された名簿を、営利目的のために使用してはならない(ロータリー章典11.030.)。

毎年、RIは各クラブの幹事に1部無料で「公式名簿」(冊子またはCD)を提供する。クラブは、追加分を何部でも購入できる(ロータリー章典49.030.1.)。「公式名簿」には版権が設定されている。

この名簿にはまた、RIの公式免許取得者の一覧表が掲載されている。免許取得者は、「公式名簿」印刷の時点で、免許使用料を滞納なくすべて支払っていないとなければならない(ロータリー章典34.030.7、49.030.2.)。

クラブ、地区、ゾーンが、それぞれ独自の名簿の発行を望む場合には、発行して差し支えないが、その経費はRIの費用外で賄わなければならない。いずれの地区、ゾーン、クラブの名簿にも、ロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営利目的のメーリングリストとしても使用してはならない旨の注意書きを記載しなければならない(ロータリー章典11.030.7.)。

4.10.4. 出版物とマルチメディアの資料 (Publications and Multimedia Resources)

RIは、特定の手柄やプログラムを取り扱った各種出版物やマルチメディアの資料(ビデオ、DVD、CD)を発行している。完全なリストはロータリーショップのサイト(shop.rotary.org)を訪れるか、「[RIカタログ](#)」(019)を参照のこと。このリストには、各種書式、事務用品、マルチメディア資料、それぞれの価格も掲載されている。出版物は、RIの世界本部または国際事務局から入手できる。

RI理事会または国際大会の決定によって特に発行が認められている出版物やマルチメディア資料を除き、事務総長が新しい資料をいつ、どの言語で発行するか、出版物やマルチメディア資料をいつ廃刊にするかを決定する権限を有する(ロータリー章典31.080.2.)。

4.10.5. ロータリー文献の翻訳 (Translation of Rotary Literature)

RIは、RIの唯一の公式言語である英語以外の言語でロータリー文献を発行するための以下の方針に従う。

- 1) RIは、クラブと地区にとって最も基本的な情報に関し、フランス語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳版を提供する。確認されたニーズと利用可能なリソースに基づき、イタリア語、ドイツ語、スウェーデン語、ヒンディー語で情報が提供される。
- 2) ほとんどのRI出版物は、英語およびそのほかの言語で、年度をずらして3年に1度改訂され、規定審議会の影響を最も受ける出版物は、審議会の後で改訂される。ただし、事務総長は、この方針に対する例外を認める権限を有する。RI理事会方針への最近の変更は、www.rotary.orgを通じてクラブと地区のリーダーに伝えられる。
- 3) 上記以外の言語を話すロータリアンが存在する地区あるいは地区グループは、地区内のクラブにとって不可欠な情報を自主的に翻訳、印刷、配布して差し支えない。有志で翻訳された出版物は、RIの公式翻訳とは見なされない (ロータリー章典 48.020.)。

4.11. ロータリーの席次 (ROTARY PROTOCOL)

1) RIと財団の現、元および次期役員と委員会委員、およびそれぞれの配偶者が、RIの会合と行事への出席にあたり、紹介を受ける順序、歓迎レセプションの並び順として、およびRI出版物にその名前が掲載される順序として、次の席次が適用されるべきである

会長 (または会長代理)

会長エレクト

会長ノミニー

副会長

財務長

理事

執行委員会委員長

そのほかの理事

元会長 (前任順)

管理委員長

管理委員長エレクト

副管理委員長

そのほかの管理委員

事務総長

理事エレクト

次期管理委員

理事ノミニー

元理事 (前任順)

元管理委員 (前任順)

元事務総長（先任順）

RIBIの会長、直前会長、副会長、名誉会計

ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーター、ロータリー財団地域
コーディネーター

地区ガバナー

地区ガバナーエレクト

地区ガバナーノミネー

パストガバナー（先任順）

ロータリーの公式行事においては、役員とその配偶者に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけるべきである。2つ以上の役職を保持しているロータリアンは、高いほうの役職の席次に就く。

2) 上記の義務づけられた席次の次には、以下の席次が推奨されており、地元の慣習やしきたりに従ってこれを修正すべきである。

ガバナー補佐

地区幹事/会計

地区委員会委員

クラブ会長

クラブ会長エレクト

クラブ副会長

クラブ幹事

クラブ会計

クラブ会場監督

そのほかのクラブ理事

クラブ委員会委員長

元ガバナー補佐

ロータリアン

ロータリー財団学友

ロータリアンの家族

地区会合においては、外国から来訪したロータリアンは、同じ地位にある地元のロータリアンより上席に就くことができる。これは、来賓への礼儀を示すためである。

ロータリアン以外で高位の人物がいる場合は、地元の慣習に従って、上席を与えることができる。ロータリアンがロータリアン以外の人物よりも上席となる場合は、クラブと地区が来賓にあらかじめ説明しておくよう奨励されている（ロータリー章典26.080.）。

4.12 諸問題に対する声明 (STATEMENTS ON ISSUES)

ロータリーには世界中からさまざまな政治的見解を持つ個人が含まれるため、国際ロータリーは、政治的主題に関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとする（ロータリー章典26.040.）。

世界中のロータリークラブの連合体として、RIは、中立的な立場を保持し、特定の事柄に関して、自らの立場について公式の声明を發表しない。ロータリーが平和と人道的活動における献身を最大限に示すことができるのは、組織体による表明ではなく、個々のロータリークラブによる奉仕活動を通じてである（ロータリー章典26.140.）。

ロータリーは特定の宗教とは関係のない組織である。多くのロータリアンが個人でそれぞれの信仰をもっているが、ロータリーは特定の信仰に基づいて創設された組織ではない。

4.13. 他団体との関係（RELATIONSHIPS WITH OTHER ORGANIZATIONS）

組織の使命を達成するために、国際ロータリーとロータリー財団は、国際連合、および今後の課題を共有し、共通の目標を持つほかの団体と協力することが、時として適切である。ロータリー以外の組織との協力活動はすべて、RI理事会により設定されている手続と基準に準拠しなければならない（ロータリー章典35.010.～35.030.）。

またRI理事会は、ロータリー以外の団体がRIとの協力関係においてロータリー標章を使用する際のガイドラインを定めている。詳細は、第14章およびロータリー章典第33条を参照のこと。

4.14. ロータリー全体で連絡を調整している団体リスト（COORDINATED CONTACT LIST）

ロータリー章典第35条には、RI会長が財団管理委員長と相談した上で書面で同意しない限り、いかなる役員および個人も、RIまたはロータリー財団の代わりに他団体に連絡したり、支援を要請したりしてはならないと記載されている。クラブ、地区、そのほかのロータリー機関は、ほとんどの場合において、各自のプロジェクトのために他団体と協力関係を結ぶことが奨励されている。RIとロータリー財団が公式に協力関係を結んでいる団体の最新リストは、RIウェブサイトを確認のこと。

また、RIは国連の諮問的地位を与えられているため、ロータリークラブ、地区、ロータリーのグループは、国連に登録しようとするべきではない。国連機関または国連関連団体と協力することに関心がある場合は、国連またはそのほかの団体へのRI代表（「公式名簿」に記載）に相談すべきである。これら代表者の確固としたネットワークは、ロータリアンを、国連機関やそのほかの団体の適切な担当者で紹介し、協力の可能性を見出すものである。

第5章 ローターリー財団

(The Rotary Foundation)

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第4部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。

5.01. 財団の使命 (THE MISSION OF THE FOUNDATION)

RI理事会と管理委員会は、教育の推進、きれいな水の提供、平和の構築、母子の健康の支援、地元経済の支援、疾病の予防のための補助金を通じて、ロータリー財団の使命を果たすことに多大な力を注いでいる (ロータリー財団章典1.030.)。

5.02. 管理委員会の任命と組織 (APPOINTMENT AND ORGANIZATION OF TRUSTEES)

管理委員は15名とし、就任の前年度に会長エレクトによって推薦され、RI理事会によって選出される。管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる各種委員会とそれぞれの任務を決定する (ロータリー財団細則6.1.)。管理委員会委員長が、すべての委員会および小委員会の委員と委員長を任命する (ロータリー財団章典2.030.2.)。これらの氏名は公式名簿に記載されている。

5.03. ローターリー財団の事務総長 (GENERAL SECRETARY OF THE ROTARY FOUNDATION)

RI事務総長がロータリー財団の事務総長となる。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、ロータリー財団の最高執行責任者となる。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う (ロータリー財団細則5.9.)。事務総長は、これらの財団の任務のいずれをも、適切な職員に委任できる。

5.04. 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 (FISCAL MATTERS, FOUNDATION SUPPORT, AND DONOR RECOGNITION)

5.04.1. 財団資金の目的 (Purposes of Foundation Funds)

RIロータリー財団の1983年法人設立定款には、ロータリー財団の目的と収入と資産の用途に関する具体的情報が記載されている (本要覧の第4部を参照のこと)。RI細則は、RI理事会の承認を必要としないものも含めて、財団資産から支出する権限を管理委員会に与えている (RI細則22.050.)。

5.04.2. 財団資金の管理 (Stewardship of Foundation Funds)

管理委員会は、世界中のロータリアンやほかの支援者から受け取った資金が、ロータリアンの懸命な努力と献身的な支援による自発的寄付であると認識している。これらの寄付

者は、寄付金が寄付の趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼し、ロータリー財団に寄付金を委ねたのである。

従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団の補助金とプログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調している。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクトの実施に携わる地区、クラブ、ロータリアンの誠実に頼っている。何か不当なことが耳に入れば、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じる。

資金の適切な管理のため、地区は、ロータリーの補助金を受領する前に、参加資格認定の手続きを完了しなければならない。参加資格認定に関する詳細は、[地区の覚書 \(MOU\)](#) および [クラブの覚書 \(MOU\)](#) を参照のこと。

5.04.3. 税制上の優遇措置と寄付金 (Tax Advantages and Contributions)

国によっては、所得税申告を行う場合に、ロータリー財団または関連組織への寄付金が控除されている。あるいは、ほかの税制上の優遇措置を受けられる場合がある。クラブならびに各個人は、それぞれの国において財団への寄付金が税制上の優遇措置を受けられるかどうかを関係当局に確かめるべきである。

米国では、ロータリー財団は、内国歳入法第501項 (c) (3) の下に、非課税の人道的組織と認められてきた。さらに、米国の内国歳入局は、財団を「内国歳入法第509項 (a) に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた。現在、アルゼンチン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピンにおける寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

5.04.4. 協力財団 (Associate Foundations)

協力財団を通じてロータリアンが税制上の優遇措置を受けることのできる国々に、限定された数の協力財団が存在する。管理委員会は、協力財団が形成される前に満たさなければならない基準と指針を設定した。協力財団は、管理委員会の承認を受けなければならず、管理委員会に報告する義務がある。現在、協力財団が存在する国 (オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、インド、日本、英国) における一部の寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

5.04.5. 財団のための募金 (Raising Funds for the Foundation)

ガバナーは、RIの役員として、世界理解と平和を助長するという財団の目的に対する認識を高め、さらなる支援を得ることを目指して、地区内でロータリー財団を推進する直接の責任を有している。すべての寄付は、財団の寄付受諾に関する方針に準じて受諾が考慮される。この方針はRIのウェブサイト (www.rotary.org) に掲載されている。

5.04.6. シェアシステム (SHARE System)

財団プログラムに参加することは、財団の成功の重要な一翼を担うことである。管理委員会は、寄付の用途について地区に発言権を与え、地区が最大限プログラムに参加できるように、資金配分のためのシェアシステムを開発した。

すべての地区の年次基金シェアへの寄付は、DDF (地区財団活動資金) とWF (国際財団活動資金) の二つの活動資金に分けられる。その配分は、DDFが50%、WFが50%である。ある年度に寄せられた寄付金は、その3年後に使用が可能になる。地区は、DDFを地区補助金、グローバル補助金、ロータリー平和フェローシップ、ポリオプラスへの寄贈に使用

できる。WFは、ポリオプラス、ロータリー平和センター、グローバル補助金への上乘せ、パッケージ・グラント、そのほか管理委員会が指定した財団プログラムに充てられる（ロータリー財団章典22.）。

シェアシステムに関する詳細は、「[地区ロータリー財団委員会要覧](#)」（300）、「[ロータリー財団参照ガイド](#)」（219）、および[ロータリー財団章典](#)に記載されている。

5.04.7. 財団への寄付（Contributions to the Foundation）

ロータリーは、ガバナーが、地区ロータリー財団委員会、地区研修・協議会、地区とクラブの財団セミナー、クラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリアンとクラブによるロータリー財団への年次寄付の重要性を強調するよう提案している。財団補助金の継続的な発展を支援するために、毎年、ロータリー財団の年次基金に寄付することがすべてのロータリアンに奨励されている。ロータリアンはまた、遺言や資産計画に、恒久基金への贈与の旨を記載することを考慮するよう奨励されている。

金額を問わず、次の三つの基金に寄付することができる。

- 1) 年次基金は、財団の補助金と活動の主な資金源である。寄付金は、寄付の約3年後に使われる。
- 2) 恒久基金は、その収益の使用可能な部分を財団の補助金と活動の支援に使うための基金である。恒久基金の目標は、最低限度の補助金活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。RIは、幾世紀にもわたる運動として、および国際奉仕の世界的リーダーとしてのロータリーへの献身を実証するものとして、特に恒久基金への支援を検討するようロータリアンに奨励している。
- 3) ポリオプラス基金は、ポリオプラス・プログラムと、ポリオを世界から撲滅するという目標の支援のために授与されるすべての補助金の資金源である。

5.04.8. 個人寄付を認証する機会（Individual Contribution Recognition Opportunities）

寄付者は、ロータリー財団の補助金とプログラムを支援するために財団に寄付を行う。財団への寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな種類の認証を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したロータリークラブの寄付に加えることができる。

認証の各種類に関する詳細は、「[ロータリー財団参照ガイド](#)」（219）を参照のこと。

第2部

ロータリーの使命の遂行 (Carrying Out Rotary's Mission)

- 6 基本理念
- 7 奉仕部門
- 8 ロータリーのプログラム
- 9 賞
- 10 重点分野
- 11 ロータリー補助金
- 12 ポリオプラス
- 13 特別月間・週間
- 14 ロータリーの標章の使用と保護

ロータリークラブと地区は、ロータリーの使命を遂行するべく、ロータリーの基本理念と価値観を認識すべきである。ロータリアンが奉仕プロジェクトを立案するにあたっては、これらの概念を心にとどめ、地域社会のニーズを見極めるべきである

(ロータリー章典 40.050.) 。

第6章 基本理念 (Guiding Principles)

職業人が一体となり、スキルと情熱をもって地域社会に変化をもたらしてきたロータリーの100年以上の実績は、世界中のロータリアンの誇りを高めてきた。こうした価値観は、長年、ロータリーの基本理念とその他の声明文の中に表現されてきた。ロータリーの使命を遂行するには、これらの基本理念と声明文について自覚し、ロータリーが受け継いできた職業人精神と奉仕の歴史を真に理解することが重要である。

6.01. 四つのテスト (THE FOUR-WAY TEST)

四つのテストは、1932年にロータリアンのハーバート J. テイラー (後の国際ロータリー会長) により考案された。理事会は、これにロータリークラブの注意を喚起すべきであることに同意した。

6.01.1. 四つのテスト (The Four-Way Test)

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

6.01.2. 複製と使用 (Reproduction and Use)

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における道徳的水準の向上を図り、それを維持することでなければならない。また、テストは、販売や利益を増すための広告に複製してはならない。しかし、四つのテストの方針に沿って運営する真摯な姿勢を示すため、会社、団体、機関の便箋やそのほかの印刷物にこれを使用することはできる。四つのテストの複製はすべて上記の形式で複製しなければならない (ロータリー章典33.050.)。

頒布する物品において四つのテストを複製するロータリークラブあるいはクラブのグループは、複製文の直後にクラブの名称を明示すべきである。四つのテストは、いかなる意味においても「規則」として扱われてはならない。

6.02. ロータリーの目的 (OBJECT OF ROTARY)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること (RI定款第4条、標準クラブ定款第4条)。

「ロータリーの目的」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また同時に行動を起こさなければならないものであるということで、RI理事会の意見が一致している (ロータリー章典26.020.)。

6.03. 国際ロータリーの使命 (MISSION OF ROTARY INTERNATIONAL)

国際ロータリーの使命は、職業人と地域社会のリーダーのネットワークを通じて、人びとに奉仕し、高潔さを奨励し、世界理解、親善、平和を推進することである (ロータリー章典26.010.)。

6.04. ロータリー財団の使命 (MISSION OF THE ROTARY FOUNDATION)

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである (ロータリー財団章典1.030.)。

6.05. 中核的価値観 (CORE VALUES)

2007年、ロータリーは戦略計画の一環として、以下の5つの価値観がロータリアンの基本的特徴であるとの理解の下、これらの中核的価値観を採択した。以来、これら中核的価値観は理事会によって再び確認され、世界中のロータリアンによって強く支持されている。国際ロータリーの中核的価値観は以下の通りである。

- 奉仕 (Service)
- 親睦 (Fellowship)
- 多様性 (Diversity)
- 高潔性 (Integrity)
- リーダーシップ (Leadership)

各価値観に関する説明は、[「中核的価値観」](#)の説明文を参照のこと。

第7章 奉仕部門 (Avenues of Service)

ロータリーの奉仕部門は全ロータリークラブの活動の指針となる。

- 1) クラブ奉仕
- 2) 職業奉仕
- 3) 社会奉仕
- 4) 国際奉仕
- 5) 青少年奉仕

7.01. クラブ奉仕 (CLUB SERVICE)

クラブ奉仕は、クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関するものである。

クラブ奉仕に関する詳細は、「[クラブ奉仕プロジェクト委員会の手引き](#)」(226D)を参照のこと。

7.02. 職業奉仕 (VOCATIONAL SERVICE)

職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員は、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行う。

7.02.1. ロータリーの行動規範 (Rotary Code of Conduct)

ロータリアンとして、私以下のよう行動する。

- 1) すべての行動と活動において、高潔性という中核的価値観の模範を示すこと。
- 2) 職業の経験と才能をロータリーでの奉仕に生かすこと。
- 3) 高い倫理基準を奨励し、助長しながら、個人的活動および事業と専門職における活動のすべてを倫理的に行うこと。
- 4) 他者との取引のすべてにおいて公正に努め、同じ人間としての尊重の念をもって接すること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対する認識と敬意の念を推進すること。
- 6) 若い人々に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めるために、自らの職業的才能を捧げること。
- 7) ロータリーおよびロータリアンから託される信頼を大切に、ロータリーやロータリアンの評判を落としたり、不利になるようなことはしないこと。
- 8) 事業または専門職上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同輩ロータリアンに求めないこと。

職業奉仕に関する詳細は、「[職業奉仕入門](#)」(255)を参照のこと。

7.03. 社会奉仕 (COMMUNITY SERVICE)

社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に住む人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

7.03.1. 社会奉仕に関する声明 (Statement on Community Service)

1992年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多様な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識した上で、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、そのほかのグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリープログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿ってほかの団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動においてほかの団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、そのほかの諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集す

れば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っている (92-286)。

理事会は、「社会奉仕に関する1923年の声明」の歴史的価値に鑑み、これを今後発行される「手続要覧」に掲載するよう、事務総長に要請した (ロータリー章典8.040.3)。

7.03.2. 社会奉仕に関する1923年の声明 (1923 Statement on Community Service)

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我的奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」*という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。
まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。
- 3) RIは次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
 - b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロー

*採択された審議会決議案10-165により、RIの第二の標語は「One Profits Most Who Serves Best」に改定された (邦訳に変更はない)。

タリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。
- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
 - a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
 - b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
 - c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
 - d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
 - e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

- f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事が必要になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである (23-34、26-6、36-15、51-9、66-49)。

社会奉仕に関する詳細は、以下の出版物を参照のこと。

「[地域調査の方法](#)」(605C)

「[活動する地域社会](#)」(605A)

7.04. 国際奉仕 (INTERNATIONAL SERVICE)

国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培い、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

7.05. 青少年奉仕 (YOUTH SERVICE)

青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化をもたらされることを認識するものである (標準クラブ定款第5条)。

若い人々の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来をもたらすために彼らの生活力を高めることによって、若い人々に将来への準備をさせることは、各ロータリアンの責務である。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズ (健康、人間の価値、教育、自己開発) を支援するプロジェクトを立ち上げるよう奨励されている (ロータリー章典8.060)。

7.05.1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明 (Statement of Conduct for Working With Youth)

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある（ロータリー章典2.110.1.）。

7.05.2. 青少年の保護 (Youth Protection)

すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および事務総長により作成された虐待とハラスメント防止に関するRIの指針に従わなければならない。指針には、以下の要件が含まれている。

- 1) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
- 2) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
- 3) 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告しなければならない。
- 4) 性的虐待あるいはハラスメントを自ら認めたか、あるいは有罪であると宣告されたか、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンについても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められた、ロータリアン以外の人、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。
- 5) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、本人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。これはまた、ほかの青少年による告発から当該成人を守ることにもなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた本人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。ただし、復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない（ロータリー章典2.110.3.）。

7.05.3. 青少年保護法の順守を怠った場合 (Failure to Comply with Youth Protection Laws)

青少年保護法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも、クラブは適切に対処しなければならない。RI理事会は、これを怠ったクラブの加盟を停止または終結させることができる（RI細則3.030.4.）。

7.05.4. 青少年の国外旅行 (International Travel by Youth)

ロータリークラブと地区は、青少年を育成する活動の実施が奨励されていることを踏まえた上で、未成年者による地元地域以外への旅行を含むクラブと地区のプログラムや活動においては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第41.060.11項に記載されている方針に従う。

クラブと地区は以下を行う。

- 1) 地元地域の外に旅行する青少年参加者の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする
- 2) 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に通知するものとする
- 3) 自宅から150マイル (241キロ) 以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務付けるべきである。その補償内容には、医療 (母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

- 1) ボランティアの応募方法と審査手続
- 2) ボランティアの任務内容と責務の概要
- 3) 監督者となる成人の数に対する未成年者数の割合の基準
- 4) 以下を含む危機管理計画
 - a) 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
 - b) 親および法的保護者との連絡の手続き
- 5) RIの方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針 (ロータリー章典2.110.4.)。

ロータリークラブは、地区の青少年交換プログラムの枠組みを超えて青少年交換学生の派遣や受け入れを行ってはならない。いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画 (地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む) を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、これに協力したりしてはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと青少年交換委員長が手配を承認しなければならない (ロータリー章典41.060.22.)。

虐待とハラスメントに関する詳細な指針とガイドラインは、[「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き、および研修リーダー用手引き」](#) (775) を参照のこと。

第8章 ロータリーのプログラム (Rotary's Programs)

8.01. プログラムと活動 (PROGRAMS AND ACTIVITIES)

プログラムは、RI理事会が推奨するクラブと地区のための組織的活動である。ロータリーは、指針とリソースの提供、および職員によるサポートを通じて、これらのプログラムを支援する。プログラムに関する詳細は、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja) を参照のこと。

8.01.1. インターアクト (Interact)

インターアクトは、学校や地域社会での課題に取り組むために結束する12～18歳の青少年のためのクラブである。インターアクターは、インターアクトクラブで奉仕活動を行い、リーダーシップのスキルを身につけ、新しい友人をつくる。インターアクトクラブは、提唱ロータリークラブとともに、毎年、少なくとも2つの奉仕プロジェクト（一つは地域社会を支援するプロジェクト、もう一つは国際理解を推進するプロジェクト）を実施する（ロータリー章典41.010.）。

インターアクトクラブは、所在する地区内にある一つまたは複数のロータリークラブにより、結成、提唱、指導監督される。少なくとも一つのロータリークラブが、提唱クラブの役割を務めなければならない。すべてのインターアクトクラブは、国際ロータリーによる認定を受けなければならない。提唱ロータリークラブは、毎年、そのインターアクトクラブに関する最新情報（クラブ会長、ロータリアン顧問あるいは顧問教諭に関する情報を含む）を提供しなければならない。インターアクトクラブは、学校を基盤とすることも、地域社会を基盤とすることもできる（ロータリー章典41.010.）。

インターアクトクラブの結成と維持に関する情報は、「[インターアクト要覧](#)」（654）およびロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja) を参照のこと。

8.01.2. ローターアクト (Rotaract)

ローターアクトクラブは、18～30歳の大学生および若い成人のためのクラブである。若いリーダーたちは、ローターアクトクラブでアイデアを広げ、地域社会に貢献し、末永い友情を築く。ローターアクトクラブは、ロータリークラブの後援の下、実地参加型の奉仕プロジェクトを実施し、若い職業人としての会員の成長を支援し、ローターアクトの活気ある世界的コミュニティとのつながりを築く（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクトクラブは、所在する地区内にある一つまたは複数のロータリークラブにより結成、提唱、指導監督される。すべてのローターアクトクラブは、国際ロータリーによる認定を受けなければならない。ローターアクトクラブは、年に2回、国際ロータリーに情報を送付することが義務づけられており、9月30日と3月31日までに会員名簿を提出しなければならない。ローターアクトクラブは、大学を基盤とすることも、地域社会を基盤とすることもできる（ロータリー章典41.020.）。

地区ローターアクト代表の役職は、ローターアクターに、地区内のリーダーとして成長し、地域のローターアクトを発展させる機会を提供するものである。2つ以上のローターアクトクラブがあるすべての地区は、地区ローターアクト代表を選挙しなければならない。選挙方法

は、地区ローターアクト委員会とガバナーが決める。地区ローターアクト代表は、就任までに、ローターアクトクラブ会長または地区ローターアクト委員会委員として、一任期を満了していなければならない。選挙の争いがあった場合、ガバナーと地区ローターアクト委員長と相談して解決すべきであり、国際ロータリーはこれに一切関与しない（ロータリー章典41.020.）。

地区ローターアクト委員会は、同人数のロータリアンとローターアクターによって構成され、地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と地区ローターアクト代表（ローターアクター）が共同議長を務めるべきである。地区ローターアクト委員長および地区ローターアクト代表は、ローターアクトクラブが提唱ロータリークラブと協力的な関係を築き、提唱ロータリークラブ会員と個人的なつながりを築けるよう援助すべきである（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクトクラブの成功と発展は、提唱ロータリークラブによる指導、支援、積極的の参加にかかっている。ロータリアンは、ローターアクターや、ローターアクトクラブの役員、理事、委員長の研修に関与すべきである。提唱ロータリークラブは、以下を行うべきである。

- ローターアクトクラブの役員、理事、委員長が、地区レベルにおけるすべての関連研修会に参加するための費用を負担し、参加を強く奨励する。
- 提唱しているローターアクトクラブの会員のために、ロータリアンをメンター（個人指導・相談役）に任命する。
- 多地区合同研修および国際研修の機会（ローターアクト大会前会議を含む）について、ローターアクターに知らせ、参加を勧める。

ロータリー地区は、地区ローターアクト代表が地区レベル、多地区レベル、または国際レベルのリーダーシップ研修に出席する際の費用を負担するものとする。ガバナーは、次期地区ローターアクト代表がローターアクト大会前会議に出席する際の費用の全額または一部を負担するよう奨励されている（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクトに関する詳細は、「[ローターアクト・ハンドブック](#)」(562) およびロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja) を参照のこと。

8.01.3. ロータリー地域社会共同隊 (Rotary Community Corps)

ロータリー地域社会共同隊 (RCC) は、ロータリーの奉仕へのコミットメントを共有する、ロータリアンではない人々のグループである。提唱ロータリークラブの指導の下、献身的なRCCの隊員が、地元地域における生活の質を改善するために自らのスキルを生かして活動する。

ロータリー地域社会共同隊プログラムの目標は以下の通りである。

- 1) 各個人が自分の村、近隣地区、あるいは地域社会の改善に責任をもつことを奨励する。
- 2) すべての役立つ仕事の尊厳と価値を認識する。
- 3) 生活の質の向上を図るため自助的活動と協同活動のために人々を結集する。
- 4) 地元の文化や地域社会の事情に合ったかたちで、人間の能力を最大限に開発するよう奨励する（ロータリー章典41.030.）。

各ロータリー地域社会共同隊は、善良なる人格とリーダーとしての素質を備えた成人によって構成される。ロータリー地域社会共同隊の所在する村または地域社会に居住、就職、通学している人なら誰でも隊員になれる（ロータリー章典41.030.）。

共同隊は、ロータリーの存在する国もしくは地域においてのみ結成できる。また、提唱ロータリークラブは、共同隊と同じ国もしくは地域に所在していなければならない。共同隊は、ロータリークラブにより結成、提唱され、その指導と助言を受ける。ガバナーの確認後、RIの認証を受けて設立される。ロータリー地域社会共同隊が存続するためには、提唱ロータリークラブが引き続き後援し、RIが引き続き承認しなければならない。

ロータリークラブと地区は、以下の方法で、ロータリー地域社会共同隊を支援すべきである。

- 地域に貢献するための実行可能な奉仕プログラムとして、ロータリー地域社会共同隊について広く知らせる。出版物、ビデオ、インターネット、クラブでのプレゼンテーション、そのほかの方法を活用する。
- 会員が少ない地域でのロータリー地域社会共同隊の設立を奨励することによって、共同隊プログラムの範囲を拡大する。
- 共同隊とその提唱ロータリークラブとの間の関係を強める。
- ロータリー地域社会共同隊委員会の設置を、各ロータリークラブに勧める。
- 地域の具体的なニーズに関する徹底調査の結果を基にし、かつ共同隊員のスキルを生かした、持続性のある活動とプロジェクトを選択するよう、共同隊に奨励する。
- プロジェクトの長期的な成果をもたらすため、健全なプロジェクト管理を実践するよう、共同隊に奨励する。
- 地域開発活動での協力と支援が必要に応じて得られるよう、非政府団体、地域団体、地元政府との関係を築くことを共同隊に奨励する（ロータリー章典41.030.1）。

RCCに関する詳細は、「[Rotary Community Corps Handbook](#)」（ロータリー地域社会共同隊要覧、770）およびRIウェブサイト（www.rotary.org/ja）を参照のこと。

8.01.4. ロータリー友情交換（Rotary Friendship Exchange）

ロータリー友情交換は、国境を越えた人と人との交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、異なる国同士のロータリアンとその家族が相互に訪問し合い、ホームステイを行うプログラムである（ロータリー章典41.040.）。

友情交換には、2種類ある。

- 1) 個人の交換：個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同行することもできる。
- 2) チームの交換：4組から6組のロータリアン夫妻が、最高1カ月間、ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する。

これら2種類のプログラムはいずれも地区友情交換委員会が調整に当たり、RIに経費の負担をかけずに実施される。地区は、ホストとゲストのロータリアンが同じ職業を有する単一職業の交換を手配するよう奨励されている。ロータリアンは、RI国際大会の前後に友情交換を行うことを手配するよう奨励されている。

プログラムに関する詳細は、「[ロータリー友情交換の手引き](#)」およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/ja）を参照のこと。

8.01.5. ローターリー青少年交換 (Rotary Youth Exchange)

青少年交換は、15～19歳の青少年が母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供するものである。関与している国の法令により許され、参加クラブと地区が同意した場合は、20歳以上の参加者が参加することもできる。

青少年交換には、以下の2種類がある。

- ・長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を提供する。
- ・短期交換プログラムは、学生に数週間程度の外国訪問の機会を提供する。

すべての学生は地元で申請を行い、地元地域のロータリークラブの支援を受けなければならない。交換に参加する青少年の親または法的保護者は、健康保険、傷害保険、および責任保険を提供し、受入地区への往復旅費を負担するよう期待されている。ホストファミリーは交換青少年に部屋と食事を提供し、受入地区は教育費の全額に加えて、長期交換の場合は、小額の小遣いも提供するよう期待されている。交換は派遣地区と受入地区の同意の下に組織され、相互に学生を交換し合うものであることが期待される。すべてのクラブ、地区、多地区合同青少年交換プログラムは、プログラム参加者をめぐる肉体的、性的、精神的な虐待の申し立てを防止し、それに適切に対応するために、危機管理の取り組みを強化することが奨励されている。その上、クラブと地区が青少年交換活動を実施する前に、賠償保険加入に関する助言も含め、賠償責任について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

ガバナーは、地区青少年交換役員または委員会を任命し、次期ガバナーをその委員会に含めるよう奨励されている。地区青少年交換役員または委員会は、それぞれの地区のガバナーの監督下に置かれる(ロータリー章典41.060.)。

1) 青少年交換の地区認定

事務総長は、青少年交換のための地区認定プログラムを維持する。認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、青少年保護、学生の支援、その他に関する指針を採用しているという証拠を国際ロータリーに提出することを義務付けている。青少年交換プログラムに参加するには、クラブと地区の全青少年交換プログラムは、RIの青少年保護に関する方針、およびそのほかの要件を順守しなければならない。認定を受けた地区のみが青少年交換プログラムに参加できる。認定を受けていない地区と交換を行う地区は、自らの地区に対する認定をも危うくすることになる(ロータリー章典41.060.)。

青少年交換に関する詳細は、「[青少年交換要覧](#)」(746) およびロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja)を参照のこと。

8.01.6. ローターリー青少年指導者養成プログラム (Rotary Youth Leadership Awards)

ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)は、クラブ、地区、多地区合同で組織されるリーダーシップ養成プログラムである。参加者の年齢に制限はないが、ほとんどの行事は中高生、大学生、若い成人を対象としている。ロータリアンは、非行に走る可能性のある青少年を導いたり、ロータリー学友との関係を取り戻したり、若い職業人が責任あるリーダーとして成長できるよう指導したりするために、RYLAを活用できる。(ロータリー章典41.050.)。

RYLAプログラムには、次の主題に取り組む中心的カリキュラムが盛り込まれるべきである。

- 1) リーダーシップの基本
- 2) 良きリーダーシップの倫理
- 3) 効果的なリーダーシップにおけるコミュニケーションスキルの重要性
- 4) 問題解決と対立管理
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地域社会のために何を行っているのか
- 6) 自信と自尊心の育成
- 7) 地元の課題に地元の慣習にふさわしい方法で取り組みながら、地域社会と国際社会の一員となるための要素（ロータリー章典41.050.3.）

RYLAに関する詳細は、「[ロータリー青少年指導者養成プログラム](#)」（694）およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/ja）を参照のこと。

8.01.7. 世界ネットワーク活動グループ（Global Networking Groups）

世界ネットワーク活動グループは、共通の関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループである。世界ネットワーク活動グループは、ロータリー親睦活動グループとロータリアン行動グループから成る。世界ネットワーク活動グループは次の条件に準じる。

- 1) 活動はRIに依存せずに独自に実施しなければならないが、ロータリー標章の使用を含め、RIの方針に従わなければならない。
- 2) グループを、宗教的信条や政治問題、あるいはほかの団体を推進する目的に利用してはならない。
- 3) RIによるグループの認定は、RIあるいは地区やロータリークラブが、認定したグループに対し、法的、金銭的、あるいはそのほかの義務や責任を負うことを意味するものではない。
- 4) グループはRIを代行したり、代表したり、そのような行動を取る権限があることを暗示したり、RIの代理機関として行動したりしてはならない。
- 5) すべてのグループは、資金面と管理面、また、そのほかの面において自立していなければならない。
- 6) グループは、いかなる国においても当該国の法律に反して存在したり、活動したりしてはならない（ロータリー章典42.010.、42.020.）。

1) ロータリー親睦活動

ロータリー親睦活動は、友情と親睦を深めるために、共通の職業的活動またはレクリエーション活動を遂行する目的で結束したロータリアンのグループである。ガバナーは、地区内クラブによるロータリー親睦活動への参加を促すため、委員長1名と少なくとも3名の委員から成るロータリー親睦活動委員会を設置するべきである（ロータリー章典21.050.）。各親睦活動にRIの保険は適用されないため、各グループでリスクを想定し、必要に応じて保険に加入することが奨励されている（ロータリー章典42.010.）。

親睦活動グループの公式認定は、RI理事会の審査と承認およびそのほかの親睦活動グループの設置に関する方針に基づくものである（ロータリー章典42.010.3.）。

全親睦活動グループのリストを含め、詳細は「[ロータリー親睦活動要覧](#)」（729）およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/ja）を参照のこと。

2) ロータリアン行動グループ

ロータリアン行動グループは、ロータリーの目的を推進する国際的な奉仕プロジェクトを実施する目的で結成されたロータリアンのグループである。全ロータリアン行動グループのリストはロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja) に掲載されている。これらのグループは、奉仕プロジェクト実施において支援を提供できる人材であり、関心のあるロータリアンはグループに連絡を取るよう奨励されている (ロータリー章典42.020.)。

8.01.8. 国際共同委員会 (Intercountry Committees)

国際共同委員会 (ICC) は、2カ国以上の地区またはクラブ間の交流を推進し、さまざまな国の人々の親睦と異文化理解を深めるものである。ロータリアンは、他国のロータリアン、クラブ、地区とのより深い結びつきを育み、国際的なネットワークを築くため、新しい国際共同委員会を設置するよう奨励されている。国際共同委員会は、すべてのロータリー会合で推進されるべきである。

国際共同委員会の使命は、以下の通りである。

- 1) ロータリアンに対して、互いの国と家庭を訪問し合うよう奨励する推進力となる。
- 2) クラブと地区に対して、他国のクラブと地区とのつながりを築くよう奨励することによって、友情を深め、プロジェクトを充実させる。
- 3) 世界平和に貢献する。

推奨される国際共同委員会の活動は、以下の通りである。

- 新ロータリークラブの結成を援助する。
- 参加国同士で姉妹クラブまたは双子クラブのネットワークを築く。
- 参加国同士でロータリー友情交換を実施する。
- 国際奉仕プロジェクトを立ち上げる、または実施する。
- 職業奉仕プロジェクトを立ち上げる、または実施する。

国際共同委員会を設置し、これに加盟できるのは地区のみであるが、個人のロータリアン、その配偶者、ローターアクター、ロータリークラブはこの委員会の活動に参加できる。国際共同委員会は、当該地区ガバナーの指揮および密接な協力の下で活動する。参加地区は、地区の連絡役と国内担当委員長を務めるロータリアンを任命すべきである。

各国際共同委員会は、個々の地区による独立した活動として組織、運営されるものであり、RIのプログラムの一部ではない。しかし、国際奉仕プロジェクトのような一年以上にわたる奉仕活動を手がけている国際共同委員会は、RIの多地区合同奉仕活動の方針に従うべきである。クラブと地区は、ロータリー財団プログラムへの参加、特にグローバル補助金プロジェクトの立案を推し進めるために、既に確立された国際共同委員会との関係を活用することが奨励されている (ロータリー章典37.030.)。

第9章 賞 (Awards)

9.01. 賞 (AWARDS)

賞の授与は、クラブと地区が、奉仕活動に力を尽くしたロータリアンやその他の人々を表彰、激励し、その意欲を高める機会となるものである。多種多様な賞があるため、ガバナーは、各賞についての周知や候補者の推薦を担当する委員会を任命することができる。

1) ロータリアンを対象とした賞は以下の通りである。

- 奉仕部門功労者賞
- クラブ・ビルダー賞
- ロータリー財団功労表彰状
- ロータリー財団特別功労賞
- ロータリー財団地区奉仕賞
- 超私の奉仕賞
- ポリオのない世界を目指す奉仕賞
- 職業奉仕リーダーシップ賞

2) クラブを対象とした賞は以下の通りである。

- 会員増強・拡大賞
- 会長賞
- 会員増強推進活動の表彰
- 小規模クラブ会員増加の表彰
- 意義ある業績賞

3) その他の表彰

- 家族および地域社会奉仕賞
- ポリオ撲滅支援功労賞
- ローターアクトクラブとインターアクトクラブのための会長賞
- ロータリアン配偶者/パートナー奉仕功労賞
- 卓越したローターアクト・プロジェクト賞
- ロータリー財団最優秀学会賞
- ロータリー財団学友人道奉仕世界賞
- RI栄誉賞
- 世界インターアクト週間の表彰
- 世界ローターアクト週間の表彰

各賞・表彰に関する情報（推薦書式、推薦締切日、資格要件など）は、www.rotary.orgを参照のこと。

第10章 重点分野 (Areas of Focus)

ロータリークラブは世界中の地域社会のために奉仕を行っており、それぞれの地域社会には固有の課題やニーズがある。ロータリアンは幅広い奉仕プロジェクトに取り組むことによって、これまで継続的に、諸々のニーズに対応する方法を取り入れ、改善してきた。ロータリーの奉仕のうち、最も成功し、持続可能な成果を収めてきたものは、多くの場合、次のいずれかの分野に該当する傾向がある。

- 平和と紛争予防／紛争解決
- 疾病予防と治療
- 水と衛生
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 経済と地域社会の発展

ロータリーは、以上の6分野を組織的に優先させ、ロータリアンが地元や海外で数多くの方法によりこれらのニーズに取り組むことができることを認識している。活動のアイデアは、出版物「[ロータリーの重点分野ガイド](#)」(965)を参照のこと。

[重点分野](#)の具体的な目標に絞って活動する場合、クラブと地区は[ロータリー財団グローバル補助金](#)を申請できる。

10.01. 重点分野のリソース (AREAS OF FOCUS RESOURCES)

- 平和と紛争予防／紛争解決
 - [平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリーセンター](#)
- 疾病予防と治療
 - この分野を専門とする[ロータリアン行動グループ](#)
 - [マーシー・シップス](#)との戦略パートナーシップ
- 水と衛生
 - [水と衛生のロータリアン行動グループ](#) (WASRAG)
 - [専門ガイド](#) (WASRAG作成)
 - [国際ロータリーと米国国際開発庁 \(USAID\) の国際H2O協力](#)
 - [ユネスコ水教育研究所 \(UNESCO-IHE\)](#) との戦略パートナーシップ
- 母子の健康
 - [アガ・カーン大学との戦略的パートナーシップ](#)
 - [家族の健康とエイズ予防のためのロータリアン行動グループ](#)
 - [人口増加と持続可能な発展のロータリアン行動グループ](#)

- 基本的教育と識字率向上
 - [国際読書協会、ドリーウッド財団「イマジネーション・ライブラリ」](#)とのパートナーシップ
- 経済と地域社会の発展
 - [ロータリー地域社会共同隊 \(RCC\)](#)
 - [小口融資 \(マイクロクレジット\) のロータリアン行動グループ](#)

重点分野に関する詳しい情報は、[「重点分野の基本方針」](#)を参照のこと。

第11章 ロータリー補助金 (Rotary Grants)

RI理事会とロータリー財団管理委員会は、財団の目的を助長するための具体的かつ効果的な手段として、次の補助金を承認した。

地区補助金

グローバル補助金

パッケージ・グラント

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリーセンター詳しくは、www.rotary.org/ja/grantsを参照のこと。

11.01. ロータリー補助金 (ROTARY GRANTS)

地区補助金 (District Grants)

地区補助金は、財団の使命に当てはまる活動を支援するために、地区に一括で支払われる補助金である。地区は、年に1回、地区補助金を受領し、奨学金や職業研修チーム(VTT)の派遣、奉仕活動の支援、災害救援、地元や海外での奉仕プロジェクトに使うことができる。地区補助金は、ロータリアンがプロジェクトに柔軟に活用できる補助金であり、その全額はDDF(地区財団活動資金)の配分によって賄われる。

グローバル補助金 (Global Grants)

グローバル補助金は、以下のような大規模なプロジェクトと活動に使用できる。

- 重点分野のいずれかに該当する。
- 地域社会で特定されたニーズに応える。
- 地域社会の人々が積極的に参加する。
- 地元の人々の知識、スキル、リソースを向上させる。
- ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会に長期的な恩恵をもたらす。
- 測定可能な成果を残す。
- ロータリアンが積極的に参加する。

プロジェクト予算は少なくとも30,000米ドル以上とし、そのうちグローバル補助金としてWF(国際財団活動資金)から最低15,000ドルが授与される。授与額は、提唱者からのDDF(地区財団活動資金)に対して同額(100パーセント)、現金寄付に対して半額(50パーセント)の割合で計算される。グローバル補助金には、2者の代表提唱者が必要である。一方は活動が実施される国内の実施国側提唱者、もう一方は国外の援助国側提唱者となる。双方の提唱者は、補助金を受領するための資格認定を受けていなければならない。グローバル補助金は、人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チーム(VTT)の支援に使用できる(ロータリー財団章典11.040.)。

パッケージ・グラント (Packaged Grants)

パッケージ・グラントは、ロータリークラブと地区が、ロータリー財団の戦略パートナーと協力し、あらかじめ枠組みの設定された活動に参加する機会を提供するものである。その資金は、WF (国際財団活動資金) から全額提供される。そのプロジェクトと活動は、ロータリーの重点分野を支援するものであり、人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チーム (VTT) を含めることができる。すべての補助金の申請はオンラインで行う。最新情報は、www.rotary.org/ja/grants を参照のこと。

参加資格認定と資金管理 (Qualification and Stewardship)

ロータリー補助金を申請するには、地区とクラブが参加資格認定手続きを完了して、認定を受ける必要がある。

地区の参加資格認定

参加資格認定のオンライン手続きは、補助金資金を適切に管理するために必要な財務管理と資金管理の体制を、クラブと地区が備えていることを確認するためのものである。ガバナー、ガバナーエレクト、地区ロータリー財団委員長が、[地区の覚書 \(MOU\)](#) に同意する必要がある。認定を受けた後、地区は、ロータリー補助金を申請することができ、また地区内クラブの参加資格認定を行う責務を負う。

クラブの参加資格認定

地区は、クラブがグローバル補助金とパッケージ・グラントを申請するための参加資格認定を行う。地区補助金を受領するためにクラブが認定を受ける必要があるかどうかは、地区が決定できる。クラブ会長と会長エレクトは、毎年、[クラブの覚書 \(MOU\)](#) に同意する必要がある。クラブは、地区が開催する[補助金管理セミナー](#)に、少なくとも1名の会員を派遣しなければならない。

資金管理

財団管理委員会は、全ロータリー補助金活動の計画、実施、報告において、適切な財務管理を行うことの重要性を強調している。何か不当なことが耳に入った場合、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じる。補助金の受領者、提唱者、そのほかすべてのプロジェクト関係者は、次のことを期待されている。

- 1) ロータリー財団補助金を神聖な信託として扱い、損失、誤用、流用されることのないよう絶えず守り、所期の目的を厳密に解釈し、その目的だけに補助金を使うこと
- 2) 責務を明確に説明し、[参加資格](#)の要件に従った上で、プロジェクトの監督が十分かつ徹底して行われるよう取り計らうこと
- 3) その補助金受領に際して管理委員会が承認した通りにプロジェクトを実施すること。合意事項からの逸脱またはプロジェクト実施に際しての変更は、事前にロータリー財団から書面で承認を得なければならない
- 4) 現在の管理委員会の方針と指針に従って、プロジェクトと無関係の第三者による財務・実績調査または監査を手配すること
- 5) 補助金の要件に従って、詳細な報告を期日通りに提出すること
- 6) 利害の対立を実際に引き起こしたり、あるいはその疑いを招かない方法で、補助金活動を実施すること (ロータリー財団章典10.030.)

財団補助金プロジェクトの監査とモニタリング

ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区財団補助金小委員会委員長、財団資金管理小委員会は、補助金プロジェクトのモニタリングにおいて財団を援助するよう求められる場合がある。財団から要請があった場合、ガバナー（または指定された人）は、プロジェクトや特定の問題への対応を援助するものとする。必要な場合、この対応には、プロジェクト提唱者による明確な説明の要請、財団への情報報告、中間報告書または最終報告書の回収、プロジェクトの現況判断、財団の指針に関する再指導、地元の不和の処理が含まれる（ロータリー財団章典14.030.）。

ガバナーは、財団補助金によるプロジェクトを訪問し、問題を見極め、解決し、問題の発生を防ぐよう奨励されている。ガバナーはまた、プロジェクト実施後に現地を訪問し、完了したプロジェクトの成果を評価するよう奨励されている。地区提唱の補助金プロジェクトの場合は地区ガバナー、クラブ提唱の補助金プロジェクトの場合はクラブ会長が、それぞれプロジェクト委員会の職権上の委員として関与することは、補助金の扱いにおける不正の可能性の低減につながる。

問題が、クラブ、地区、ゾーンのリーダーによって解決できない場合、プロジェクトの立案、実施、あるいは中止においてロータリアンを援助するロータリー財団専門家グループのメンバー1名が任命されることがある。多くの補助金プロジェクトは、関連する専門知識をボランティアで提供しているこれらのロータリアンによりモニターまたは監査される（ロータリー財団章典14.020.）。

財団補助金の受領無資格者 (Ineligibility for Foundation Grant Awards)

ロータリー財団のプログラムの補助金は次の者には授与されない：ロータリアン（ただし、管理委員会の明記しているすべてのボランティア奉仕については例外とする）、クラブ・地区・ほかのロータリー関係組織・RIの職員、前記ロータリアンと職員の配偶者、直系卑属（血縁による子または孫、入籍している養子）、直系卑属の配偶者、尊属（血縁による両親または祖父母）（ロータリー財団細則9.3）。この方針の下に無資格の者は、当該ロータリアンが所属クラブを退会しても36カ月間、無資格のままである。

奉仕の理念は、財団に寄付する人が、直接、間接を問わず、その財団のプログラムから恩恵を受けるべきではないという方針によく表れており、この方針が実際に適用されている。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教育的プログラムによって、最もよく実証される。

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリーセンター (ROTARY CENTERS FOR INTERNATIONAL STUDIES IN PEACE AND CONFLICT RESOLUTION)

ロータリー平和センターは、教育と平和に関してロータリー財団で特に優先される主要プログラムである。財団は、世界の名門大学と提携し、ロータリー平和センターを設立した。財団は、ロータリー平和センターにおいて、1～2年間の修士課程または3カ月間の修士証取得プログラムで国際問題、平和、紛争解決を研究するためのロータリー平和フェローシップを提供する（ロータリー財団章典13.010.1.）。

ロータリー平和フェロシップに関する詳しい情報は、www.rotary.org/ja/grantsを参照のこと。

財団学友 (FOUNDATION ALUMNI)

財団プログラムの元参加者は皆、ロータリー財団の学友とみなされる。学友が、世界中のロータリアンおよびほかの学友と継続したつながりを築けるよう、学友関係の取り組みが実施されている。プログラムの元参加者である学友は、世界的コミュニティーに対する献身の心を身につけ、すべての人々のあいだに理解あふれる平和な関係を推進するというロータリーの夢を引き続き分かち合っている。

派遣地区は、地区内の学友との関係を深め、学友の参加したプログラムの所期の目標を達成するために、次の事項を実行することを検討するよう奨励されている。

- 1) 帰国次第すべての学友を正式に迎える。
- 2) 各プログラムの指針に明記されている通りに、帰国した学友が、主に派遣地区で義務付けられているスピーチを完了できるようにする。
- 3) ロータリー財団学友会に入会するよう、または近隣地域に学友会が存在しない場合は新たに学友会を設立するよう、学友に奨励する。
- 4) ロータリーのプロジェクトに参加するよう学友に奨励する。
- 5) 適切な出版物にロータリー財団学友の活動に関する記事を掲載してもらうよう手配する。
- 6) 学友を地区大会に招待する。
- 7) 年次財団晩餐会またはほかの行事に学友を招待する。
- 8) 学友の同窓会を定期的に開催する。
- 9) 学友に関する最新の記録を常に保つ。
- 10) 学友をロータリークラブ入会候補者とみなす。
- 11) 適切であれば学友に財団寄付を依頼する。
- 12) 派遣地区におけるプログラム参加者の募集および選考手続きに、学友に参加してもらう。
- 13) これから海外に旅立つプログラム参加者のためのオリエンテーションプログラムに、学友に参加してもらう。
- 14) 地区行事やクラブ行事への出席または講演を学友に依頼する（ロータリー財団章典16.020.1.）。

地区の全学友の最新名簿を維持し、学友の住所、Eメールアドレス、電話番号、ファックス番号の変更をロータリーに知らせ、地区における名簿の責任者の引き継ぎを行うことは、地区の責務である。

学友会 (Alumni Associations)

すべてのロータリー地区は、地元地域の財団プログラム元参加者のために学友会を設立するよう奨励されている。学友会は、以下をもたらし源となり得る。

- 1) ロータリークラブ会員
- 2) 将来の参加者選考手続きやオリエンテーション、奉仕プロジェクトなど、ロータリープログラムにおける支援

- 3) RIと財団の広報活動における支援
- 4) 財団への金銭的支援
- 5) 卓越した人材の集まりとしての誇り

第12章 ポリオプラス (PolioPlus)

ポリオプラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、撲滅の認定が達成されるまでは、ほかのすべてのプログラムに対して優先される（ロータリー章典40.010.）。

ポリオプラスの目標は、ポリオ撲滅の世界的認定である。ポリオプラス・プログラムは、ロータリーがポリオ関係の活動に数年間参加した後、1985年に発足した。1988年までに、ロータリアンは2億4,000万米ドル以上を集め、多数のボランティアを動員して世界中の大規模な予防接種キャンペーンとポリオ撲滅活動を援助した。1988年に世界保健総会でポリオを世界的に撲滅するという目標が採択されたのは、ロータリーが大きなきっかけとなったものである。ポリオの撲滅が世界的に認定される頃には、世界ポリオ撲滅活動へのロータリーからの寄付額は12億米ドルを上回る見込みである。

ポリオプラス・プログラムには、ポリオの撲滅を直接支援するあらゆる活動が含まれる。こうした活動には、全国予防接種日の組織、監視プログラムを通じたウイルスの追跡、特に感染の危険のある僻地の子供への予防接種、政府やほかの資金援助者に対してポリオ撲滅への資金投入の緊急性、必要性、効果についての情報提供などが含まれる。

インターナショナル・ポリオプラス委員会（IPPC）が、ポリオ撲滅達成のためにポリオプラスのすべての面を調整し、すべての地域別・国別ポリオプラス委員会を指揮し、方針や戦略をロータリー財団管理委員会に提案する。ポリオ撲滅活動が行われている国と地域には、ポリオプラス委員会が設置され、撲滅活動を監督している。すべてのポリオプラス委員会は、[公式名簿](#)に掲載されている。

ポリオ撲滅活動を支援するための補助金案が、合同調整委員会に参加している組織（各国の保健省、ユニセフ、世界保健機関など）との正式な協議の上、立案される。IPPCがポリオプラスの方針と資金の優先度に沿って提案を審査し、管理委員会に適切な推奨を行う。

1995年規定審議会の決定、および2007年の再確認を受け、管理委員会とRI理事会は、世界からポリオがなくなったと認定される日が来るまで、ポリオ撲滅が引き続き国際ロータリーとロータリー財団の第1の目標であり、また、目標としなければならないことを確認した（ロータリー財団章典12.030.）。

ポリオプラスに関する詳細は、「[地区ロータリー財団委員会要覧](#)」（300）およびRIのウェブサイト（www.rotav.org）に掲載されている。最新の概要資料については、事務局まで問い合わせること。

ポリオプラス・パートナー（PolioPlus Partners）

ポリオプラス・パートナーは、ポリオプラスの補足プログラムであり、個々の社会動員や監視活動のために、ポリオ感染国のポリオプラス委員会に直接資金を提供するものである。

第13章 特別月間・週間 (Special Observances)

奉仕の重要性を認識し、特に力を入れるため、理事会は以下の特別月間・週間を定めた。

特別月間・週間	2013-14年度	2014-15年度	2015-16年度
会員増強・拡大月間	2013年8月	2014年8月	2015年8月
新世代のための月間	2013年9月	2014年9月	2015年9月
職業奉仕月間	2013年10月	2014年10月	2015年10月
ロータリー財団月間	2013年11月	2014年11月	2015年11月
世界インターアクト週間	2013年11月4～10日	2014年11月3～9日	2015年11月2～8日
家族月間	2013年12月	2014年12月	2015年12月
ロータリー理解推進月間	2014年1月	2015年1月	2016年1月
世界理解月間	2014年2月	2015年2月	2016年2月
ロータリー創立記念日: 世界理解と平和の日	2014年2月23日 (109周年)	2015年2月23日 (110周年)	2016年2月23日 (111周年)
識字率向上月間	2014年3月	2015年3月	2016年3月
世界ローターアクト週間	2014年3月10～16日	2015年3月9～15日	2016年3月7～13日
雑誌月間	2014年4月	2015年4月	2016年4月
ロータリー親睦活動月間	2014年6月	2015年6月	2016年6月

会員増強・拡大月間 (MEMBERSHIP AND EXTENSION MONTH)

「会員増強・拡大月間」である8月は、ロータリアン、クラブ、地区がロータリーの拡大と新会員の勧誘に焦点を当てて活動する。

新世代のための月間 (NEW GENERATIONS MONTH)

9月は、若い人々の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てる「新世代のための月間」である。ロータリークラブは、この月間中、クラブのニュースレターやその他の広報資料に「各ロータリアンは青少年の模範」のスローガンを利用するよう奨励されている(ロータリー章典8.060.3.)。



職業奉仕月間 (VOCATIONAL SERVICE MONTH)

毎年10月の「職業奉仕月間」は、クラブが職業奉仕の理念を日々、実践することを強調するための月間である。この月間中に推奨されるクラブ活動には、地区行事でのボランティアの表彰、ロータリー親睦活動への参加の推進、職業奉仕活動またはプロジェクトの実施、未充填の職業分類に焦点を当てた会員増強の推進などが含まれる(ロータリー章典8.030.3.)。



ロータリー財団月間 (ROTARY FOUNDATION MONTH)

RI理事会と管理委員会は、毎年11月を「ロータリー財団月間」に指定することに同意した。この月間中、クラブは少なくとも1回の例会プログラムを、財団に関する内容とすることが求められている (ロータリー章典8.020.)。

世界インターアクト週間 (WORLD INTERACT WEEK)

RI理事会は、11月5日を含む週を「世界インターアクト週間」として祝うよう、ロータリークラブとインターアクトクラブに要請している (ロータリー章典41.010.5.)。

家族月間 (FAMILY MONTH)

世界中のロータリアン、クラブ、地区は、毎年12月の「家族月間」を祝うため、プロジェクト、活動、行事を通じて、家族と地域社会への献身を示すよう奨励されている (ロータリー章典40.070.)。

ロータリー理解推進月間 (ROTARY AWARENESS MONTH)

毎年1月、ロータリアン、クラブ、地区は、それぞれの地域社会でロータリーに対する認識向上に取り組むべきである。

世界理解月間 (WORLD UNDERSTANDING MONTH)

2月は「世界理解月間」である。この月間中、クラブは世界平和には理解と親善が必要であるということを強調するようなプログラムや活動を実施することが求められている (ロータリー章典8.020.)。

ロータリー創立記念日：世界理解と平和の日 (ROTARY'S ANNIVERSARY: WORLD UNDERSTANDING AND PEACE DAY)

最初のロータリークラブ例会が行われた日である2月23日は、「世界理解と平和の日」として祝われる。この日、各クラブは、ロータリーによる世界理解、親睦、平和への献身をあらためて認め、強調すべきである (ロータリー章典40.080.)。

識字率向上月間 (LITERACY MONTH)

3月、識字問題への認識を高め、自国や海外で識字率向上のプロジェクトを実施することがロータリアンに奨励されている。

世界ローターアクト週間 (WORLD ROTARACT WEEK)

RI理事会は、3月13日を含む週を「世界ローターアクト週間」として祝うことを、ロータリークラブとローターアクトクラブに奨励している (ロータリー章典41.020.5.)。

雑誌月間 (MAGAZINE MONTH)

毎年4月、クラブ会員は、ロータリーの地域雑誌または「ザ・ロータリアン」誌を推進する。また、プロジェクトのアイデア、新会員の勧誘、ロータリーへの情熱の喚起のためにこれらのリソースをどう利用できるかについて話し合う。

ロータリー親睦活動月間 (ROTARY FELLOWSHIPS MONTH)

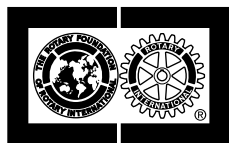
「ロータリー親睦活動月間」である6月は、レクリエーションや職業で同じ関心を持つロータリアン同士の国際的な親睦と親善の重要性を認識し、親睦活動への参加を促し、親睦活動プログラムへの理解を促すための月間である。RI理事会は、プロジェクト、活動、行事を通じてこの月間を祝うよう、これらのグループに奨励している (ロータリー章典 42.010.9.)。

第14章 ロータリーの標章の使用と保護

(Use and Protection of the Rotary Marks)

国際ロータリー細則は、次のように規定している：「RIの知的所有権の保全。理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」(RI細則18.010.)。このため、RI理事会は、RIの知的所有権である標章(ロータリー標章)の使用の維持、保全、保護を委ねられている。この責務を果たすために、RIは、商標およびサービスマークを含む(集合的に「ロータリー標章」と呼ばれる)ロータリーの知的所有権を全世界で保有、保護し、その使用を監督する。

ロータリー標章には、「ロータリー」という語、ロータリー徽章、および以下に挙げられたそのほか多くの言葉とロゴが含まれる。ロータリー標章の完全なリストは、ロータリー章典33.005.を参照のこと。



- Doing Good in the World (世界でよいことをしよう)
- End Polio Now (今こそポリオ撲滅のとき)
- Every Rotarian, Every Year
- Fellowship Through Service (奉仕を通じての親睦)
- A Global Network of Community Volunteers (地域社会ボランティアの世界的ネットワーク)
- Humanity in Motion (人類のために活動します)
- Interact® (インターアクト)
- Interact Club® (インターアクトクラブ)
- Interota® (インターロータ)
- One Profits Most Who Serves Best (最もよく奉仕する者、最も多く報いられる)
- Paul Harris® (ポール・ハリス)
- Paul Harris Fellow® (ポール・ハリス・フェロー)
- Paul Harris Society (ポール・ハリス・ソサエティ)
- PolioPlus® (ポリオプラス)
- PPH
- RCC
- RI®
- RITS®
- Rotaract® (ローターアクト)
- Rotaract Club® (ローターアクトクラブ)
- Rotarian® (ロータリアン)
- The Rotarian® (ザ・ロータリアン [誌])
- Rotary® (ロータリー)
- Rotary Club® (ロータリークラブ)
- Rotary Community Corps (ロータリー地域社会共同隊)
- The Rotary Foundation® (ロータリー財団)
- The Rotary Foundation of Rotary International® (国際ロータリーのロータリー財団)
- Rotary Images (ロータリー・フォトライブラリ)
- Rotary International® (国際ロータリー)
- Rotary International Travel Service® (国際ロータリー・トラベルサービス)
- Rotary Leader (ロータリーリーダー)
- Rotary.org
- Rotary World Magazine Press (ロータリーワールド・マガジンプレス)
- Rotary Youth Exchange (ロータリー青少年交換)
- Rotary Youth Leadership Awards (ロータリー青少年指導者養成プログラム)
- RWMP
- RYE
- RYLA®
- Service Above Self® (超我の奉仕)
- TRF

ロータリーの標章にはまた、すべてのRIテーマとテーマのロゴ、すべてのRI国際大会のロゴ、およびその時々の方々の会員のニーズを満たすべく創造されたすべての新しい標章が含まれる。ロータリークラブ、ロータリー地区、およびほかのロータリー組織は、RI理事会の指針に従う限り、ロータリー標章を使うよう奨励されている（ロータリー章典33.005.）。ロータリーの標章の統一性と独占所有権を維持し、世界中のロータリアンが使用できるようこれらの標章を保全、保護するために、細則に従って全世界的な所有権は国際ロータリーに帰属している（RI細則18.010.）。このため、ロータリークラブとロータリアンは、ロータリー標章の商標登録を申請しないよう求められている。ロータリーの標章は、ダウンロード可能なファイルとしてRIのウェブサイト（www.rotary.org）から入手でき、会員はこれをRIの方針および「ロータリーを生き生きと表現しよう：ロータリアンのための『[ボイス](#)』と『[ビジュアルアイデンティティのガイド](#)』（547A）に従って使用できる。

「ロータリー」という語とロータリーの徽章は、75カ国以上で登録商標およびサービスマークとして登録され、その国の数は年々増えている。その他のロータリー標章も登録されているが、その数は限定されている。RIが知的所有権を持つ標章を登録することで、ロータリーによる専用使用権が強化され、ほかの個人や組織による誤用を阻止するRIの立場も強くなる（ロータリー章典34.010.）。RIはまた、ドメインネームの登録、物品や出版物におけるロータリーの標章の使用免許の付与、会員によるロータリー標章使用の指針の作成、第三者によるロータリー標章または類似標章の使用の監視と規制によって、ロータリーの標章を保護している。

ロータリーの標章の複製 (REPRODUCING THE ROTARY MARKS)

ロータリー活性化の取り組みの一環として、RIは、世界的にロータリーのメッセージを一貫したものとするための包括的なブランドガイドラインを作成した。クラブと地区の資料を作成する際に新しい「[ロータリーを生き生きと表現しよう：ロータリアンのための『ボイス』と『ビジュアルアイデンティティのガイド』](#)」（547A）を使用することにより、ロータリーの活性化の一助とすることができる。

ロータリーの色 (Rotary Colors)

RIの公式色はロイヤルブルーとゴールドである（80-102）。

「[ロータリーを生き生きと表現しよう：ロータリアンのための『ボイス』と『ビジュアルアイデンティティのガイド』](#)」（547A）に、ロータリー徽章の複製に関する詳しい仕様と、ロータリーの全資料において標準的かつ一貫したアイデンティティを保つためのガイドラインが掲載されている。

ロータリー標章の改造、修正、部分表示 (Alteration, Modification, or Obstruction of the Rotary Marks)

ロータリーの名称、徽章、そのほかの標章は、どのような方法であろうとも、改造、修正、あるいは部分表示すべきではなく、また所定の形以外のものを複製してはならない（ロータリー章典33.010.1.、33.030.6.、33.030.8.）。ロータリー徽章またはほかのロータリー標章は、部分表示されていなければ、異なった表出方法（透かし、刷り込み、陰影、浮かし）で複製できる（ロータリー章典11.040.6.、33.030.14.）。



ロータリー標章の正しい複製に関する最新情報、ロータリー徽章の複製の仕様、ロータリーの全資料のアイデンティティを標準的かつ一貫したものに維持するためのガイドライン、ロータリー標章に認められている修正については、[「ロータリーを生き生きと表現しよう：ロータリアンのための「ボイス」とビジュアルアイデンティティのガイド」](#) (547A) を参照のこと。

ロータリークラブ、ロータリー地区、ほかのロータリー組織によるロータリー標章の使用 (USE OF THE ROTARY MARKS BY ROTARY CLUBS, ROTARY DISTRICTS, AND OTHER ROTARY ENTITIES)

ロータリーという言葉それ自体は、通常、組織全体としての国際ロータリーとロータリー財団を指す。また、組織としての理念や原則をも意味する。「ロータリー」という言葉を単独で使用することは、RIの組織規定において承認されている使用方法か、RI理事会が認可した使用方法に限定されている。クラブ、およびクラブから成るグループは、RIによる結成時に使用された名称のみを用いるべきである (ロータリー章典33.030.6.、33.040.、33.040.6.、33.040.12.)。

「ロータリアン」という語は、ロータリークラブの会員を指す名詞として、また、機関雑誌「ザ・ロータリアン」という名称においてのみ使われる (80-102、RI定款第13条、ロータリー章典33.040.14.、51.010.2.)。

プロジェクトとプログラムの名称および資料 (Project and Program Names and Materials)

ロータリークラブ、ロータリー地区、そのほかのロータリー組織は、活動、プロジェクト、プログラムの名称において、「ロータリー」という語だけでなく、そのクラブや地区、またはロータリー組織の名称を使用しなければならないことが、理事会の指針によって定められている。プロジェクトまたはプログラムを「ロータリー」という語またはロータリー徽章のみによって示すと、特にロータリー徽章には「国際ロータリー (Rotary International)」という語が含まれているため、そのプロジェクトまたはプログラムがRIのプロジェクトまたはプログラムであると示唆してしまう可能性がある。

同様に、これらの活動に関連して使われる資料に、ロータリー徽章とともに、クラブや地区またはその他のロータリー組織の名称、あるいはその他のロータリー標章を使用することを、RI理事会の指針は義務付けている。活動に使われるすべての資料には、クラブや地区、またはロータリー組織の名称を、ロータリーの標章の近くに同等に目立つように付記すべきである (推奨使用例は、[「ロータリーを生き生きと表現しよう：ロータリアンのための「ボイス」とビジュアルアイデンティティのガイド」](#) (547A) を参照のこと)。このような識別語句の使用によって、適切なロータリー組織の関与が正しく認められるとともに、商標を強化できる。以下はその一例である。

(正しい使用例)

ロータリー第0000地区植樹プログラム

×××ロータリークラブ村

(正しくない使用例)

ロータリー植樹プログラム

ロータリー村

ロータリーの標章は、常に全体が複製されるべきである。「ロータ」などの略語、接頭語あるいは接尾語は、一切認められない。

クラブや地区、またはその他のロータリー組織のプロジェクトやプログラムのために、識別語句を追加せずに、「ロータリー」の名称、ロータリーの徽章、またはほかのロータリーの標章を使用したいと考えるロータリアンは、免許取得の機会または理事会による例外措置を得ることについて、クラブ・地区支援担当職員に連絡するべきである。クラブ、地区、多地区合同、またはその他のロータリー組織の既存プロジェクトやプログラム（医師登録バンクを含む）の調整にあたるロータリアンは、プロジェクトやプログラムの名称と資料を見直し、これらが方針に一致したものとなるよう、必要であれば修正を加えるか、適切な免許の取得または理事会による例外措置が可能かどうかを確認するよう求められている（ロータリー章典16.030.、33.030.6.、33.040.6.、33.040.7.、33.040.8.）。

「ロータリー」という語は、クラブまたはクラブから成るグループの全面的管理下にある活動と関連して、あるいはその名称の中においてのみ、使用が認められているが、ロータリアン以外の人または団体を会員とする団体と関連して、あるいはその団体の名称の中に使うべきではない（ロータリー章典33.040.6.、33.040.9.、33.040.10.、33.040.12.、33.040.13.）。

印刷および電子形式の出版物の名称、およびドメインネーム (Print and Electronic Publication Names and Domain Names)

ロータリーの機関雑誌「ザ・ロータリアン」は、「ロータリアン」という語を名称に使用することが許可されている唯一の出版物である。ロータリークラブ、ロータリー地区、そのほかのロータリー組織は、出版物の名称に「ロータリアン」という語を使うことはできない（80-102、ロータリー章典33.040.14.、51.010.2.）。

ロータリー組織のニュースレターが出版物であると同様に、ロータリー組織のウェブサイトもまた出版物である。これらの出版物の内容とデザインは、ロータリー標章の使用に関する方針、および配布や懇請を禁ずる方針を含め、現在のRIの方針に一致しているべきである。特に、クラブや地区、またはその他のロータリー組織が「ロータリー」の名称、ロータリーの徽章、あるいはほかのロータリーの標章を使用する際には、いかなる場合であれ、関係しているクラブや地区、またはロータリー組織の名称を示す識別語句を追加するよう求められている。「Rotary」という言葉を含むドメインネームを選ぶ場合、「Rotary」という言葉を単一で用いるのではなく、当該クラブや地区、またはロータリー組織の名前を含む識別語句をさらに加えるべきである。以下はその一例である。

(正しい使用例)

www.anytownrotaryvillage.org

www.anytownrotaryclub.org

www.rotarydistrict0000.org

www.anytownrotaryclubproject.org

(正しくない使用例)

www.rotaryvillage.org

www.rotarian.org

www.riactivity.org

www.rotaryproject.org (ロータリー章典52.020.1.)

ドメインネームを登録する前に、ドメインネーム案が理事会の方針に一致していることを確認するために、RI日本事務局のクラブ・地区支援室に問い合わせるよう奨励されている。RI理事会は、ドメインネームの登録と維持に関する詳細な方針を定めている（ロータリー章典52.020.1.およびウェブサイト [www.rotary.org] を参照のこと）。

財団の諸活動の名称 (Foundation Activity Names)

クラブと地区は、以下の条件を満たす限り、クラブや地区の財団活動に関連して「ロータリー」という名称を使用できる。

- 1) その使い方が、活動を、RIでなく関係クラブまたは地区に関連させるものであること
- 2) 「国際」という語が、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに使われていないこと
- 3) クラブあるいは地区の財団活動の名称が、クラブ名あるいは地区番号から始まっていること
- 4) クラブまたは地区の財団活動に関連して「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称として「ロータリー」と「財団」という語を離して使っていること (ロータリー章典31.030.17.、33.040.5.)

建物あるいはそのほかの永続的建造物に関連してのロータリー標章の使用 (Use of Rotary Marks on or in Connection with Buildings and Other Permanent Structures)

家屋その他の永続的建物を建設、購入しようとするロータリークラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織は、RIと間違っって認識されることを避けるために、以下の両方の条件を満たすべきである。

- 1) 永続的建造物と関連する起業の事業の名称あるいは法的書類は、単に「ロータリー」または「国際ロータリー」とするのではなく、関与するロータリークラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織の名称を使用すべきである。クラブや地区を示す識別語句を含まずに、建物の名称に「ロータリー」という語を使うことを望むロータリークラブと地区は、RIから特定の命名権または免許契約を結ぶことによって、そうできる場合がある。詳しい情報は、RI日本事務局のクラブ・地区支援室まで問い合わせること。
- 2) ロータリーの徽章やそのほかのロータリー標章は、永続的に残るような方法で付けられていない限り、永続的建造物に使用できる。例えば、ロータリーの名称や徽章を建物の外面に彫り込んだり、ロータリーの名称や徽章を壁や床にはめ込む代わりに、飾り版を設置することを検討できる。理事会は、2001年より前に建物に永続的に付加されたロータリー標章については、その除去が建物に永久的かつ修復不可能な損傷を与えるか、ロータリー組織に不合理な費用がかかる場合、そのような除去を要請するものではない (ロータリー章典33.040.2.)。

ロータリアンによるロータリー標章の使用 (USE OF THE ROTARY MARKS BY ROTARIANS)

RI定款は、「クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする」と保証している (RI定款第13条)。ロータリアンは、個人用の名刺や便箋にロータリーの名称や徽章を使用するよう奨励されている。しかし、ロータリアンは、その商用便箋または商用名刺に徽章を使用できず、またパンフレット、カタログ、ウェブサイトなどのほかの商用推進資料にもロータリー標章を使用

すべきではない(80-102、ロータリー章典33.030.2.、33.030.3.、33.030.4.)。そのほかの場合、これらの商品の購入は、RIの免許契約条件を満たすべきである。

ロータリアンが政治運動促進のためにロータリーの名称と徽章、ロータリークラブ会員名簿またはほかのロータリアン名簿を使うことはできない。政治的利益を得る手段としてロータリーの親睦を利用することは、ロータリーの精神に反することである(ロータリー章典33.040.1.)。

このほかに認められているロータリー徽章の使用 (OTHER RECOGNIZED USES OF THE ROTARY EMBLEM)

その他さまざまなロータリー徽章の使用が認められている。それには、RIもしくはその加盟クラブより支給、発行される用箋と印刷物での使用(ロータリー章典33.030.2.)、公式のロータリー旗での使用(ロータリー章典33.030.2.、33.030.10.)、ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いるバッジ、バナー、装飾用品、印刷物での使用、RIと加盟クラブの調度品での使用(敷物やじゅうたんを含む)(ロータリー章典33.030.2.)、加盟クラブの道標での使用(ロータリー章典33.030.2.)がある。そのほかの場合、これらの商品の購入は、RIの免許契約条件を満たすべきである。

雑則 (MISCELLANEOUS)

RI定款、RI細則、またはRI理事会の決定により認められていない方法で、「ロータリークラブ」、「国際ロータリー」、「ロータリー」「ロータリアン」という言葉を使用することは禁止されている(80-102、ロータリー章典33.005.)。

RI役員および特別の役職の人によるロータリー標章の使用 (Use of the Rotary Marks by RI Officers and Special Appointees)

RIのいかなる役員も、ほかの団体の役職または一員であることと関連させて、RI役員としての地位を公表してはならない。ただし、RI理事会の同意がある場合を除く。このほか、他団体の商標と共に、または他団体の便箋の上で、あるいはいかなる営利目的にも、ロータリーの標章を使用することは認められない(80-102、ロータリー章典33.030.2.、35.010.4.)。

RIの次期役員、現役員、元役員、および会長または理事会によってさまざまな役割に任命されたロータリアンは、RIリーダーとしての役割と関連して作成する印刷および電子形式の出版物、事務用品、ウェブサイトにおいてロータリーの標章を使用する権限を有する。使用の際にはRIにおける自らの役割およびその年度を明確に示すべきである。ウェブサイトの場合、ロータリアン間の混乱やRIの法的責任を回避するべく、当該ウェブサイトがそのロータリアンのものであり、RIのサイトでないことが明白となるようあらゆる考慮を払うものとする。必要であれば、事務総長はこのようなウェブサイトに関係する事項を掲載することを要請できる。ドメインネームにおけるロータリーの標章の使用は、理事会の方針に準拠すべきである(ロータリー章典33.030.3.、33.040.2.、33.040.4.、52.020.1.)。

ほかの団体の標章との使用 (Use With the Marks of Others)

ロータリー標章は、ほかの団体の徽章やロゴと一緒に使うことができるが、ただし、他方の徽章やロゴが代表する団体または機関とRIとのあいだに、認められた関係がある場合に限る。認められた関係がない場合、ほかの団体とRIのあいだに何か関係がある、と見た

人が思いかねないような形で、ロータリーの標章とほかの徽章またはロゴを一緒に使うべきではない。ロータリークラブ、地区、およびロータリー組織が、営利団体であるなしを問わず、地元の他団体の協力を得る場合、別の徽章またはデザインと一緒にロータリー徽章またはほかの標章を一緒に使いたいという要望がよく寄せられる。RI組織規定は、このような使用を認めていないが、ただしRI理事会の指針に従い、限定された協賛関係あるいは協力関係を目的とする場合はこの限りではない（ロータリー章典11.040.6.、33.020.、33.030.12.、33.030.13.、33.030.14.、35.010.、35.010.1.、35.010.2.、35.010.3.、35.020.、35.030.、35.040.、35.050.、36.010.）。最新の情報は、RI日本事務局のクラブ・地区支援室まで問い合わせること。RI理事会はまた、どのような価値ある目的であっても、ほかの組織によって、あるいはほかの組織の徽章またはロゴと一緒にロータリー徽章またはロータリー標章を使うことを許可しない（ロータリー章典33.030.13.、33.040.11.）。

RI理事会は、RIのための協賛関係、提携関係、協力関係の機会を慎重に発展させることを確約した。これには地区、クラブ、およびほかのロータリー組織が使用する指針の作成も含まれる（ロータリー章典11.040.6.を参照のこと）。ロータリー組織がロータリー以外の組織とプロジェクトで協力する場合、ロータリー徽章またはほかのロータリー標章を使った印刷物や商品などの推進資料の全体的なデザインは、2つの組織の徽章を組み合わせるべきではない。このような状況下では、プロジェクトの実体と期間を明確にすることが最善である。参加ロータリー組織の名称は、明確に表示しなければならない。これらのロータリーの標章の使用に関する理事会の指針には、協賛企業と協力団体によるロータリー標章の使用に関する特定の所要事項が含まれる（ロータリー章典33.030.14.）。それぞれの最新の指針については、ロータリーのウェブサイトを確認するか、RI日本事務局のクラブ・地区支援室に連絡すること。

ほかのグループによる、またはほかの標章と組み合わせたロータリー標章の使用 (Use of Rotary Marks by Other Groups or in Combination With Other Marks)

仮ロータリークラブを除くいかなるグループも、「ロータリー」という語を使い、ロータリークラブであるかのように、またはロータリークラブかRIの関係団体であるかのように表示したり、示唆することは認められない。RIは、「ロータリー」という語またはほかのロータリーの標章を許可なく勝手に使用することを止めさせるために、実際的または必要と思われる対策を講じる（ロータリー章典33.040.9.、33.040.11.）。RI理事会の唯一の管理下に置かれている場合を除き、ロータリーの徽章を表示したり、襟ピンとして使用したり、その他のいかなるデザインにも組みこんで使用したりすることは、いかなる場合にも認められない（ロータリー章典33.030.13.、33.040.11.）。

RI細則第18.020.節は、次のように規定している：「これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することはRIの承認しないところである」。この規定は、ロータリープログラムには適用されず、法人企業との協賛関係、提携関係、または協力関係にも適用されない（RI細則18.020.、ロータリー章典11.040.6.、33.030.14.）。

歴史的に、多くのロータリークラブは、青少年のためのクラブなどさまざまな団体に関心を示し、後援してきた。クラブを運営する人は、ほかのグループとそのメンバーがロータリーと関連していることを示すために、ロータリーの徽章やその他の記章を使用することを要望

してきた。ロータリアンは、ロータリーの手本に倣うことを望む団体やグループを援助し、激励するよう奨励されている。しかし、このような団体やグループの目的がどんなに有意義なものであっても、RIはロータリーの標章の使用を許可しない。このような見解は、こうした団体やグループの意欲をそごうとするものではないが、RIの用語や徽章を侵害することなく適切な名称と記章を考案できるとと思われる（ロータリー章典33.030.13.、33.040.11.）。

Eメール (Email)

ロータリー組織は、Eメール通信の使用に際し、配布と懇請に関するRIの方針を守り、また、ロータリー組織の存在を適切に示す識別語句を使うなど、ロータリー標章の使用に関するRIの方針に注意を払うべきである（ロータリー章典11.030.1.、11.030.2.、11.030.3.、11.030.4.、11.030.5.、11.030.6.、11.030.7.、33.030.6.）。

インターアクトとローターアクトの名称と記章 (INTERACT AND ROTARACT NAMES AND EMBLEMS)

インターアクトクラブとローターアクトクラブおよび地区による使用 (Use by Interact and Rotaract Clubs and Districts)

特定のクラブを表すためにインターアクトとローターアクトの名称と記章（ロータリー標章群の一部）を使用する場合、そのクラブの名称を、記章に近接した位置および同等に目立つように使用すべきである。同様に、インターアクトあるいはローターアクトの地区が存在する場合、その地区は、地区番号やその名称を併記した場合にのみ、記章を使用できる（ロータリー章典33.060.3.、41.010.、42.020.）。インターアクトとローターアクトの標章の正しい使用に関する最新情報、およびインターアクトとローターアクトの全資料で標準的かつ一貫したアイデンティティを保つためのガイドラインは、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) を参照のこと。

出版物の名称 (Naming Publications)

クラブの活動を推進または支援するための出版物（電子形式の出版物を含む）を作成しようとするインターアクトクラブとローターアクトクラブは、その出版物の名称またはタイトル欄の部分に、クラブ名もしくは地区番号と一緒に、インターアクトとローターアクトの記章を使用できる（ロータリー章典33.040.3.）。

その他の使用 (Other Uses)

このほかすべての場合、RIの徽章使用の免許制度の要件を含め、ロータリー標章の使用に関する指針がインターアクトとローターアクトの名称と記章に適用される（ロータリー章典33.005.、34.010.）。

ロータリー標章の営利的使用 (COMMERCIALIZATION OF ROTARY MARKS)

RI細則第18.020.節は、名称と徽章の使用に関して次のように規定している：「RIの知的所有権の使用の制限。RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない」。ロータリークラブも個人も、商品の販売の標

章としてロータリーの徽章またはロータリーの標章を使うことはできない(80-102、RI細則18.020.、ロータリー章典33.020.、33.030.2.、34.050.3.)。

ロータリーの標章は奉仕および高い道徳的水準の象徴であるため、営利目的にロータリーの標章を使いたい人にとって、大変魅力的なものである。ロータリーの標章を営利目的に使用することは、ロータリー標章入り商品またはサービスの品質の高さを示唆するかのように思われるからである。ロータリー徽章とそのほかのロータリー標章は、クラブとその奉仕活動の象徴であり、クラブと会員を示すことのほかに使われるべきではない。

ロータリーの標章はRIの免許制の下に認可された場合を除き、営利目的のために使用することは一切できない(ロータリー章典34.010.)。営利目的の例には次のものが含まれる。

- 1) 商品の商標、サービスマーク、団体の標章、あるいは特別銘柄として使用する場合
- 2) ロータリープログラムで挙げた場合を除き、ほかのロータリー以外の標章と組み合わせ使用する場合(80-102、ロータリー章典33.030.2.)。

ロータリー標章入り商品の販売を望むクラブと地区 (Clubs and Districts Wishing to Sell Merchandise With the Rotary Marks)

多くの場合は募金目的で、ロータリー標章入り商品を販売したいと望むロータリークラブと地区もある。理事会は、このようなプロジェクトを、クラブや地区のための募金活動や推進活動に役立つものとして奨励し、そのような販売を可能とするための多くの方針を設けている。これには、特定行事のみのためにRIの免許要件に例外を認める方針や、RIの免許制度の下にいくつかの異なるレベルの免許を設ける方針などがあり、そのいくつかは、特に募金目的のための方針である。「ロータリーの標章の免許契約」の項を参照のこと。

特定行事のためのRI免許要件への例外

クラブ、地区、その他のロータリー組織は、期間限定のプロジェクトを推進する場合、特定行事の募金用としてRIの免許なしにロータリーの標章入り商品を販売できる。この例外の適用を受けるには、そのような特別プロジェクトの一環として販売される商品に、ロータリーの標章に加えて、以下のすべてを含めなければならない。

- 1) ロータリークラブ、ロータリー地区、またはそのほかのロータリー組織の名称(ロータリー標章に近接した位置に同等に目立つような方法で表示すること)
- 2) 募金行事またはプロジェクトの名称
- 3) 行事またはプロジェクトの開催日または期間(ロータリー章典34.040.2.)

クラブ、地区、その他のロータリー組織は、RIから免許を取得することによって、この基準を満たさない商品を販売できる(商品の販売それ自体は、このRI免許方針の例外の目的である「行事」とはみなされない)。詳細は、RI免許業務課 (RILicensingServices@rotary.org) に連絡すること。

ロータリーの標章の免許契約 (Licensing of the Rotary Marks)

RI徽章を維持、保護するというRI理事会の責務を果たすため、また法的な面から標章の保護を強化するために、RI理事会は免許制度を定め、維持している。RIは現在、300近い個人、ロータリークラブ、ロータリー地区、法人に、数多くの商品を販売するための免許を交付している(ロータリー章典 34.010.)。ロータリーの標章は、RIが所有する商標かつサービスマークであり、RIから免許を得た、あるいは使用許可が与えられた業者または個人のみがそれを複製することが認可される。RIに対しロータリーの徽章およびそのほかのロ

ロータリーの標章を付した物品の製造販売を出願する個人や商社は、多数にのぼっている。これらの物品には、襟章、バッジ、装飾用品、マグカップ、道路標識をはじめ、このほかにも多数の物品が含まれる。

RIは、営利企業を含む大小さまざまな会社およびロータリークラブと地区のために、異なる免許の種類を設けている。募金のみを目的として設けられた免許の種類もある。クラブまたは地区がRIから免許を得ることに関心を持っている場合には、RI免許業務課 (RILicensingServices@rotary.org) に連絡すること。

RIは、公共団体、信仰、または国家の象徴を傷つけたり、不当に示唆したり、あるいは侮辱または悪評に導くようなものに対して免許を交付しない。ロータリーの徽章は、いかなる個人、企業、法人によっても、商標として使用されてはならず、また、「ロータリー」「ロータリアン」という語は、いかなる個人、企業、法人によっても、その商品名や銘柄名として、あるいは製造または販売される商品の説明として使用されてはならない (RI細則 18.020、ロータリー章典 33.020.、33.020.2、34.050.3.)。

免許取得者は、ポール・ハリスの肖像または「ポール・ハリス・フェロー」、「財団友の会会員」、「バネファクター」などの文字を使った表彰品目や認証品目を販売することは認められていない (ロータリー章典34.050.7.)。

ザ・ロータリアン誌またはロータリーの地域雑誌への広告を通じて商品を販売することを望む者は、ロータリーの標章を含む特注の商品を製造しようとしている場合、RIの公式の免許取得者にならなければならない (ロータリー章典34.060.1.)。

襟ピンは、徽章が正確に複製されている限り、サイズに関係なく免許を交付できる (ロータリー章典34.050.2.)。

ロータリー標章の入った商品の購入 (Purchase of Merchandise Bearing the Rotary Marks)

すべてのロータリアンおよびロータリー組織は、ロータリーの標章入り商品をRIの免許取得者からのみ購入するよう奨励されている。ロータリアンが特定の行事あるいは目的のために、ロータリーの標章を付した特注の商品を製造しなければならない場合のあることをRIは認識している。すべてのロータリアンは、まず必ずRI免許取得者に、この特注のロータリー徽章入り商品を注文し、RI免許取得者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、免許取得者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、免許取得者以外の業者は、ロータリー標章の使用についてRIの免許業務課 (RILicensingServices@rotary.org) の特別な審査を受け、承認を得なければならない (ロータリー章典34.010.5、34.040.1.)。

車両のナンバープレート、切手、コイン

理事会は、広報および (適切な場合は) 慈善目的の募金の方法として、ロータリーの名称と徽章の付いた車両ナンバープレート、切手、鑄造貨幣を提供すべく政府の交付機関と協力することを望むロータリークラブと地区のための方針を定めた。このようなプロジェクトは、理事会が定めた基準に沿っていることを前提に、RI免許契約の徽章使用料を免除される。詳細は、RI免許業務課 (RILicensingServices@rotary.org) に連絡すること (ロータリー章典 34.070.3、34.070.4.)。

提携クレジットカード、テレホンカード、情報カード

RIは、世界各地で数多くの提携クレジットカードプログラム契約を結んでいる。ロータリー財団に寄付をもたらすこれらの提携クレジットカードを所有することに関心のある場合は、ロータリーのウェブサイト参照のこと。

RIは、ロータリー組織が独自の提携クレジットカードプログラムに参加したり、この種のプログラムの契約を結んだり、募金活動としてロータリー標章の付いた提携クレジットカードを提供することを許可していない（ロータリー章典9.030.3、34.070.2.）。

RIは、「ロータリー」「ロータリアン」「国際ロータリー」「ロータリー地区」などの文字、または徽章などのRIの標章を使ったテレホンカードの使用または免許を許可しない。ロータリー組織は、募金活動としてロータリーの標章の付いたプリペイド・テレホンカードを提供することは許可されていない（ロータリー章典9.030.2、34.070.1.）。

RIは、ロータリーの標章が付されているかどうかにかかわらず、ロータリークラブ、ロータリー地区、またはほかのロータリー組織のための情報カードが免許取得者によって販売されること、あるいは（RI免許契約の定義通り）認可商品として販売されることを承認しない（ロータリー章典34.070.5.）。

地区、クラブ、ロータリアンへの販売促進の禁止

ロータリーの標章入り商品を販売する免許取得者だけが、免許契約に明記されている具体的条件の下に、地区、クラブ、ロータリアンにロータリー標章入り商品の販売を促進できる。免許取得者以外はこのような販売促進を許可されていない（ロータリー章典34.010.5.）。

ロータリーの旗 (ROTARY FLAG)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心にロータリー徽章を飾ったものである。輪全体として金色、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤルブルーとすべきである。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である（80-102、ロータリー章典33.030.2、33.030.10.）。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字をまた、輪の下部に市区町村、都道府県・州、省あるいは国の名称を記入できる（80-102、ロータリー章典33.030.10.）。

標語 (MOTTOS)

「超我の奉仕」(Service Above Self) および「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」(One Profits Most Who Serves Best) が、ロータリーの公式標語である。前者がロータリーの第1標語である（50-11、51-9、89-145、01-678、04-271、ロータリー章典33.080.）。後者は、2010年規定審議会で修正が加えられ、“they”が“one”に置き換えられた。

「世界でよいことをしよう」(Doing Good in the World) は、ロータリー財団の標語である（ロータリー財団章典7.090.1.）。

「奉仕を通じての親睦」(Fellowship Through Service) は、ロータリーアクトの標語である（ロータリー章典41.020.6.）。

第3部

国際的会合 (International Meetings)

15 RI国際大会

16 国際協議会

17 規定審議会

第15章 RI国際大会

(Rotary International Convention)

ロータリー国際大会は、RI理事会の決定する時と場所において、会計年度の最後の3カ月（4月、5月、6月のいずれか）に開催されるものとする（RI定款第9条第1節）。

年次国際大会の主な目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、ガバナーエレクト、およびその他のRIとクラブの次期役員を、鼓舞、激励し、かつ情報を与えることによって、地区レベルとクラブレベルにおけるロータリーの発展を推進しようとする意欲を喚起することである。国際大会はまた、ロータリーで培われた生涯の友情を祝うための場であるため、国際大会の本来の目的を減じない限り、この国際的な行事で、社交および余興の催しを行うことは妥当であるだけでなく、重要である（ロータリー章典57.010.）。

国際大会開催地の選定手続 (CONVENTION SITE SELECTION PROCESS)

事務総長は、RI国際大会を開催するための施設とサービス体制が備わっていることを報告した世界各地の諸都市に関する最新の情報を維持し、RI理事会と協力して将来のRI国際大会開催地に関する計画を立てる。国際大会をホストすることを希望する地区は、国際ロータリー世界本部に最新の開催地選定基準の送付を要請できる。

国際大会プログラム (CONVENTION PROGRAM)

大会プログラムは、ロータリアンを鼓舞し、啓発するような本会議を含む、次のような標準的な活動から成る：ロータリー財団に関するワークショップ、会員増強に関するワークショップ、クラブ会長エレクトのためのワークショップ、種々の世界ネットワーク活動グループによる特別活動（ロータリー章典57.120.）、特別プロジェクトの展示、公式の免許取得者による商品の販売（ロータリー章典57.120.5.）、国際大会のロゴ入り商品および国際大会の開催される地域特産の土産品の販売。

大会前会議 (PRECONVENTIONS)

ロータリーアクト大会前会議ならびに青少年交換役員大会前会議は、国際大会の直前に開催され、国際大会の公式プログラムの一部である。会議の内容は、各行事の参加者に合わせて構成され、国際大会参加者は誰でも登録できる（ロータリー章典41.020.8.、41.060.27.）。

国際大会におけるクラブの代表 (CLUB REPRESENTATION AT THE CONVENTION)

各クラブは、各国際大会において投票に参加するか、各国際大会に代議員を出席させるか、有資格者に委任状による代理投票権を与えることによって投票に参加する手配を行う（RI定款第9条、RI細則第9条）。

選挙人 (Electors)

各ロータリアンに国際大会への出席資格がある一方、各ロータリークラブは代議員を送ることができる。クラブ会員50名ごとに投票代議員1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送ることができる。例えば、60名の会員がいるクラブは1名の代議員を、80名の会員がいるクラブは2名の代議員を送ることができる。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送る権利を有する。また委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。RI役員および元RI会長で、現在もロータリークラブ正会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員となる (RI定款第9条第3節および第4節)。

正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員は、選挙人と称し、国際大会の選挙体を構成する (RI定款第9条第5節)。

投票手続 (Voting Procedure)

国際大会の投票は通常、以下の手続規則に記載されている例外を除き、口頭で行われる (参加者が、ある法案に対して賛成であれば「アイ (aye)」または「イエス (yes)」と言い、反対の場合は「ノー (no)」と言う)。

広報 (PUBLICITY)

国際大会ホスト組織は、将来の国際大会について、現年度の国際大会が終了するまで広報を控えることが求められている。ただし、次年度の国際大会への認識を高めるため、現年度の国際大会が終了する前に、RIは次の国際大会のウェブサイトのリンクを提供するとともに、PETSにおいて事前の推進活動を行うことを許可する (ロータリー章典57.020.)。

登録料 (REGISTRATION FEE)

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。その金額は、RI理事会が定める。選挙人または委任状による代理者は、登録料を支払わない限り、国際大会において投票する権利を有しない (RI細則9.070.)。

手続規則 (RULES OF PROCEDURE)

RI国際大会の議事運営手続は、1977年規定審議会で採択された (77-105)。以後、1980年 (80-97)、1983年 (80-193)、1986年 (86-226) の規定審議会で改正された。この手続は、審議会によって使われる手続と似ている (第17章を参照のこと)。全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会の本会議の定足数とする (RI細則9.080.1.)。

国際大会手続規則は次のような投票手続を定めている。

- 1) 国際大会の投票は口頭で行われる。議長が投票結果を発表するか、「賛否分離方法による採決」または起立投票を指示できる。起立した選挙人を1票と数えるものとする
- 2) 選挙人が発表結果の正確さについて疑念を抱いた場合、その選挙人は直ちに「賛否分離方法による採決」を要求すべきである
- 3) 議長は、実際に数を数えることなしに起立投票の結果を宣言できるものとする。実数を数えることとする要求が即座に行われ、少なくとも20名のほかの選挙人が機会を与えられた上でその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする

要求があり、20名が同調した場合、議長は計算係を任命した上、再び採決を行う。今回は、賛成側を起立させてこれを数え、着席させた後に、反対側を起立させてこれを数え、着席させる、という方法による。議長は計算係の報告を発表し、この発表をもって最終とする。

役員の指名・選挙の場合、選挙人は、自分の所持する代議員の信任状の数と委任状の数だけ投票する資格がある。ただし、特別代議員は、国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票できる。

第16章 国際協議会

(International Assembly)

国際協議会は、毎年、通常1月に、米国カリフォルニア州サンディエゴで開催される。具体的な時と場所は、RI細則第19.010.2.項に従って決定される。

目的 (PURPOSE)

国際協議会の目的は、ガバナーエレクトに対し、以下を行うことである。

- 1) 激励と意欲の喚起
- 2) 会長エレクトが発表したRIのテーマの説明と実施、およびRIの最新の優先項目と推進活動に関する最新情報の提供
- 3) 組織の取り組み（イニシアチブ）を実施するための効果的な方法に関する研修
- 4) クラブと地区のリーダーを指導し、研修と意欲を与えるための実際的なテクニックに関する研修

国際協議会はさらに、ガバナーエレクトやほかの出席者に、次年度の活動について討議・計画する機会を与える。

参加者 (PARTICIPANTS)

協議会の参加者には、RI会長、会長エレクト、理事、会長ノミニ（指名されている場合）、理事エレクト、理事ノミニ、財団管理委員、事務総長、ガバナーエレクト、RIBI役員ノミニ、およびそのほかの指定された公式参加者が含まれる（ロータリー章典58.070.1.）。

出席 (ATTENDANCE)

国際協議会は研修会合である。従って、出席は参加者とその配偶者のみに限定される。会長エレクトは、特別な要請が提出された場合にのみ、そのほかの参加者に出席を認めるかどうかを決定する権限がある（ロータリー章典58.040.）。

配偶者の会議 (SPOUSE SESSIONS)

各協議会には、RIの最新の優先項目と取り組みを取り上げた、意欲を高めるスピーチ、討論会、ネットワーク作りの機会から成る配偶者プログラムが盛り込まれている。

第17章 規定審議会

(Council on Legislation)

規定審議会は国際ロータリーの立法機関で、その組織規定を改正する権限を有する (RI定款第10条、RI細則第7条と第8条)。また、理事会は規定審議会に関する決定を行った (ロータリー章典第59条)。

規定審議会は3年に1度、4月か5月か6月、できれば4月に招集される。RI理事会が審議会の日を決める。財政的その他のやむを得ざる理由によりRI理事会全体の3分の2の賛成票で決定した場合を除き、審議会はRI世界本部の近隣地域において開催される (RI定款第10条第2節)

構成 (MEMBERSHIP)

代表議員 (Representatives)

各審議会の2年前のロータリー年度に、各地区内のクラブは、審議会で地区内クラブを代表するロータリアンを1名選ぶ (2016年審議会の代表議員は、2013-14ロータリー年度に選ばれる)。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。

選出

代表議員は、地区ガバナーの選出に定められているのと同じ指名委員会の手続によって選出されるべきである (RI細則8.050.)。地区が指名委員会を通じて代表議員を選出しないと決めた場合、地区大会にて代表議員を選挙するか (RI細則8.060.1.)、一定の承認された状況においては郵便投票によって選んでもよい (RI細則8.070.)。代表議員が出席できない場合に備えて、補欠議員も選ぶ。

資格

各代表議員は、RI役員として全期務めた人 (または特別な事情のある場合には現ガバナーかガバナーエレクト) で、選挙時に、自分が代表する地区内のロータリークラブの会員でなければならない (RI細則8.020.)。

審議会代表議員を務めるには、代表議員はその資格について承知していなければならない。次のことをしたための書面を事務総長に提出しなければならない。

- 1) 代表議員の資格要件と責任をはっきりと理解していること
- 2) この責任を引き受け、それを履行するための資格要件、意思、能力を備えていること
- 3) 審議会に、その会期全体を通じて出席すること (RI細則8.020.3.)

いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない (RI細則8.010.1.)。

各地区は、ロータリーの現在の方針、手続、プログラムに精通し、かつ規定審議会に出席できる最も適格なロータリアンを、審議会代表議員に選ぶべきである。RI理事会は、審議会代表議員は、代表議員の規定任務を遂行し得るかどうかによって選ぶのであって、地区内の個人としての評判で選ぶのではない、ということを強調している。代表議員の役割

は、真剣かつ責任重大である立場とみなすべきであり、単にガバナー経験者であればよいというわけではない（ロータリー章典59.040.2.）。

責務

代表議員の責務は次の通りである。

- 1) クラブが審議会に立法案を提出する場合、その作成を援助すること
- 2) 地区大会またはそのほかの地区会合で、立法案を討議すること
- 3) 地区内のロータリアンの多様な意向をよく理解すること
- 4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、立法案に対する見解を的確に審議会に伝えること
- 5) RIの公正な立法当務者として行動すること
- 6) 審議会に、会期の全部を通じて出席すること
- 7) 審議会終了後、審議会で行われた討議や決定について地区内の各クラブに報告をすること
- 8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること（RI細則8.030.）

投票を有しない議員 (Nonvoting Members)

審議会には、以下のように投票権を有しない議員もいる。

- 議長、副議長、および議長運営手続の専門家（審議会開催年度に任期に就いている会長より任命される）
- RI定款細則委員会
- 特別議員（会長により任命される。3名まで任命可）
- RI会長、会長エレクト、ほかのRI理事会のメンバー、ロータリー財団管理委員会の選んだ管理委員、および元会長（RI細則8.010.4.、8.010.5.、8.010.6.）
- 幹事（ほかに任命されない限り、RI事務総長が務める）

審議会は、議長が主宰し、副議長と議事運営手続の専門家の援助を得る。可否同数の場合、議長席にある議長または副議長は、これを決定する1票を投じることができる（RI細則8.010.2.）。

定款細則委員会委員は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。審議会期間中、定款細則委員は、各案件の背景、効果、欠陥に関する質問にも答えられるよう準備をする。定款細則委員会委員は、また、審議会運営委員も務める（以下の「手続」を参照のこと）（RI細則8.010.3.、8.130.）。

会長は、議長の指示の下に任務を遂行する「特別議員」を3名まで任命することができる。特別議員は、立法案すべてを検討し、また、十分討議されなかった各案件について意見を提供する（RI細則8.010.7.、8.100.）。

事務総長は、審議会幹事を務める。または、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命する（RI細則8.040.4.）。

立法案の種類 (TYPES OF PROPOSED LEGISLATION)

立法案は、クラブ、地区大会、RI理事会、審議会、RIBI審議会またはRIBI大会が提案できる (RI細則7.020.)。立法案は、制定案、もしくは決議案という形で提出される (RI細則7.010.)。最近の制定案と決議案の例文に関しては、2013年[規定審議会の決定報告書](#)を参照のこと。

制定案 (Enactments)

RI定款細則または標準ロータリークラブ定款を改正する立法案が制定案である。制定案は、組織規定の関係条項の全文を明記した上で提出しなければならない。削除する文章には削除のしるしを付け、新しく文章を付け加える場合はその全文を明確に示さなければならない。

制定案は、地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着で事務総長に提出されなければならない。制定案には、次の情報を記載する必要がある。

- 提案者 (クラブまたは地区)
- 地区が承認した日と方法 (地区大会、地区決議会、RIBIの地区審議会、または郵便投票)
- 300語以内の趣旨および効果に関する声明文
- 修正箇所を含む組織規定文書の節。新しい文章には下線を引き、削除する文章には削除線を引いて修正箇所を示す。

以下は適切に作成された制定案の一例である。

制定案

RI 国際大会の代議員の座席について改正する件

提案者: _____

国際ロータリー細則を次のように改正する (手続要覧第__ページ)。

第9条 国際大会

9.140. 代議員の座席

投票が必要な本会議において、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。

(本文終わり)

注: 削除する箇所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。改訂される文章には下線が引かれている。

決議案 (Resolutions)

RI細則第7.010.節に明記されている通り、組織規定を改正しない審議会決定が決議案である。採択された決議案は、通常、RI理事会によって検討される。

決議案は地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着で事務総長に提出しなければならない。決議案には、次の情報を記載する必要がある。

- 提案者（クラブまたは地区）
- 地区が承認した日と方法（地区大会、地区決議会、RIBIの地区審議会、または郵便投票）
- 300語以内の趣旨および効果に関する声明文
- 必要であれば、背景となる情報および補足情報（序文または箇条言文を使う）
- 提案者が理事会に要請する決定事項を明記した、「よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は……」で始まる文（最も重要な文言）

以下は適切に作成された決議案の一例である。

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、（決議文を挿入）を検討するものとする。

（または2016年規定審議会は〔決議文を挿入〕を決議する。）

決議案

男女平等を推進するため、標準インターアクトクラブ定款を修正することを検討するようRI理事会に要請する件
提案者_____

国際ロータリーは、基本的かつ本質的に、男女両方が参加し、世界で平等を推進する団体である。

標準インターアクトクラブ定款第4条の2では、単一性のみインターアクトクラブを設立することができると規定している。「本クラブ会員は提唱クラブの裁量により、男子のみ、女子のみ、または比率に関係なく男女とすることができる」

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は積極的に男女平等とロータリーファミリー内での多様性を推進するための策を講じ、上記の項を削除することを検討するものとする。ロータリー章典41.010では、学校が性別による分離に関して文化的観念を反映することを認めており、本決議案はそのような責務を地域社会の決定に委ねることとし、よって国際ロータリーが目的とする基本的な平等を保持することができる。

（本文終わり）

理事会に対する請願書

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブは、RI理事会に請願書を直接提出することを考慮してもよい（ロータリー章典28.005.）。請願書は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への要請である。

理事会に対する請願書は、クラブが提出するか、または地区大会の結果として提出できる。請願書の意図を、RI会長、理事会、または事務総長に宛てた書簡において明確に説明すべきである。クラブが提出する請願書は、クラブまたはクラブ会長の公式のレターヘッド付きの用箋を用いて、決議案または書簡の形式で提出できる。このような請願書には、クラブ会長の署名が必要である。

多くの場合、請願書によって、提出者の目的はより効果的かつ速やかに達成される。ただし、その意図を達成するには組織規定の改正が必要もしくは望ましいとロータリークラブが考える場合、RI理事会に決定を要請するのではなく、クラブが適切な立法案を作成すべきである。

立法案の提案、承認、および提出 (PROPOSING, ENDORSING, AND SUBMITTING PROPOSED LEGISLATION)

立法案の提案に関する詳細は、審議会業務課、日本事務局クラブ・地区支援室、または www.rotary.org から入手できる「[立法案の提出方法](#)」の資料を参照のこと。

すべての立法案は以下の点を満たしていなければならない。

- 正しいフォーマットを用いていること
- 適切な方法で提案され、承認されていること
- 趣旨および効果が記されていること
- 趣旨および効果の声明文が記され、地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着でRIに提出されること

詳細については下記を参照のこと。

適切な形式 (Correct Form)

審議会の審議に付すために、立法案を適切なフォーマットで作成することは、提案者の責任である。RI定款細則委員会は、クラブと地区の要請があれば、立法案の文案の訂正をできる限り援助する。しかし、RI理事会は、組織規定文書に根本的または大幅な変更を加える立法案について、提案者が欠陥のない立法案を作成するよう妥当な努力を行うまで、必要以上の時間や関心を向けるべきではないことを委員会に勧めている（ロータリー章典59.020.13.）。

立法案の提案と承認 (Proposing and Endorsing Legislation)

クラブによる提案

ロータリークラブが立法案を提出する場合、その案件は以下を満たしたものでなければならない。

- 1) クラブの理事会から会員に提出され、正式に採択されたもの
- 2) 採択を証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡を添えた上で、地区に送付されたもの
- 3) 地区大会 (RIBIの場合は地区審議会) または地区決議会において、あるいは時間的余裕がない場合はガバナーの実施する郵便投票を通じて、地区内クラブに承認されたもの (RI細則7.020.、7.030.)

地区による提案

地区は、地区大会かクラブの郵便投票を通じて、立法案を提案することができる (RI細則7.020.)。

地区による承認の証明書

立法案の提案者がクラブか地区にかかわらず、事務総長に提出する立法案には、地区内のクラブによって立法案が慎重に審議、承認されたことを記したガバナーからの確認

がなければならない。地区は、1回の審議会につき5件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない（RI細則7.030.）。

地区は、地区大会終了後45日以内に、地区大会で提案または承認されたすべての立法案を事務総長に送付すべきである。地区はまた、ガバナーが定めた投票用紙の受理期日から45日以内に、郵便投票を通じて提出されるすべての立法案を事務総長に送付すべきである（ロータリー章典59.020.2.）。下記の締切日を参照のこと。

趣旨および効果の声明 (Purpose and Effect Statement)

立法案が適切に提出されたとみなされるには、提案者は、RIに提出する立法案に、300語以内の趣旨および効果に関する声明文を付記しなければならない。声明文には、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明すべきである（RI細則7.037.1 (d)）。

締切日 (Deadlines)

趣旨および効果に関する声明文を添えた制定案と決議案は、すべて書面で、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、地区ガバナーによる地区承認の確認とともに、事務総長に届かなければならない（2016年の規定審議会に提出する立法案は、2014年12月31日までに受理されなければならない）。この締切日は厳守する必要がある。12月31日以後に受理された案件は、送付日付の如何にかかわらず、審議されることはない。

RI理事会は、緊要性のある制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに提案することができる。

また、審議会および理事会は、審議会が閉会するまでに、随時、決議案を提出できる（RI細則7.035.）。

立法案がRIに提出された後 (AFTER SUBMISSION TO RI)

理事会の審査 (Board Examination)

RI定款細則委員会が理事会に代わって、すべての立法案本文を審査し、欠陥があれば提案者にその旨通告し、必要であれば修正を提案する（RI細則7.050.）。

立法案が適切に提出されていない場合、欠陥がある場合、またはRIのプログラムの範囲内でない場合、理事会はその案件を審議会に回付しないことを選択できる。いずれの場合も、提案者にこの旨連絡し、提案者はRI理事会の決定を、審議会議員の3分の2の票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる（RI細則7.050.2.、7.050.3.）。

実質的には同種の立法案が、2つ以上のクラブや地区から提出されている場合、RI理事会は折衷案を提案できる。提案者が折衷案に同意しない場合でも、RI理事会は、同種の提案の趣旨を最もよく表した代案を審議会に回付するよう指示できる（RI細則7.050.1.）。

公表 (Publication)

事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、すべての地区ガバナー、規定審議会議員、元理事、および希望したクラブの幹事に送付する。立法案は、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) にも掲載される（RI細則7.050.5.）。

修正案 (Amendments)

提案者は、既に提出した立法案の修正案を、理事会（理事会を代行する定款細則委員会）によって提出の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、事務総長に提出できる（RI細則7.050.4.）。事務総長はこのような修正案すべてを審議会に回付する（RI細則7.050.4.）。そのほかには、会議運営手続規則（本章の最後に記載）に従って、審議会の議場でのみ修正が認められる。

財務上の影響に関する声明 (Financial Impact Statement)

事務総長は、立法案が採択された場合に相当な財務上の影響を与えると事務総長が考えるすべての案件について、財務上の影響に関する説明文を準備する。「財務上の影響」の説明文を作成するにあたり、事務総長は、「財務上の影響」が立法案の完全な理解に基づいて起草されるよう、定款細則委員会の会合に適宜出席することを含め、同委員会と相談すべきである（ロータリー章典59.020.5.）。

支持および反対の声明 (Statements of Support and Opposition)

クラブ、地区大会、RIBIの審議会または大会、規定審議会、RI理事会は、審議会に提出された立法案（制定案も決議案も含む）について声明を出すことができる。このような声明文は、立法案に対する支持、反対、または見解を述べるものであり、通常の業務用便箋の片面1頁以内に収まるものでなければならない。声明は、審議会が開かれる少なくとも2カ月前までに事務総長が受理しなければならない。事務総長は、その後、声明をすべての審議会議員へ回付する。支持や反対の声明が実質的に類似した内容である場合、事務総長は最初に受理した声明文のみを、審議会議員へ回付する（ロータリー章典59.020.10.）。

手続 (PROCEDURES)

審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用する権限を有する。これらの規則は、次の審議会に変更されるまで有効とされる（RI細則8.120.1.）。審議会運営委員会は手続規則と立法案の審議順序を推奨する（RI細則8.130.1.）。

2013年審議会の規則は、本章の最後に記載されている。審議会代表議員は、審議会において適切な行動が取れるよう、これらの規則を入念に研究すべきである。たとえ既に公表された立法案であっても、1人の審議会議員によって動議が提出されるまでは討議されないということを、クラブと地区は留意しなければならない。

審議会運営委員会 (Council Operations Committee)

審議会運営委員会は、審議会議長、副議長、定款細則委員によって構成される。この委員会の任務は次の通りである。

- 1) 審議会の会議運営手続規則を推奨する
- 2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する
- 3) 立法案またはその修正案の中に、委員会または審議会が欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草する
- 4) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、RI細則と標準ロータリークラブ定款の関連個所の修正文案を作成する
- 5) 審議会報告書を作成する。さらに、関連個所を修正する必要がある場合、その修正をする（RI細則8.130.）

報告および承認 (REPORT AND RATIFICATION)

審議会後、採択された案件すべてを含む決定に関する報告書が各クラブに送付される。その時点で、各クラブは、立法案採択における審議会の決定に反対の意思を書面で提出する機会を与えられる。有効投票の少なくとも5パーセントが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。承認された立法案の1件または数件が、一時保留とされた場合、事務総長は郵便投票を行わなければならない。クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、そのほかの場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活する (RI細則8.140.)。

採択された制定案と決議案 (ADOPTED ENACTMENTS AND RESOLUTIONS)

審議会にて採択された制定案は、決定報告書に記録され現行の組織規定に統合して記載される。審議会の行った決定がクラブにより一時保留とされない限り、制定案は、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じる (RI細則8.140.2.、8.140.8.)。

決議案もまた、決定報告書に記録される (RI細則8.140.2.)。RI理事会は、規定審議会が閉会してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会決定について、全ガバナーに通知する (RI定款第10条第6節)。

財務 (FINANCES)

各クラブは規定審議会の費用を賄うために会員それぞれにつき、1米ドル (または、次の審議会の費用を賄うに足るとRI理事会が決定した別段の額) の追加年会費を支払う。この追加会費は、規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のそのほかの運営費を賄う。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告する (RI細則17.030.2.)。

会議運営手続規則 (RULES OF PROCEDURE)

審議会運営委員会は、各規定審議会につき会議運営手続規則を推奨する。議題が討議され、決定が行なわれるいかなるRIの会議でも、この会議運営手続規則を必要に応じて修正して使用することができる。以下の会議運営手続規則は2013年規定審議会にて採択されたものである。

目次

- 第1節 — 定義
- 第2節 — 審議会議員
- 第3節 — 議事順序
- 第4節 — 議員による動議
- 第5節 — 本動議
- 第6節 — 会議運営手続に関する動議
- 第7節 — 動議の提出

- 第8節 — 動議の修正
- 第9節 — 本動議の表決
- 第10節 — 討議
- 第11節 — 投票
- 第12節 — 異議の申し立て
- 第13節 — 議事進行に関する事項
- 第14節 — 休憩
- 第15節 — 立法案の撤回
- 第16節 — 審議会によって提出される立法
- 第17節 — 資料の配布
- 第18節 — 日程の修正
- 第19節 — 手続規則の修正
- 第20節 — その他の手続事項

第1節 — 定義 アルファベット順に記載してある次の語や字句は、それが使われている文中で別段の指示がない限り、次のような意味を持つものとする。

議長 (Chairman) 審議会の会議を進行させる役員。審議会の議長または副議長のいずれでもよい。議長は、審議会の議事を監督し、議事に影響を与えるいかなる事柄（議員により出されるいかなる動議をも含む）についても意見を述べることができる。

組織規定 (Constitutional Documents) RI細則第1条に明記されている3種類の資料。すなわち、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款。

欠陥 (Defective) 次のような立法案を意味する。

- i. 二つ以上の異なる意味に解釈できる立法案
- ii. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない立法案;
- iii. その採択が法令に反する立法案;
- iv. 決議の形式でありながら、(a) RI組織規定の文言と精神に抵触する行為や提言を伴う立法案、または (b) 委員会や事務総長の判断による行政行為を伴う、もしくは要求する立法案
- v. RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリークラブ定款を改正する立法案、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する立法案
- vi. 管理または施行が不可能なような立法案

規則制定 (Enactment) RI細則第7.010.節に明記されている組織規定を改正しようという審議会決定をいう。

立法 (Legislation) 審議会が正規の手続で採択した規則制定と決議。

過半数の投票 (Majority Vote) 動議の承認に必要とされるのは単純多数決または3分の2の投票。必要とされる過半数は次のように決定される。

- 1) 単純多数決とは、出席投票議員の提案の反対票を1票以上上回る賛成票を必要とする。

- 2) 3分の2の投票とは、出席投票議員の提案の反対票の2倍以上の賛成票を必要とする。

出席投票議員 (Members Present and Voting) 賛成または反対の投票を行う議員。欠席または投票を棄権する議員は、出席投票する者とは認めない。

動議 (Motion) 議員が審議会に決定を求める提案。動議には本動議と会議運営手続の2種類があり、以下にその説明をする。

日程 (Order of the Day) 制定案と決議案の関連審議、審議会で審議中の案件の討議に議員が発言する制限時間に関し、出席投票議員の単純多数決によって採択した議事進行に関する手続。立法案件の審議順序もこれに含まれる。特別日程は、特定の立法案件の審議の時間を設定する審議会運営委員会により推奨される日程である。特別日程には、また、特定の立法案件の討議において議員が発言する制限時間を特別に設定することもできる。

提案者 (Proposers) RI細則第7.020.節と第7.030.節に規定するように審議会で審議する立法案を1件または数件提出したクラブその他の提案資格のある者。

定足数 (Quorum) RI細則第8.110.節に規定するように議事を進めるのに、その出席が必要とされる、投票権を有する議員数。

決議 (Resolution) RI細則第7.010.節に明記されている通り、組織規定を改正しない審議会決定。

特殊な立法案 (Technical Legislation) 実質的な変更を加えずに、組織規定の言葉遣いを修正または明確にすることを目的とする立法案。

第2節 — 審議会議員 すべての審議会議員は、投票権を有すると有しないにかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。ただし、投票権を有しない議員はいかなる案件にも投票することはできない。審議会議員は、正規の信任状手続を踏めば、審議会の会期中議員を務めることができるが、補欠議員または代理に代わったり、代わりを務めさせたりすることはできない。RI細則第8.110.節に規定するように、各投票代議員は、投票に付される各提案に1票を投じる資格がある。審議会に委任状による代理者の投票はない。

第3節 — 議事順序 審議会の議事順序は、次の段階を順に踏む。

- 1) 審議会の信用状委員会が事前に行う、定足数を満たす出席の確認に関する報告。
- 2) RI細則第8.120.1.項が規定する手続規則の変更に関する審議と採択。
- 3) RI細則第7.050.4.項に規定するように、審議会の審議を求めて正式に提出された立法案の審議会への回付。
- 4) RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項の規定に基づき、RI理事会が、審議に回付しないと決定した立法案の追加動議に対する決定。審議のために立法案を追加しようという動議は、討議も修正もできない。しかし、定款細則委員会の委員は、その案件を審議会に回付しなかった理由について簡潔に説明してもよいし、また動議の提案者は、その理由に不満があれば、それについて簡潔に説明してもよい。このよ

うな動議は、RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項に規定するように、「審議会議員の3分の2の同意」を得なければならない。

- 5) その日の審議順序とほかの必要な順序の採択。
- 6) RI細則第7.050.6.項に規定するように、正規の手続で提出された立法案と先に提出されている修正案の審議と決定。
- 7) 信任状委員会からの最終報告。
- 8) 審議会の散会。

第4節 — 議員による動議 審議会の決定を求める動議は、投票権を有すると有しないにかかわらず、各審議会議員が提出できる。動議には、本動議と会議運営手続に関する動議の2種類がある。本手続規則の次の2項でそれを概説する。

- A. **優先** 本動議の討論または討議中、この提案に関連する会議運営手続に関する動議を提出し、審議会の審議を求めることができる。議長が会議運営手続に関する動議を受理したなら、この動議は、審議中の本動議に優先し、本動議をさらに審議する前に審議会の決定に付されなければならない。
- B. **必要とされる投票** 動議の採択には、組織規定またはほかの規則によって3分の2またはほかの多数決が必要とされない限り、出席投票議員の単純多数決を必要とするにすぎない。

第5節 — 本動議 本動議とは、適正に提出された制定案または決議案の採択のために審議会議員が行う手続である。すべての制定案と決議案は、本動議の対象となつてから、審議会で審議できる。一つの立法案件の承認を求める本動議は、原案または本手続規則の第9節に規定するように修正した形で提出できる。本動議が審議会議員から提出され、議長が受理した場合、本規則に別段の規定がない限り、審議中の議案の処理が終わるまで、審議会はほかの本動議を審議できない。各立法案は、2つ以上の特殊な立法案が審議され1つの本動議を通じて採択された場合を除き、別の本動議の対象とならなければならない。

第6節 — 会議運営手続に関する動議 いろいろな目的に利用できる会議運営に関する動議がいくつかある。優先順位は議長が決定する。会議運営手続に関する動議のチャートが、本規則の末尾にある補遺資料Aに記載されている。最も一般的な会議運営手続に関する動議を以下に掲げる。

- A. **修正** これは、審議中の議案に修正を加えようとする動議である。このような動議は討議できる。また、修正を加えようとする動議の提案者によってのみ本規則第8節に規定する通り修正できる。
- B. **討議終結** これは、審議中の議案の討議を終結させる動議である。この動議については討議も修正もできない。議案について既に発言をしている議員はこの動議を提出することができない。議長が、本議案について十分に討議されたと判断したならば、この討議終結の動議を受理し、表決にかける。この動議が3分の2の多数で承認された場合には、討議は打ち切れ、議長は審議中の議案を採決する。ただし、審議中の議案が本動議の場合、本動議の提案者は結びの論述をする時間を通常通り与えられる。さらに、審議中の議案が本動議の場合、そして、ある特別議

員が発言の意思を示した場合、議長は本動議の提案者に結びの論述を求める前に、特別議員に発言を許可することができる。討議終結の動議が3分の2の多数で承認されなかった場合、審議中の議案についての討議が続く。

- C. **審議延期** この動議は、一定の日時まで上程されている議案の審議を延期するものである。この動議は討議も修正もできる。延期の動議が採択されたなら、関係議案の審議は、指定された日時まで、または実際的な限り指定日時に近いときに再開される。
- D. **再審議** 審議会の先の決定を再審議する動議で、本動議、または理事会に付託するよう可決された動議による決定の再審議のみに利用できる。このような動議は、本項に定める場合のみ討議できるが、修正はできない。決定の再審議に関する動議は、同日または翌日の審議会に提出されなければならない。先の決定の動議提出者には、再審議が求められる本動議について適切な形で通知しなければならない。この動議は、多数側に立って投票した議員が次のような形で提出することを要する：「議長、私は多数側の1人として制定案（決議案）番号の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします」。動議についての発言は、動議に賛成の者2名、反対の者2名に限り許されるものとし、これらの発言が終わった後直ちに採決を行うものとする。4人の発言者の意見の陳述には3分の2の時間が与えられる。この動議の成立には過半数の賛成投票が必要である。再審議という動議が支持された場合、その本動議の審議は、議長から別段の指示がない限り、承認済み審議順序の最後に置かれるものとする。本動議の提出者が再度開会の論述を許されないことを除いて、通常の討議規則が適用される。
- E. **理事会への付託** これは立法案にさらに検討を加えるためにRI理事会に付託し、よって審議会での審議から除こうという動議である。この動議について討議はできるが、修正はできない。案件のRI理事会への付託は審議会の支持を示唆するものではなく、付託された案件は、提案者による理事会への建議案と同じ効果を持つ。
- F. **手続規則の一時停止** この動議は、特定の場合または審議会会期中、本手続規則の一つまたはいくつかの特定の規定を一時停止しようという動議である。この動議については討議も修正もできない。審議中でない場合に限り、このような動議を提出できる。採択には、3分の2の承認を必要とする。
- G. **審議保留** この動議は、審議会が審議中の議案の審議を不特定の後日まで延期しようという動議である。後日の時期を特定したなら、審議保留の資格はない。この動議については討議はできるが、修正できない。このような動議が採択されると、延期された議案は、再開の動議が提出され、採択されない限り、審議会でも再審議できない。会議運営手続に関する動議が保留とされたなら、その対象である本動議もまた保留とされる。ただし、議長が例外を決定した場合を除く。保留する審議には、1つ以上の立法案があってもよい。
- H. **審議再開** この動議は、先に審議保留とした案件を採り上げて審議を再開するものである。この動議について討議はできるが、修正はできない。再開される審議には、1つ以上の立法案があってもよい。

第7節 — 動議の提出 審議会において案件の議事に入るには、まず議員から「動議」を提供する。これは、組織規定とこれらの規則に従って審議会が特定の決定をしようという提案である。動議を提出するには、議員が起立して議長から発言の許しを得る。発言の許しを得た後、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私は_____の動議を提出いたします」と言う。本動議を除くすべての動議に対しては、もう1名の議員の賛成（セカンド）が必要である。賛成者は、起立して議長から発言の許しを得る。許しを得てから、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに審議会から表明されなかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。議員から動議の賛成が得られなかった場合、本動議以外の動議は審議会ですら審議されない。

第8節 — 動議の修正 ほかの動議を修正しようという動議は、次の条件に従わなければならない。

- A. **書面により通知された修正** 本動議に修正を加えようとする動議は議長に書面で事前に提出するものとし、本動議が提出される前日の正午までに提出されなければならない。ただし、本動議への修正案が動議の提案者により議場で口頭により述べられ、明確に理解できるという根拠に基づく場合、および本第8節の下記B項と矛盾しない場合には、議長はこの規定を撤回できる。議長は、書面でこの動議を受け取った後、審議会運営委員会がそのような修正案の趣旨を明確にするのもっと時間が必要か否かを定めることができる。このような場合、議長は、その基調となる本動議、関係する運営手続規則に関する動議の審議を特定のときまで延期することができる。
- B. **ほかの制約** 次のような状況では、ほかの動議を修正しようという動議は適切でないし、議長は受理しない。
 - 1) 審議中の動議と密接な関係のないもの。運営手続規則に関する動議なら、基調となる本動議の目的に関連がなければならない。すなわち、修正に名を借りて別な新しい問題を持ち込むようなことをしてはならない。
 - 2) 否定の形をとっている原案を肯定の形にするなど審議中の動議の趣旨を逆転させるもの。
 - 3) 審議会が既に決定した問題と同一内容のもの。
 - 4) 審議中の議案について実質的な内容に変更のないもの。
 - 5) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの。
 - 6) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの。
 - 7) 取るに足らないもの、または馬鹿げたもの。
 - 8) 決議案を修正するもの。
- C. **修正案の修正** 修正案の修正は認められないものとする。

第9節 — 本動議の表決 本動議の表決は、次のいずれかによるものとする。

- A. **原案または修正された形** 事務総長から審議会に適正に回付された立法案件の承認を求める本動議は、次の形式のいずれかでなければならない。

- 1) 審議会に回付された原案の通り採択する。
- 2) RI細則第7.050.4.項に従って修正の正文を書面で公表していたときは、提案者が修正した通りの立法案を採択する。

審議のため提出されている立法案件を修正したい提案者の代理は、そのような修正の書面による通知が細則の第7.050.4.項に従って提出されていない場合、採択のための動議が出された後、立法案件の修正動議の使用を通じて初めて修正することができる。その場合、修正動議を上程するに当たって、提案者の代理が使う時間は、本動議上程に充てられる時間の一部とみなされる。

- B. 提案者の代理 立法案を提出したクラブと地区は、それぞれの地区の投票権を有する議員によって審議会に代理を送っているとみなされる。ただし、提案者がそのような提案について別の審議会議員を指名したことを審議会議長に通知していて、その指名された議員がそのような代理を務めることに同意していた場合はこの限りではない。審議順序によって立法案件が採決される予定のとき、提案者の代理にそのような案件の採択動議を提出する優先権がある。代理が採択動議を提出できないとき、どの議員もその採択動議を提出できる。
- C. 動議が提出されない場合 次の立法案件の議事に入ると発表され、議員から動議が提出されなかった場合、そのとき、この案件は撤回されたとみなされ、その後、本動議の対象となることはない。ただし、提案者の代理が、然るべき理由で案件を上程できなかった場合、議長はその案件の本動議を後で提出することを代理に許可できる。
- D. 採択または否決 立法案採択の動議が表決に付され、その動議が所定の投票数によって承認されると、その案件は採択とみなされる。その動議が所定の投票数によって承認されない場合、その案件は否決とみなされる。

第10節 — 討議 審議会のすべての議員は、いかなる議案の討議にも参加する資格がある。審議会の議員ではない人は、このような討議に参加できない。

- A. 発言者の確認 議長が動議の正式提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることはできない。議員は、議長から発言の許しを得たうえ、自分の身分を証明した後に初めて発言することができる。
- B. 冒頭と結びの論述 本動議の提出者には、議題に関して冒頭と結びの論述を行う権利が認められる。日程に別段の取り決めがない限り、提案理由の説明に提出者に4分の時間が与えられるものとする。その後、実質的な論評または反対意見があった場合、本動議の提案者は、討議の結びに3分の時間を与えられるものとする。提出者が特別許可を申請し、議長から認可されていない限り、提出者は本動議に関する討議において発言することはできない。
- C. 討議の制約 本動議の提出者以外の議員は、許可を求め、議長から許可を得た場合を除き、動議の討議について1回に限り発言が認められるものとする。その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることはできない。審議中の議案に関する議員の発言は、日程に別段の取り決めがない限り、1回に3分を超えないものとする。ただし、前述の本動議の提出者の場合、または出席投票議員の単純多数決の同意のある場合は、この限りでない。

- D. 討議のバランス 議長は、動議賛成者と反対者に等しく意見を表明する機会を与えるよう努めるものとする。

第11節 — 投票 通常の採決方法は、正当な理由をもって議長により別段の決定がなされない限り、電子投票システムである。規定審議会の全部もしくは一部で電子投票システムが使われないような場合は、次のような採決に関する規則を適用する。

発声投票が挙手で採決し、議長は直ちにその結果を発表する。もし議長の発表結果の正確さについて疑念を抱く議員があれば、その議員は、ほかの議事に進む前に、直ちに「賛否分離方法による採決」を要求できる。この方法による採決の要求があった場合または議長が賛否分離方法を望んだときは、議長はまず、賛成側の起立を求め、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。議長が、まだ、確信をもてない場合、または議員が2回目の賛否分離方式による採決を要求した場合、今度は、議長が、直ちに計算係を任命したうえで、再び採決を行う。この場合には、賛成側の起立を求めてこれを数え、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。計算係が集計し、議長がこの報告を発表する。

第12節 — 異議の申し立て 議員は、RI細則第8.120.2項に従って、議長の行った決定に対して異議の申し立ての動議を提出することができる。異議の申し立てはセカンドを必要としないが、異議の申し立ては、議長の裁定が行われた直後のみ提出しうるものとする。もし何かほかの討議や議事がありだに入ってしまうと、もはやこの動議の提出はできないことになる。異議の申し立ての動議については、討議はできるが修正はできない。議長が、異議申し立ての問題について発言する場合には、議長席に着いたままで、自分の行った決定についてその理由を説明することができる。理由の説明には4分が与えられる。異議の申し立ての討議において、議員の発言はいずれも1回限りとする。ただし、討議が終わったときに、決定に対する反対意見に答える場合の議長についてはこの限りではない。各議員の動議に関する発言は3分とし、議長が決定に対する反対意見に答えるために3分間が与えられる。問題は「議長の決定を支持されますか」という言葉で審議会に問いかげられる。議長の決定を覆すには、出席投票議員の多数決が必要である。投票の結果が可否同数となった場合には、議長の決定が支持されたことになる。

第13節 — 議事進行に関する事項 議員は、議事進行に関する事項を申し出ることによって意見を述べたり、質問を投げかけたりすることができる。これは動議ではないので、セカンドは必要ない。これについては討議も修正もできない。場合によっては議長の裁定が必要とされる。

- A. **特権事項** これは、審議会と審議会議員に認められている権利および特典に関する議員の発言である。次の事項が特権に属すが、これだけに限られない：

- 1) 審議会の構成に関するもの。
- 2) 会議場の暖房、採光、換気など議員のための好環境の保持に関するもの。
- 3) 騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など。
- 4) 会議に出ている役員や議員の行動に関するもの。
- 5) 議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの。
- 6) 傍聴人や訪問者の行動に関するもの。
- 7) 公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。

審議会の特権事項は、議員の特権事項に優先する。

- B. 進行手続に関する事項 これは議員が組織規定または本手続規則への違反に対して、注意を喚起したり、抗議をしたりするものである。議長は、進行手続に問題がないか、また進行手続に問題がないとしても違反をただす適切な措置を決定する。
- C. 情報の要請 討議中の問題にだけ関係のある事実または手続についての情報を要請するものである。議長がその件が適切かどうか決定する。議長がその要請を適切と裁定すると、議長は、要請された情報を提供するかほかの審議会議員にその要請に応えるよう依頼できる。事務総長がそのような要請に応えるよう依頼された場合、事務総長は職員を指定して、その要請された情報を提供させても差し支えない。

第14節 — 休憩 審議会は、議長によって、休憩したり、議事の合間に休憩をはさむことができる。あるいは議員が休憩を入れたり、日程の議事を終えたりする動議を提出できる。この動議については討議も修正もできない。

第15節 — 立法案の撤回 立法案は、本動議の対象になっていない場合、次のような方法で、審議会の審議から除くことができる。立法案提案者の代理が、審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。審議会に提出された提案が二つ以上の地区から提出されている場合、関係地区すべての提案者代理が審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告しなければならない。このような代理は、議長がその趣旨を認めた場合、立法案を議場で撤回することもできる。提案が本動議の対象になっている場合、審議会の許可を得て、本動議の提出者によって初めて撤回できる。

第16節 — 審議会によって提出される立法 審議会そのものもRI細則第7.020.節に規定するように、決議案を提出できる。決議という形式で次の審議会で審議する制定案を提出できる。議員が審議会に代わってこのような立法案の提出を希望する場合は、規定審議会最終日の前日の正午までに議長に提案を書面で提出しなければならない。審議会に代わって提出された決議案は、会期中の審議会の決定に関連するものでなければならず、投票権を有する審議会議員の少なくとも25名によって署名されなければならない。ただし、前述の条件は、感謝、支援、同情、哀悼を表明する決議案には適用されない。審議会運営委員会による検討後、必要であれば審議会運営委員会は、提案の本文を明確にすることができる。議長は、その決議案が審議会で審議される時間か、または審議会で審議する資格のない理由を発表する。決議案が審議会で審議することを承認された場合、このような決議案を点検のために議長に提出した議員が、その採択動議を提出する資格を有する。このような動議はほかの本動議と同じように討議することも修正することもできる。

第17節 — 資料の配布 審議会の投票権を有する議員が開催都市に到着後、立法案の賛否に影響を及ぼすような事柄に関する資料を配布することはできない。ただし、そのような配布について議員が合意を求め、出席投票議員の単純多数決によって承認されている場合はこの限りではない。配布の禁止は、審議会前に審議会議員に先に提供された賛成または反対資料、あるいはRI理事会の提供する情報には適用されない。本節に違反して配布された資料は、審議会議員が無視すべきであり、議長がその対策を講じても差し支えない。

第18節 — 日程の修正 日程はその目的で適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。その承認には、出席投票議員の単純多数決が必要とされる。提案された修正案が審議会の運営に影響を与える場合、議長は、議長席に着いたままで、当該修正案に関する支持、あるいは反対の意を簡潔に表明することができる。

第19節 — 手続規則の修正 手続規則は、出席投票議員の単純多数決による当初の承認後、そのために適正に提出された動議によって修正できる。この動議については、本規則の第8.C項の規定を除き、討議はできるが、修正できない。その承認には、出席投票議員の3分の2の賛成が必要とされる。

第20節 — その他の手続事項 この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI組織規定にその解決を求めるものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員は委員長の決定に対して異議の申し立てをすることができる。

補遺資料A

会議運営手続に関する動議のチャート

(CHART OF SELECTED PROCEDURAL MOTIONS)

動議	討議	修正	採決
A. 修正	可	不可	単純多数決
B. 討議終結	不可	不可	3分の2
C. 審議延期	可	可	単純多数決
D. 再審議	可	不可	単純多数決
	(条件つき)		
E. 理事会に付託	可	不可	単純多数決
F. 手続規則の一時停止	不可	不可	3分の2
G. 審議保留	可	不可	単純多数決
H. 審議再開	可	不可	単純多数決

第4部

ロータリーの組織規定 (Rotary's Governance Documents)

国際ロータリー定款

国際ロータリー細則

標準ロータリークラブ定款

推奨ロータリークラブ細則

国際ロータリーのロータリー財団細則

ロータリー財団法人設立定款の一部

国際ロータリー定款

条	題目	頁
1	定義	133
2	名称および性格.....	133
3	RIの目的.....	133
4	ロータリーの目的.....	133
5	会員.....	133
6	理事会.....	135
7	役員.....	135
8	管理.....	135
9	国際大会.....	135
10	規定審議会.....	136
11	会費.....	137
12	財団.....	137
13	会員の称号と徽章.....	137
14	細則.....	137
15	解釈の仕方.....	137
16	改正.....	137

国際ロータリー定款

第1条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 国際ロータリー理事会
2. クラブ： ロータリークラブ
3. 会員： 名誉会員以外のロータリークラブ会員
4. 年度： 7月1日に始まる12カ月間
5. RI： 国際ロータリー
6. ガバナー： ロータリー地区ガバナー

第2条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリークラブの連合体である。

第3条 RIの目的

RIの目的は次の通りである。

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第4条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 会員

第1節 構成。RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 クラブの構成。

- (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

- (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者（パートナー）、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
- (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
- (3) 本節(a)の上記 (1) または (2) に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、
- (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの目的への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
- (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。または、
- (6) 子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人であること。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。
- (c) RI細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

第3節 一定款および細則の承認。 RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって本定款とRI細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。

第4節 例外。 本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

第6条 理事会

第1節 一 構成。理事会の定員は19名とする。RI会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものとする。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。

第2節 一 権限。本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならない。

第3節 一 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第7条 役員

第1節 一 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とする。

第2節 一 選挙の方法。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第8条 管理

第1節 一 グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。グレートブリテンおよびアイルランド内RIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレートブリテンおよびアイルランド内RIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められているところに従うものとする。

第2節 一 クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものでなければならない。

- (a) 理事会によるクラブの管理。
- (b) 正式に設立された地区における、ガバナーによるクラブの監督。
- (c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) グレートブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの監督。

第3節 一 RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

第9条 国際大会

第1節 一 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3カ月中に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

第2節 一 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

第3節 一 代表。

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利を持つ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ1票または2票以上の票を投じる権限を1名の代議員に委ねることができる。
- (b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状による代理人を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 一 特別代議員。RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

第5節 一 選挙人および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理人、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めに従って行われなければならない。

第10条 規定審議会

第1節 一 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 一 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 一 手続。審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第4節 一 議員。審議会の議員については細則の規定による。

第5節 一 制定案と決議案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第6節 一 採択された決議。理事会は、規定審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

第12条 財団

第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

第13条 会員の称号と徽章

第1節 — 正会員。クラブの各正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第2節 — 名誉会員。クラブの各名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

第15条 解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール (Eメール) およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第16条 改正

第1節 — 状況。本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の3分の2によって改正できる。

第2節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレートブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案されるものとする。

国際ロータリー細則

条	題目	頁
1	定義	139
2	国際ロータリーの加盟会員	139
3	RI脱会、加盟停止、または加盟の終結	140
4	クラブの会員身分	142
5	理事会	144
6	役員	146
7	立法手続	150
8	規定審議会	153
9	国際大会	160
10	役員の指名と選挙 一般規定	163
11	会長の指名と選挙	165
12	理事の指名と選挙	171
13	ガバナーの指名と選挙	176
14	管理上の集団と管理上の地域単位	181
15	地区	182
16	委員会	188
17	財務事項	191
18	名称と徽章	194
19	その他の会合	194
20	機関雑誌	196
21	ロータリーのウェブサイト	196
22	ロータリー財団	197
23	補償	197
24	仲裁および調停	198
25	改正	199

国際ロータリー細則

第1条 定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 国際ロータリー理事会
2. クラブ： ロータリークラブ
3. 組織規定： 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリークラブ定款
4. Eクラブ： 電子的な通信手段を通じて会合するロータリークラブ
5. ガバナー： ロータリー地区のガバナー
6. 会員： 名誉会員以外のロータリークラブ会員
7. RI： 国際ロータリー
8. RIBI： グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位
9. 衛星クラブ： 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。
10. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 国際ロータリーの加盟会員

- 2.010. RIへの加盟申請
- 2.020. クラブの所在地域
- 2.030. Eクラブの所在地域
- 2.040. クラブによる標準ロータリークラブ定款の採用
- 2.050. 喫煙
- 2.060. クラブの合併

2.010. RIへの加盟申請

クラブのRIへの加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

2.010.1. Eクラブ

理事会は、各Eクラブを地区に割り当てるものとする。

2.020. クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに1つのクラブを結成することができる。1つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。

2.030. Eクラブの所在地域

Eクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。

2.040. クラブによる標準ロータリークラブ定款の採用

すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用しなければならない。

2.040.1. 標準クラブ定款の改正

標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。このような改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

2.040.2. 1922年6月6日よりも前に加盟したクラブ

1922年6月6日よりも前に加盟したすべてのクラブも、標準クラブ定款を採用するものとする。しかし、標準クラブ定款と異なる規定を含む定款を持つこのようなクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。ただし、異なる規定の正確な全文を1989年12月31日までに理事会に送付し、理事会の確認を受けていなければならない。それぞれのクラブ特有の規定は、そのクラブの標準クラブ定款の補遺規定であり、時折、改正される標準クラブ定款に近づけるため以外にはクラブで改正することはできない。

2.040.3. 理事会による標準クラブ定款の例外の承認

理事会は、RI定款・細則と矛盾しない限り、標準クラブ定款と一致しないクラブ定款の規定を承認できる。このような承認は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限られ、また出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。

2.050. 喫煙

喫煙が個人の健康に有害であることを認識し、会員ならびに来賓は各自、RIの名のもとに開かれる会合およびその他の行事中は、喫煙を控えるよう奨励されている。

2.060. クラブの合併

合併を求める同一地区内の2つ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する金銭上およびその他の義務を果たしていることを前提に、理事会にその旨申請するものとする。そのうちの1つまたは複数のクラブと同じ所在地域内に、合併したクラブを結成することができる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。理事会は、合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の1クラブあるいは全クラブの名称、加盟日、RIの徽章およびその他の記章を保持することを許可することができる。

第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.010. クラブのRI脱会

3.020. クラブの再結成

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.040. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し

3.050. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

3.010. クラブのRI脱会

いずれのクラブも、RIに対する金銭上およびその他の義務を果たしている限り、加盟から離脱することができる。理事会が脱会通告を受理したときは、その脱会は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

3.020. クラブの再結成

加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ所在地域に新クラブが結成される場合、理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払いを求めるか否か、または、RIに対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを決定することができる。

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.030.1. 不払による停止または終結

会費またはRIに対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。

3.030.2. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に開かず、その他機能を遂行できなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能が遂行できなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

3.030.3. 財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結

理事会は、ロータリー財団の資金を不正に使用した会員、またはロータリー財団の資金管理の方針に違反した会員を保有しているクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

3.030.4. 青少年保護に関する法の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結

理事会は、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも適切に対処することを怠ったクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

3.030.5. 然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。ただし、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、聴聞の行われる少なくとも30日前までに、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。聴聞会には、当該地区のガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたパストガバナーが、地区が費用を負担して出席することができる。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは加盟停止処分に付すか、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

3.030.6. 加盟停止期間

理事会は、会費またはRIに対するその他の金銭的債務、または承認された地区資金への賦課金が全額支払われたと判断した時点で、または、ロータリー財団から支給された資金を不正に使用したり、ロータリー財団の資金管理方針に違反した会員の会員身分を終結したと判断した時点で、または、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するすべての申し立てに、クラブが適切に対処したという証拠があると判断した時点で、または、然るべき理由による懲戒に至った問題が解決されたと判断した時点で、加盟停止となっていたクラブの加盟会員としての権利を復帰させるも

のとする。そのほかのあらゆる事態にも、加盟停止の原因が6カ月以内に改善されなかった場合には、理事会はそのクラブを終結させるものとする。

3.040. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し

理事会によって加盟資格が停止されたいかなるクラブも、加盟が停止されている間は、細則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たないものとする。ただし、定款によってクラブに与えられている権利は保持するものとする。

3.050. 加盟が終結されたクラブの権利の引き渡し

RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したとき、そのクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

第4条 クラブの会員身分

4.010. クラブ会員の種類

4.020. 正会員

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

4.040. 二重会員

4.050. 名誉会員

4.060. 公職

4.070. 会員身分の制約

4.080. RIの職員

4.090. 出席報告

4.100. 他クラブへの出席

4.010. クラブ会員の種類

クラブの会員の種類は、正会員と名誉会員の2種類とする。

4.020. 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これをクラブの正会員に選ぶことができる。

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求すべきである。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。

4.040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

4.050. 名誉会員

4.050.1. 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。このような会員身分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。

4.050.2. 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を持たない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特典を享受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

4.060. 公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

4.070. 会員身分の制約

細則第2.040.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。

4.080. RIの職員

クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

4.090. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。

4.100. 他クラブへの出席

各会員は、いつでも他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席する特典を持つものとする。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く。

第5条 理事会

- 5.010. 理事会の任務
- 5.020. 理事会の決定の公表
- 5.030. 理事会決定に対する提訴
- 5.040. 理事会の権限
- 5.050. 理事会の会合
- 5.060. 通信による投票
- 5.070. 執行委員会
- 5.080. 理事会メンバーの空席

5.010. 理事会の任務

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI定款の第3条の目的を果たすため、理事会は戦略計画を採択するものとする。理事会は、各ゾーンでのRI戦略計画の実行を監督するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で戦略計画の進捗について報告しなければならない。

5.020. 理事会の決定の公表

すべての理事会の議事録や決定は、各理事会会合後またはその決定が下された後60日以内にロータリーのウェブサイトに掲載され、全会員に公表されるものとする。さらに、公式議事録に添付されるすべての補遺資料は、これを要請する会員が入手できるものとする。ただし、理事会によって機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外できる。

5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、直前の規定審議会の地区代表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定後4か月以内に受理されなければならない。事務総長はその後90日以内に上述の郵便投票を実施するものとする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会長と幹事が証明した決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区代表議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に予定された規定審議会開催の前3か月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出されるものとする。

5.040. 理事会の権限

5.040.1. RIの業務の指示・管理

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を設定すること。
- (b) 事務総長による方針実施を評価すること。
- (c) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

5.040.2. 役員および委員に対する総括的管理・監督

理事会は、RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員会に対する総括的管理および監督を行うものとする。然るべき理由がある場合には、聴聞を行った上、役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免することができる。問責書を含む通知は、聴聞の行われる少なくとも60日前に、罷免聴聞にかけられる人に届けられていなければならない。このような通知には、聴聞の日時と場所を明記し、郵便もしくは他の迅速な通信手段によって直接配達されるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第6.100.節に規定されるさらなる権限をも持つものとする。

5.040.3. RI戦略計画実行の監督

各理事は、自分が選出されたゾーン、および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み合わされたゾーンにおけるRI戦略計画の実行を監督するものとする。

5.050. 理事会の会合

5.050.1. 期日、場所、および通知

理事会の会合は、理事会が決定する時と場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各年度に少なくとも2回会合を開かなければならない。理事会の公式会合に直接出席する代わりに、テレビ会議、インターネット、およびその他の通信設備を使って会議を開くことができる。

5.050.2. 定足数

RI定款または細則によってより多くの投票が必要とされる案件を除き、理事会のメンバーの過半数をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

5.050.3. 年度の最初の会合

次期理事会の会合が、年次国際大会の終了直後に開催されるものとする。次期会長がこの会合の時と場所を定めるものとする。この会合における決定事項は、7月1日以後に、理事会で、または本条第5.060.節に述べられている方法のうちのいずれかによって承認されなければならない。承認後に、その決定は、初めて効力を発するものとする。

5.060. 通信による投票

5.060.1. 非公式の会合

理事会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できる電話、インターネット、または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人(たち)が会合に直接出席しているものとみなされる。

5.060.2. 非公式の決定

理事会は、会合を開かないで、書面による理事全員の一致した同意を得て議事を処理することができる。

5.070. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め5名以上7名以下の委員により構成される執行委員会を任命することができる。執行委員会は、事務総長の業績の評価を少なくとも年に1度理事会

に報告する。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限を委任することができる。このような権限は、既にRIの方針が確立されている事項に限られる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に反しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

5.080. 理事会メンバーの空席

5.080.1. 補欠

理事に空席が生じた場合はいつでも、それがどのような理由であれ、理事会は、理事が選出された時点で同じゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から選出された補欠を、残存期間を務める理事として選出するものとする。

5.080.2. 補欠が任務を果たせない場合

いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たすことのできない場合には、その他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

第6条 役員

6.010. 国際大会における役員の選挙

6.020. 副会長と財務長の選出

6.030. 事務総長の選挙と任期

6.040. 理事は再選されない

6.050. 役員の資格条件

6.060. 任期

6.070. 会長の空席

6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席

6.100. 事務総長の空席

6.110. 理事の任務遂行不能

6.120. ガバナーの空席

6.130. 役員の報酬

6.140. 役員の任務

6.010. 国際大会における役員の選挙

年次国際大会において選挙される役員は、RIの会長、理事、ガバナー、およびRIBIの会長、副会長、名誉会計である。

6.020. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第1回会合で、2年目の任期を務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7月1日より1年間その職を務めるものとする。

6.030. 事務総長の選挙と任期

事務総長は理事会が選出し、その任期は5年を超えないものとする。その選挙は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに行われ、選挙後の7月1日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選される資格を有する。

6.040. 理事は再選されない

理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間務めた人は、会長または会長エレクトを務める場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

6.050. 役員の資格条件

6.050.1. クラブ会員

RIの各役員は、クラブの暇疵なき会員でなければならない。

6.050.2. 会長

RIの会長候補者は、会長に指名される以前にRIの理事としてその任期を全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

6.050.3. 理事

RIの理事候補者は、理事として推薦される以前にRIのガバナーとしてその任期を全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも3年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。

6.060. 任期

6.060.1. 役員

会長、理事、ガバナーを除き、各役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は、1年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。理事はすべて2年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。

6.060.2. 会長エレクト

会長に選挙された者は、次の年度の7月1日から会長エレクトを務め、同時に理事会のメンバーとなるものとする。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長エレクトは、会長エレクトとしての任期を1年間務めた翌年に会長を務めるものとする。

6.060.3. 理事

各理事の任期は、選挙された年の翌年の7月1日に始まるものとする。

6.070. 会長の空席

会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。新会長と新副会長の選出により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。

6.070.1. 会長と副会長の同時空席

会長と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から新会長を選挙し、次に新会長が新副会長を選出するものとする。新会長と新副会長の選出により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。

6.080. 会長エレクトの空席

6.080.1. 次期国際大会前の空席

次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席が生じた場合、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便投票または他の迅速な通信手段によって選出を行うことができる。

6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

指名委員会は、第11.050.節と第11.060.節に従って既に選出した会長ノミニーを、繰り上げて指名することができる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。

6.080.3. 空席を補充するに当たっての会長の任務

会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続は、会長が決定するものとする。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第11.060.節、第11.070.節、第11.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。

6.080.4. 就任直前の空席

国際大会の閉会と、その直後の会長就任との間に生じた会長エレクトの空席は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

6.080.5. 空席に関する不測の事態

本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、取るべき手続を決定するものとする。

6.090. 副会長または財務長の空席

副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2年目の理事の中から選び、未了の任期を務めさせるものとする。

6.100. 事務総長の空席

事務総長に空席が生じた場合、理事会は、最高5年を任期としてロータリアンを選挙するものとする。その任期は、理事会が決定した日をもって効力を発する。

6.110. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できないほどの身体的状態になったと理事会の4分の3の投票で決定した場合、そのメンバーは、その決定後、直ちにその職を失い、本細則の規定に従って後任が選出されるものとする。

6.120. ガバナーの空席

6.120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割

は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

6.120.2. 理事と会長の権限

副ガバナーがいなく、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

6.120.3. ガバナーの一時的任務遂行不能

副ガバナーがおらず、ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

6.130. 役員報酬

事務総長は報酬を受ける唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。理事会が定めた経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

6.140. 役員任務

6.140.1. 会長

会長は、RIの最高役員とする。会長は、

- (a) RIの第1の代弁者とする。
- (b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する。
- (c) 事務総長に助言する。
- (d) 理事会の採択した戦略計画に沿って、その職責に属するその他の任務を執行する。

6.140.2. 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、また本細則に規定する任務および権限のみを持つものとする。ただし、会長または理事会から、その他の任務を託される場合もある。

6.140.3. 事務総長

事務総長は、RIの最高執行責任者とする。最高執行責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長はまた、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経た上で、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額の契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

6.140.4. 財務長

財務長は、事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI財務運営について事務総長と協議するものとする。財務長は、理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告す

るものとする。財務長は、理事の職責に属する任務と権限のみ有するが、会長または理事会から、その他の任務を託される場合もある。

第7条 立法手続

7.010. 立法案の種類

7.020. 立法案の提出者

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

7.035. 制定案と決議案の締切日

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案

7.040. 立法案の審査

7.050. 理事会での立法案の審査

7.060. 非常事態における立法案の審議

7.010. 立法案の種類

組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的としていない提案は、決議案と称する。

7.020. 立法案の提出者

立法は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、および理事会が提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの立法案は必ず地区大会、地区決議会、またはRIBI地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区決議会、またはRIBI地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案には、地区大会や地区決議会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いかなる地区も、1回の審議会につき5件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない。

7.035. 制定案と決議案の締切日

制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、RI事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに、事務総長に提案、提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案

7.037.1. 正規の手続で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した立法案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第7.035.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 立法案の提案者に関する細則の第7.020.節の規定に合致していること。

- (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第7.030.節の規定を満たしていること。
- (d) 提案者は、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300語以内で提出すること。

7.037.2. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- (a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。
- (b) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合。
- (c) その採択が法令に反する場合。
- (d) 決議の形式をとっているが、組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
- (e) RI細則またはRI定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する場合、またはRI定款に抵触するような形でRI細則を改正する場合。
- (f) 管理または施行が不可能な場合。

7.040. 立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。また、以下を行うことができる。

- 7.040.1. 理事会に代わって、欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に提言する。
- 7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を提言する。
- 7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に提言する。
- 7.040.4. 正規の手続きで提出された立法案であるか否か、欠陥のある立法案であるか否かを理事会に提言する。
- 7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に提言する。
- 7.040.6. 第8.130.2.項に定義される他の任務を遂行する。

7.050. 理事会での立法案の審査

理事会（理事会に代わって定款細則委員会によって）はすべての立法案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

7.050.1. 同種の立法案

実質的に同種の立法案が提出されている場合、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）は、提案者たちに折衷案を提言できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、理事会は、定款細則委員会の助言に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案および代案となる立法案は、そのようなものとして別個に指定され、所定の締切日に拘束されないものとする。

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

定款細則委員会の助言に基づき、第7.040.4.項に従い、立法案が正規の手続きで提出されていないと理事会が判断した場合、理事会はその立法案を審議のため規定審議会に回付しない旨指示し、また欠陥のある立法案であると理事会が決定した場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。いずれの場合も、審議会でこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

理事会（理事会に代わって定款細則委員会）は、すべての決議案の本文を審査し、定款細則委員会の助言に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。定款細則委員会の助言に基づいて、決議案がRIのプログラムの範囲内ないと理事会が決定した場合、理事会は、審議のため規定審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのように決定した場合、審議会の開会に先立って提案者にその旨通告しなければならない。この場合、審議会でこの決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.4. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

立法案の修正案はすべて、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）によって提出の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第7.050.2.節および第7.050.3.節の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続きで提出された全立法案を審議会に回付しなければならない。

7.050.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、すべての元理事に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。

7.050.6. 審議会における立法案の審議

審議会は、正規の手続きで提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

7.050.7. 決議案の採択

決議案の形式をとる立法案は、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票で、採択することができる。

7.060. 非常事態における立法案の審議

理事会は、理事の3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。

7.060.1. 審議会で審議される非常時立法案

臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切日を過ぎててもそのような審議会で審議できる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

7.060.2. 立法案の採択

非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

第8条 規定審議会

- 8.010. 審議会議員
- 8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件
- 8.030. 審議会地区代表議員の任務
- 8.040. 役員とその任務
- 8.050. 指名委員会手続による代表議員の選出
- 8.060. 地区大会における代表議員の選挙
- 8.070. 郵便投票による代表議員の選挙
- 8.080. 通知
- 8.090. 信任状委員会
- 8.100. 特別議員
- 8.110. 審議会の定足数
- 8.120. 審議会手続
- 8.130. 審議会運営委員会：定款細則委員会の任務
- 8.140. 審議会の決定
- 8.150. 開催地の選定
- 8.160. 審議会の臨時会合
- 8.170. 暫定規定

8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

8.010.1. 代表議員

第8.050.節、第8.060.節、および第8.070.節の規定により、各地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない。

8.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出するものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

8.010.3. 定款細則委員会

RI定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員会は、第8.130.1.項と第8.130.2.項に規定する任務と責務を負うものとする。

8.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.5. 元会長

すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.6. 管理委員

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員1名は審議会の投票権を有しない議員とする。

8.010.7. 特別議員

会長が任命した場合、3名まで審議会の投票権を有しない特別議員とすることができる。この特別議員は、後段の第8.100.節に規定する任務と責務を負い、審議会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

8.020.1. クラブ会員

審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

8.020.2. 元役員

各代表議員は、選挙時に、RI役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。

8.020.3. 資格要件

審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知っていなければならない。代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、審議会に、その会期全体を通じて出席しなければならない。

8.020.4. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員とRIもしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

8.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。
- (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するため、いつでも地区内クラブの相談にのること。

8.040. 役員とその任務

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家（parliamentarian）、および幹事から成る。

8.040.1. 議長

議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

8.040.2. 副議長

副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

8.040.3. 議事運営手続の専門家

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言するものとする。

8.040.4. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

8.050. 指名委員会手続による代表議員の選出

8.050.1. 選出

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第13.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

8.050.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべての元ガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

8.050.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

8.060. 地区大会における代表議員選挙

8.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、またRIBI内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、審議会の開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

8.060.2. 推薦

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員の候補者として推薦できる。クラブは、その推薦を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の

署名がなければならぬ。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。

8.060.3. 代表議員と補欠議員の選出

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。2票以上の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。

8.060.4. 代表議員の候補者が1名のみ

地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。ガバナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員として任命するものとする。

8.060.5. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

8.070. 郵便投票による代表議員の選挙

8.070.1. 理事会による郵便投票の承認

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。推薦は、すべて書面により行われ、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

8.070.2. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.070.1.項に掲げられている規定に従って実施されるものとする。

8.070.3. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

8.080. 通知

8.080.1. 代表議員を事務総長に報告

審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

8.080.2. 審議会代表議員の氏名の公表

審議会の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に公表しなければならない。

8.080.3. 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公表

議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに公表されるものとする。

8.090. 信任状委員会

会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

8.100. 特別議員

立法案の公表直後に、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する用意をしておかななければならない。

8.110. 審議会の定足数

投票権を有する審議会議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

8.120. 審議会手続

8.120.1. 会議運営手続規則

第8.130.節の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならず、次の審議会に変更されるまで有効とされるものとする。

8.120.2. 異議の申し立て

議長のいかなる裁定にも異議を申し立てることができる。議長の決定を覆すためには審議会の過半数の投票が必要とされる。

8.130. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

8.130.1. 審議会運営委員会の任務

審議会運営委員会は審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨する。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した審議会報告書を作成する。

8.130.2. 定款細則委員会委員の他の任務

定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを承認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥について審議会に報告する準備をしなければならない。

8.140. 審議会の決定

8.140.1. 議長の報告

審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

8.140.2. 事務総長の報告

事務総長は、各クラブの幹事に対し、審議会が採択した立法案のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を審議会閉会后2カ月以内に送付するものとする。報告書には、審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

8.140.3. 審議会の決定に関する反対

立法案の採択に関する審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも2カ月後とする。事務総長は、審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にするものとする。

8.140.4. 審議会の決定の一時保留

立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも5パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。

8.140.5. 郵便投票によるクラブの投票

承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会閉会に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日におけるクラブの会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格

が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも2カ月後とする。

8.140.6. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受領した最後の日から2週間以内に投票委員会が集計するものとする。投票委員会は、委員会閉会の後5日以内に事務総長に投票結果を証明するものとする。

8.140.7. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活するものとする。

8.140.8. 審議会決定の発効日

各立法案について審議会の行った決定は本細則第8.140.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

8.150. 開催地の選定

RI定款第10条第2節の規定に従って、審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わなければならない。

8.160. 審議会の臨時会合

8.160.1. 通知

審議会の臨時会合はRI定款第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の60日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

8.160.2. 代表議員

臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることができず、その意思もない場合、ガバナーあるいは本細則の下に資格を持つガバナーから指名された別の人が、地区内クラブを代表するものとする。

8.160.3. 制定案の採択

審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛成投票が必要とされるものとする。

8.160.4. 手続

通常の審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の二つは例外とされる。

8.160.4.1. 決定の報告

第8.140.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに送付するものとする。

8.160.4.2. 決定に対する反対の意思表示

クラブが審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、2カ月以内にその意思表示をしなければならない。

8.160.5. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから2カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第8.140.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。

8.170. 暫定規定

暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

第9条 国際大会

9.010. 国際大会の時期および場所

9.020. 国際大会の招集

9.030. 国際大会役員

9.040. 国際大会代議員

9.050. 代議員の信任状

9.060. 特別代議員

9.070. 登録料

9.080. 国際大会の定足数

9.090. 信任状委員会

9.100. 選挙人

9.110. 投票委員会

9.120. 役員の選挙

9.130. 国際大会プログラム

9.140. 代議員の座席

9.150. 特別協議会

9.010. 国際大会の時期および場所

理事会は、国際ロータリーの年次国際大会が開催される年の10年前より国際大会の候補日および(または)場所を決定し、その開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

9.020. 国際大会の招集

国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発行され、郵送されなければならない。

9.030. 国際大会役員

国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長、国際大会委員長、ならびに会場監督とする。会長が会場監督を任命するものとする。

9.040. 国際大会代議員

9.040.1. 代議員

すべての代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブを代表するものでなければならない。

9.040.2. 補欠代議員

クラブは、その代議員を選任する場合に、各代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票する票数と同数の投票を行うことができる。

9.040.3. 代議員の交替手続

補欠者が代議員に代わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員を務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの本会議について認めることができる。ただし、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

9.040.4. 委任状による代理者

国際大会でクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、RI定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

9.050. 代議員の信任状

すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者が投票するには、これらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

9.060. 特別代議員

RIの各役員および現在もクラブで会員身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

9.070. 登録料

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

9.080. 国際大会の定足数

9.080.1. 定足数

全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会における定足数とする。

9.080.2. 定足数の不足

本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内は、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

9.090. 信任状委員会

会長は、国際大会閉会までに信任状委員会を任命するものとする。同委員会は、5名より少ない委員会であってはならない。

9.100. 選挙人

正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

9.110. 投票委員会

9.110.1. 任命と任務

会長は、国際大会において選挙人の中から投票委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める少なくとも5名の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。

9.110.2. 役員の選挙の通知

会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は、国際大会の第1回本会議で行うものとする。

9.110.3. 委員会の報告

投票委員会は、投票の結果を速やかに大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、大会が別段指示した場合を除き、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。

9.120. 役員の選挙

9.120.1. 投票権を有する選挙人

選挙人は、選挙される各役員に対して1票を投じる権利を有する。

9.120.2. 投票

すべての役員の選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミネーがただ1名の場合、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミネーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。

9.120.3. 過半数の投票

前述の各役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミネーがそれぞれ当該役職

の当選者として宣言されるものとする。必要な場合には、第2選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。

9.120.4. 国際大会へのノミネー名の提出

正規の手続を経てRI会長、理事、ガバナー、RIBI会長、副会長、名誉会計に指名されたノミネーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。

9.130. 国際大会プログラム

国際大会委員会が報告し、理事会によって承認されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、理事会の3分の2の投票によって国際大会中に変更することができる。

9.140. 代議員の座席

投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。

9.150. 特別協議会

国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、どの国または国々のためにこのような特別協議会が開催されるかを随時決定し、大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めてこれを公表しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。

第10条 役員の指名と選挙 一般規定

10.010. 最適任のロータリアン

10.020. 役員の指名

10.030. 資格条件

10.040. 指名される資格がない人

10.050. 役員の選挙

10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.070. 選挙審査手続

10.010. 最適任のロータリアン

RIの被選役職における職務には、最適任のロータリアンが選ばれるものとする。

10.020. 役員の指名

RI会長、理事、ガバナーの指名は、指名委員会とクラブによって行われるものとする。

10.030. 資格条件

RI役職の候補者または被指名者は、すべて、瑕疵なきクラブの会員でなければならない。

10.040. 指名される資格がない人

10.040.1. 指名委員会

現実に指名委員に選ばれる選ばれないにかかわらず、指名委員会の委員となることに書面で同意した者、その補欠者、指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委

員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会を選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はないものとする。

10.040.2. ロータリー職員

クラブ、地区、またはRIの常勤、有給の職員は、事務総長の役職を除き、選挙を要するRIのいかなる役職にも就けないものとする。

10.050. 役員選挙

RIの役員は、本細則第6.010.節と第9.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

ロータリーの被選役職における職務に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動、あるいは別の活動によって、肯定的、否定的を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりに人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他（電子メディアや電子通信手段を含む）を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

10.070. 選挙審査手続

10.070.1. 不服申し立て

RI被選役職の選出手続きまたはRI選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたはRI現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後21日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区またはゾーンの会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

10.070.2. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来のRI役職、あるいは、その両方について候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格とするには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定めるRI役職に一定期間適用される。理事会は、第10.060節に反したロータリアンに対し、公正とみなされる措置を講じることができる。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。

10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

- (a) 地区の選出したガバナーノミニニーについて、過去5年以内に、第10.070.1.項に基づく不服申し立てが2件以上あり、RI理事会が過去5年以内に2件以上の不服申し立て

を支持し、RI細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を取ることができる。

1. ノミニーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する元ガバナー1名をガバナーとして選出する。
2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行ったガバナー、ガバナーエレクト、あるいはガバナーノミニーを解任する。
3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現RI役員または元RI役員は、現RI役員または元RI役員とみなされなくなるものとする。

- (b) 地区の選出したガバナーノミニーについて、過去5年以内に、3件以上の不服申し立てが出ており、RI理事会が過去5年以内に3件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。

第15.010.節の規定は本項に適用されないものとする。

10.070.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告

選挙による役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したと署名する申告欄が含まれていなければならないものとする。

10.070.5. 選挙審査手続の完了

ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、またはRI選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、将来、理事会により定められた期間、RIにおけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。理事会は、選挙審査手続に従うことかつ完了することを怠ったクラブを、機能していないクラブとみなし、適切な措置を取ることができる。

第11条 会長の指名と選挙

- 11.010. 会長の指名
- 11.020. 会長指名委員会
- 11.030. 会長指名委員の選挙
- 11.040. 委員会の職務遂行手続
- 11.050. 委員会による指名
- 11.060. 委員会の報告
- 11.070. クラブによる追加指名
- 11.080. 第11.070.節に規定されていない不測の事態
- 11.090. 国際大会への指名の提出
- 11.100. 郵便投票

11.010. 会長の指名

元会長または理事会の現メンバーを会長に指名することはできない。

11.020. 会長指名委員会

11.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、RI理事指名のために設けられた34のゾーンから選挙された17名の委員によって構成されるものとする。これらの委員は、以下のように選挙されるものとする。

- (a) 偶数の年には、各奇数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。
- (b) 奇数の年には、各偶数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

11.020.2. RIBIからの委員

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーン内の委員1名は、RIBI審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBIの幹事が事務総長に対して書面で証するものとする。

11.020.3. ゾーン内のクラブの会員

各委員は、本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。

11.020.4. 指名される資格がない人

会長、会長エレクト、元会長は、いずれも指名委員となる資格がないものとする。

11.020.5. 資格要件

この指名委員会の委員はいずれもRIの元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第16.010.節、第16.020.節、および第16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員を少なくとも1年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。会長指名委員会委員を務める意思のある候補者が2名までしかいない場合を除き、いかなるロータリアンも、3回を超えてこの委員会の委員を務めないものとする。

11.030. 会長指名委員の選挙

11.030.1. 資格のある候補者への通知

事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵送するものとする。その書簡は3月1日から15日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと4月15日までに事務総長に通知するように要請する。4月15日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

11.030.2. ゾーン内に適格の理事が1人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事がゾーンから1人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

11.030.3. ゾーン内に適格の理事が2人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

11.030.3.1. 投票用紙の準備

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

11.030.3.2. 投票用紙の書式

事務総長は、5月15日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入の上、6月30日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

11.030.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.030.5. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は7月10日までに開かれるものとする。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。

11.030.6. 委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員として公表されるものとする。ゾーンで第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。補欠委員は、選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンにおいて、最高得票が同数となった場合、同数となった候補者の1人を理事会が指名委員会委員または補欠委員に任命するものとする。

11.030.7. 欠員

ゾーンから出た委員に欠員が生じた場合は、1月1日現在そのゾーンの委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい元理事が、そのゾーンからの指名委員会の委員となるものとする。

11.030.8. 任期

委員の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。委員の任期は1年間とする。委員の補欠者が委員会委員に代わった場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その委員を務めるものとする。

11.030.9. 細則に規定されていない欠員

前述の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、その欠員を補充する委員を任命するものとする。委員は、なるべく欠員が生じたそのゾーン内のクラブから任命されるものとする。

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.1. 委員の氏名の通知

事務総長は、委員会委員の選出後1カ月以内に、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知しなければならない。

11.040.2. 委員長の選出

委員の中から委員長を選挙しなければならない。その選出は委員会を開いたときに行う。

11.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、毎年、5月1日から5月15日の間に、会長を務める資格を有するロータリアン全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、かかるロータリアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、6月30日までに事務総長に通知するように要請する。6月30日までに事務総長に返答しないこれらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したロータリアンに提出するものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

11.050.2. 委員会

委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。すべての候補者に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の機会が与えられるものとする。

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。ただし、委員会の行う会長ノミネーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも10名の投票がそのノミネーを支持する票であることを要する。

11.050.4. 会長ノミネーの辞任と新ノミネー選出手続

会長ノミネーが就任できなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミネーを当該年度の会長に指名または選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミネーとして選出しなければならない。このような場合、次の手続を踏むものとする。

11.050.4.1. 委員会手続

委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わって直ちに手続を開始する権限を与えるものとする。

11.050.4.2. 委員会の投票手続

このような手続には、郵便もしくは他の迅速な通信手段、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催などがありうる。

11.050.4.3. 対抗候補者

前述の、指名委員会が改めて会長ノミネーを選出しなければならないような場合には、クラブは、対抗する会長ノミネーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数を、理事会により与えられるものとする。対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第11.070.節の規定に従うものとする。

11.050.4.4. 細則に規定されていない不測の事態

委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。

11.060. 委員会報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后10日以内に、委員長が事務総長に対して書式で証されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知しなければならない。

11.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名することができる。

11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第11.040.3.項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したために対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当該年度の10月1日までに完了しなければならない。

11.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を10月1日直後に用意するものとする。

11.070.3. 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

11月15日の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日現在RIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーン以外のクラブ以外から寄せられなければならない）を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミネーは、第11.100.節の規定に従って投票に付されるものとする。11月15日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

11.070.5. 支持の有効性

第11.100.1.項に規定されている投票委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告する。この投票委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱くべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告しなければならない。会長は、何らかの発表をする前に、RI選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を判定させるものとする。その判定後に投票委員会が会長に報告するものとする。

11.080. 第11.070.節に規定されていない不測の事態

第11.070.節の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会の取るべき措置を決定するものとする。

11.090. 国際大会への指名の提出

11.090.1. 会長ノミニーの氏名を選挙のため国際大会へ提出

事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミニーは、郵便投票が行われない場合、選挙後、次の暦年の7月1日に就任するものとする。

11.090.2. 会長エレクトの空席

会長エレクトに空席が生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるために指名される者の氏名を選挙のため国際大会に提出するものとする。指名される者には、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要な場合は、第11.080.節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。

11.100. 郵便投票

会長選挙が第11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、その手続は次のように行われる。

11.100.1. 投票委員会

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

11.100.2. 投票用紙の書式

投票委員会は投票用紙を用意する。単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を列記する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

11.100.3. 投票用紙の郵送

投票委員会は、次の2月15日までに、投票用紙が各クラブに郵送されるようにしなければならない。この投票用紙は、投票を記入して4月15日までにRI世界本部内の投票委員会に必着するよう返送する旨指示して郵送しなければならない。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

11.100.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ご

とに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.100.5. 投票委員会の会合

投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。会合は4月20日までに開かなければならない。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書面で証さなければならない。

11.100.6. 投票の集計

過半数の票を獲得した候補者が、会長エレクトとして公表されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

11.100.7. 会長エレクトの発表

会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

11.100.8. 同数の場合

郵便投票で得票数が同数となった場合、次の手続を踏むものとする。同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が会長エレクトとして公表される。同数となった候補者のいずれも指名委員会選出の人でない場合は、理事会が、その1人を会長エレクトに選ぶものとする。

第12条 理事の指名と選挙

12.010. ゾーン制の理事の指名

12.020. 指名委員会手続による理事ノミネーと補欠の選出

12.030. 郵便投票手続

12.040. RIBI役員の指名

12.010. ゾーン制の理事の指名

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

12.010.1. ゾーンの数

世界を34のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアン数がおおよそ等しくなるようにする。

12.010.2. 指名日程

各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年おきにゾーン内のクラブ会員から1名の理事を指名するものとする。

12.010.3. ゾーン境界

ゾーンの当初の境界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。

12.010.4. ゾーン境界の定期的見直し

理事会は、少なくとも8年に1度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

12.010.5. ゾーン再編成

ゾーン構成の改正は、理事会がこれを行うことができる。

12.010.6. ゾーン内のセクション

ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。RIBIのクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

12.010.7. RIBIのゾーンからの理事

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンや、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションの理事1名は、そのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって選挙されるか、またはRIBI審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、選挙されるものとする。このようなノミニーの氏名はRIBIの幹事から事務総長に書式で証されるものとする。

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.1. 指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンや、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、RIBI内の地区とRIBI外の地区の両方を含むゾーンを除き、ゾーン全域から集めるものとする。ただし、ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の各セクションの地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、セクションからの選出に同意したなら、理事を指名するセクション内の地区から指名委員を選出するものとする。

指名委員会の選出について、このような同意が効力を有するためには、まず、選出前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨書式で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になる。しかし、ゾーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書式で証さない限り、この同意は効力を有し続けるものである。

12.020.2. RIBI内のセクションとRIBI外のセクションを含むゾーンの指名委員会手続

RIBI内にあるセクションとRIBI外にあるセクションを含むゾーンにおいては、理事ノミニーとその補欠は、RIBI外のセクションで指名委員会手続により選出するものとする。RIBI外のセクションの指名委員会は、そのセクションから選ばれるものとする。

12.020.3. 指名委員会の構成

指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパストガバナーでなければならない。このような委員は、委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件の一部または全部を免除することができる（この決議は次回の指名委員会のみ適用される）。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となる

ことはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

12.020.4. 選挙

第12.020.9.項と第12.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

12.020.5. 推薦

地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員候補者として推薦することができる。ただし、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければならない。クラブは、そのような推薦を書式で証するものとする。この証明には、クラブ会長と幹事の署名が含まれなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、指名委員の選挙に1票を投じることができる。

12.020.6. 指名委員と補欠委員

過半数の票を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

12.020.7. 指名委員として公表された候補者

地区で指名委員に指名された者が1名のみの場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

12.020.8. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合

委員も補欠委員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

12.020.9. 指名委員を郵便投票で選挙

事情により必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。推薦はすべて書面で行い、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせこれを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

12.020.10. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員を郵便投票によって選出することができる。この郵便投票は、第12.020.9項に掲げられている規定に従って、該当年度の5月15日までに実施しなければならない。

12.020.11. 委員を事務総長に報告

指名委員会の委員および補欠委員の氏名は、選出後直ちに、当該年度の6月1日までにガバナーから事務総長に報告しなければならない。

12.020.12. 第12.020.節に定められていない不測の事態

票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

12.020.13. 招集者、会合の日時と場所、議長の選挙

理事と補欠が指名される年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所を指定しなければならない。このような会合は、次の9月15日から30日までの間に開かなければならない。委員会はその会合の際、委員の1人を議長に選ばなければならない。

12.020.14. 委員会へクラブの推薦

7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。事務総長は、そのゾーンまたはセクション内のクラブに対して、そのゾーンからの理事に関してクラブとしての推薦を委員会に提出するよう促すものとする。事務総長は、推薦書の送付先である招集者の住所をクラブに提出しなければならない。この推薦は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出しなければならない。そしてその推薦書には、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる背景情報および最近の写真を含まなければならない。その推薦書が9月1日までに招集者気付で指名委員会のもとに届いている必要がある。

12.020.15. 指名委員会の会合

委員会は、翌9月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。ただし、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも60パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。

12.020.16. 委員会の指名

委員会は当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中から理事と補欠を指名するものとする。このように提出された指名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、求め得る最も有能な人を指名する責任を有する。

12.020.17. 委員会の選出報告

委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後10日以内に事務総長にその報告を提出しなければならない。10月15日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

12.020.18. ノミニーが任務を果たせない場合

委員会の会合において選出された理事ノミニーが任に就くことができない場合、委員会は先に選んだ補欠を自動的に指名するものとする。

12.020.19. 対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のクラブも対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手続を経て採択されたクラブ決議に従って提出するものとする。決議は地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得ていなければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は地区大会または郵便投票で得るものとする。同意は、地区ガバナーが事務総長に対して書式で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、その用意があるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真の添付を必要とする。前述の手続は当該年の12月1日までに完了しなければならない。

12.020.20. 理事ノミネーの公表、郵便投票による選出

事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミネーをそのゾーンからの理事ノミネーとして公表するものとする。その公表は12月15日までに行わなければならない。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の推薦と同意書を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミネーを選ぶことは、第12.030.節に従って郵便投票で行われるものとする。

12.030. 郵便投票手続

第12.020.節の規定により、郵便投票によって理事ノミネーの選出をする場合、その手続は次に規定する通りとする。

12.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。ただし、第12.020.1.項または第12.020.2項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

12.030.2. 投票委員会

会長は、投票を審査し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

12.030.3. 投票用紙の書式

事務総長は、投票用紙（単一移譲式投票の投票による場合には、その様式の投票用紙）を準備する。各投票用紙には、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は、理事会が定めた書式に記載するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

12.030.4. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛に郵送しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送しなければならない。

12.030.5. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

12.030.6. 投票委員会と報告

投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は3月5日までに開催しなければならない。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。

12.030.7. 投票の集計

過半数を得た理事候補者がノミネーとして公表されるものとする。集計に当たっては、補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

12.030.8. 理事ノミネーの発表

会長は、3月10日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミネーの氏名を発表しなければならない。

12.030.9. 同数の場合

理事ノミネーの郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度の郵便投票が必要とされる。事務総長は投票用紙の準備と郵送を監督する。投票用紙には、第1次郵便投票で最高得票を得た候補者たちの氏名を記載する。投票用紙に、候補者の写真と履歴書を添付する。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送しなければならない。この投票用紙は、記入の上、次の5月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送しなければならない。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。そのような会合は5月5日までに開くものとする。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミネーを通知しなければならない。

12.030.10. 期間の延長

特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用される本節の期日を変更できる権限を有するものとする。

12.040. RIBI役員の指名

RIBIの会長、副会長、および名誉会計のノミネーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナーノミネーの選出

13.020. ガバナーの指名手続

13.030. 郵便投票によるガバナーの選出

13.040. 郵便投票の書式

13.050. ガバナーノミネーの証明

13.060. ガバナーノミニーの拒否または一時保留

13.070. 特別選挙

13.010. ガバナーノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書を担うものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の暦年の7月1日に就任するものとする。

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.1. ガバナーノミニーの選出方法

RIBI内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第13.030.節および第13.040.節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、第13.020.13.項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナーノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

13.020.2. ガバナーの指名委員会

ガバナーノミニーの選出に指名委員会の手続きを採用する地区においては、指名委員会は、ガバナーノミニーとして求める最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。ただし、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

13.020.3. 指名委員会手続を採用できなかった場合

ガバナーノミニーの選出のために指名委員会の手続きを採用したにもかかわらず、指名委員を第13.020.2.項に定める通りに選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の5人のパストガバナーを指名委員として起用するものとする。このように構成された委員会は、第13.020.節に従ってその務めを果たすものとする。このようなパストガバナーが5名いない場合、RI会長が、委員の数を5人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

13.020.4. クラブからガバナーノミニーを推薦

指名委員会の手続きによって、または、地区大会においてガバナーノミニーを選出する地区においては、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。指名委員会の手続きが使われる場合、ガバナーが定め、通知した期日までに指名委員会で受理されたクラブからのガバナー候補者の推薦が審議されるものとする。この通知は、推薦書が指名委員会に受理される期日の少なくとも2カ月前に地区内クラブに送付されていなければならない。その通知には、推薦書の送付先が記載されていなければならない。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、自クラブに所属する会員を1名だけガバナーノミニーに推薦できる。

13.020.5. 委員会による最適任のロータリアンの指名

ガバナー指名委員会がその選出を行うに当たっては、その選出の範囲は地区内クラブによって推薦された候補者に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

13.020.6. 指名の公表

指名委員会の委員長は、指名委員会の閉会后24時間以内に、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、指名委員会委員長から通知を受けてから72時間以内に、そのノミネーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

13.020.7. 委員会がノミネーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第13.040.節に規定されているように、郵便投票でガバナーノミネーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第15.050.節に従って地区大会でガバナーノミネーを選ぶものとする。

13.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、前にクラブがガバナー指名委員会に対してガバナーノミネーの候補者を推薦した場合に限り、その候補者を対抗候補者として推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、ガバナーによるガバナーノミネー選出公表から14日以内とする。

13.020.9. 対抗候補者の支持

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者を支持する場合、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の5つのクラブ（当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ）、もしくは当該年度初めにおけるクラブ（当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ）総数の10パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。クラブは、対抗候補者を1名のみ支持するものとする。

13.020.10. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミネーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

13.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から7日以内に、地区内の全クラブにその旨を傳達しなければならない。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで有効であるなら、この傳達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.12. 対抗候補者の指名が有効でない場合

有効な対抗候補者の指名を受け取らなかった場合、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに傳達しなければならない。

13.020.13. 地区大会において投票でガバナーノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとし、そうでない場合は、そのクラブが投じた票は無効とみなされるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。

13.030. 郵便投票によるガバナーの選出

第13.020.1項の下に必要とされる事情がある場合、もしくは理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナーノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

13.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー候補者を推薦するよう公式な要請書を郵送しなければならない。すべての推薦は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名がなければならない。クラブは、ガバナーノミニーの候補者として自クラブに所属する会員を1名のみ推薦することができる。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーのもとに届いている必要がある。ただしその期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が1名のみ場合は投票を要しないものとし、ガバナーはその候補者をガバナーノミニーとして公表するものとする。

13.030.2. 2人以上の候補者がクラブから推薦された場合

候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者一人一人の氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナーノミニー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、各クラブに一枚の投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバナーのもとに届くよう返送する必要がある旨の指示を添付して各クラブに対して1部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定め

る期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。

13.040.1. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

13.040.2. 投票委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、投票委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。投票委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

13.040.3. 過半数または同数の投票

過半数の票を得た候補者が、その地区のガバナーノミネーと宣言されるものとする。選挙で、2人の候補者がそれぞれ50パーセントの票を獲得し、そのうちの1人が指名委員会のノミネーである場合、指名委員会のノミネーがガバナーノミネーとして発表されるものとする。かかる2人の候補者のいずれも指名委員会のノミネーでない場合、ガバナーが2人のうちいずれか一方をガバナーノミネーとして選出するものとする。

13.040.4. 投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したら、直ちに、開票結果を、ガバナーに報告しなければならない。報告書には、各候補者の得票数も記載しなければならない。ガバナーは開票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。投票委員会は、ガバナーから候補者に開票結果が告げられてから15日間、投じられた票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

13.050. ガバナーノミネーの証明

ガバナーは、ノミネーの宣言後10日以内に、ガバナーノミネーの氏名を事務総長に対して書式で証するものとする。

13.060. ガバナーノミネーの拒否または一時保留

13.060.1. 資格条件に欠ける場合

所定の資格条件に欠けるガバナーノミネーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

13.060.2. 指名の一時保留

ガバナーノミニーから署名のある声明書を受理したにもかかわらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由が理事会にあれば、理事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨をガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。ノミニーは、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することに言及した申し立てを、ガバナーと事務総長を通じて、理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

13.060.3. ノミニーを拒否

ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合は、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告しなければならない。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナーノミニーをもう1度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナーノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは第13.070.節の規定に従って選出されるものとする。

13.070. 特別選挙

地区がガバナーノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナーノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出できなかった場合、ガバナーが、第13.020.節に従って指名手続を再度踏むものとする。同様に、国際大会において地区がガバナーノミニーを選出したが、ノミニーが国際協議会の少なくとも3カ月前までに資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、ガバナーは、第13.020.節から始まる指名手続きを再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナーエレクトとして選挙するものとする。その後、ガバナーエレクトが資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、理事会が、第15.070.節の資格条件を備えたロータリアンを空席の役職に選挙するものとする。ただし、ガバナーエレクトもしくはガバナーノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合に、その後継者の選挙手続が地区により正式に完了している場合には、定められた通り国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席の役職に就くものとする。

第14条 管理上の集団と管理上の地域単位

14.010. 理事会の権限

14.020. 監督

14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

14.010. 理事会の権限

正式に設立された地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

14.020. 監督

地理的に隣接する2つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる管理のほか、他の管理方法を理事会が追加設定することができる。理事会は、そのような管理の設定に当たって、理事会が適切と考える手続規則を定めなければならない。この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

RIBIに所在するクラブは、RIの管理上の地域単位として組織、運営されるものとする。RIBIは、RIの規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBIはまた、RIBI内において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI地区編成委員会としての役割を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RIの財務事項を処理するものとする。

14.030.1. RIBIの定款

RIBIの定款は、常にRI定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。RIとRIBIの定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。

14.030.2. RIBIの定款の改正

その権限、目的、機能の遂行における域内管理について規定したRIBI定款の規定は、規定審議会の承認を得てRIBI年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RIの規定審議会がRI組織規定を改正した場合、RIBIの定款および細則をRI組織規定と一致させるために必要な改正は、RIBIの定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

14.030.3. RIBIの細則の改正

RIBIの細則は、RIBIの定款またはRIの組織規定に定める通りに改正することができる。このような改正は、RIBIの定款およびRIの組織規定と矛盾してはならないものとする。

第15条 地区

- 15.010. 創設
- 15.020. 地区研修・協議会
- 15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- 15.040. 地区大会および地区決議会
- 15.050. 地区大会および地区決議会での投票
- 15.060. 地区の財務
- 15.070. ガバナー/ノミニーの資格条件
- 15.080. ガバナーの資格条件
- 15.090. ガバナーの任務
- 15.100. RIBIのガバナーの任務
- 15.110. 解任
- 15.120. 地区の郵便投票

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、境界に関わりなくいかなる地区にもEクラブを割り当てることができる。理事会

は、クラブ数が33未満あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が33以上あるいはロータリアンの数が1,100名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手續を規定するものとする。

15.010.1. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

15.020. 地区研修・協議会

多地区合同で開催することもできる地区研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つロータリークラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および（または）増強し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナーエレクトが地区研修・協議会に対し責任を持つものとする。地区研修・協議会は、ガバナーエレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。特別な事情があれば理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会を開催することを認可できる。地区研修・協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度に重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブの会員である。

15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

理事会が決定した通り地区内のクラブ会長エレクトを指導し、研修を行うために、PETSを開くものとするが、多地区合同のPETSでも差し支えない。PETSは、毎年、なるべく2月または3月中に開くものとする。ガバナーエレクトがPETSに対し責任を持つものとする。PETSは、ガバナーエレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。

15.040. 地区大会および地区決議会

15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。また、地区はガバナーが決定した時と場所で地区決議会を開催することができるが、その場合は、21日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。

15.040.2. 開催地の選択

ガバナーノミニーが選出され、事務総長に対してこれが書式で証されたならば、そのガバナーノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができる。その開催地は、そのガバナーノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。理事会の承認を得て、地区は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数との投票によって、当該ガバナーノミニーがガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかる大会開催地の投票を行うものとする。

15.040.3. 地区大会および地区決議会の決定

地区大会および地区決議会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。ただしこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿うものでなければならない。各地区大会および地区決議会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

15.040.4. 地区大会幹事

ホストクラブの会長と相談の上、ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は、大会の計画を策定し、大会記録の作成についてガバナーに協力することである。

15.040.5. 地区大会報告

地区大会終了後30日以内にガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、書面によって、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

15.050. 地区大会および地区決議会での投票

15.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次地区大会および地区決議会（開催される場合）に送るものとする。会員数が25名以上のクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が1票を投じるためには地区大会または地区決議会に出席しなければならない。

15.050.2. 地区大会および地区決議会の投票手続

地区大会または地区決議会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナーノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙、ならびに地区の1人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地区決議会に提出されたその他の案件のす

べてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会または地区決議会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙のために投票をする際に、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移譲式投票を必要とする、または用いる投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

15.050.3. 委任状による代理者

クラブは、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、自分が代理する欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

15.060. 地区の財務

15.060.1. 地区資金

各地区は、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。

15.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調達されるものとする。1人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 地区研修・協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。ただし、会長エレクトが標準クラブ定款の第10条第5節の(c)項に従ってガバナーエレクトによって地区研修・協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。
- (b) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。
- (c) 地区の裁量により、地区の会長エレクト研修セミナーに出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。ただし、標準クラブ定款第10条第5節(c)に従い、会長エレクトがガバナーエレクトから出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。

15.060.3. 地区の1人当りの賦課金

地区の1人当りの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。そうした負担金の未払が6か月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。

15.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3か月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この検査は、地区大

会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれが行うことができる。地区監査委員会による検査を行う場合、委員会は、

- (a) 少なくとも3人の委員から構成されなければならない。
- (b) すべての委員は正会員でなければならない。
- (c) 少なくとも1名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくてはならない。
- (d) ガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員がその就任年度に監査委員会に携わることを認めない。
- (e) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。

この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

- (a) 地区のすべての資金源 (RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
- (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定されたロータリー財団の資金。
- (d) すべての地区委員会の金銭的取引。
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての金銭的取引。
- (f) 地区資金のすべての支出。
- (g) RIからガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。

15.070. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

15.070.1. 暇疵なきロータリアン

本人が地区内の機能しているクラブの暇疵なき会員であることを要する。

15.070.2. 完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

15.070.3. クラブの元会長であること

クラブ会長を全期務めたことのある者、または加盟認証日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。ただし、この期間は最低6カ月間とする。

15.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力

第15.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

15.070.5. 資格条件を満たしていることを証明

ロータリアンは、細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあるということを明記するものとする。

15.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたは複数のロータリークラブで通算7年以上会員であり、さらに前述の第15.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任、次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (a) 新クラブの結成。
- (b) 既存クラブの強化助成。
- (c) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
- (d) プログラムへの参加と寄付に関してロータリー財団を支援すること。
- (e) クラブ間およびクラブとRIの間の良好な関係を促進すること。
- (f) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (g) 年度を通じて個々のクラブの例会あるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下の目的を果たすため、できる限りガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶ。
 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 3. ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。
 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。
 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (h) 地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。

- (i) 会長または理事会の要請があれば、速やかにRIに報告を提出すること。
- (j) ガバナーエレクトに対して、選出後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策を提案すること。
- (k) 地区における指名および選挙が、RI定款と細則、および既定のRIの方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
- (l) 地区内で運営されているロータリアンのグループ（友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど）の活動について定期的に尋ねること。
- (m) 地区で保存すべき文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (n) RI役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

15.100. RIBIのガバナーの任務

RIBIのガバナーの任務は、審議会の指示の下に、RIBI定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかにRIに報告しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

15.110. 解任

ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由があるときには、会長は、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30日以内に釈明するよう勧告するものとする。30日以内に、当該ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかつたときは、会長がガバナーを解任できる。本節の下に解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされない。

15.120. 地区の郵便投票

細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区研修・協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。この郵便投票は、第13.040.節の手続にできる限り沿った方式で行うものとする。

第16条 委員会

- 16.010. 定数と任期
- 16.020. 委員
- 16.030. 会合
- 16.040. 特別委員会
- 16.050. 任期
- 16.060. 委員会の幹事
- 16.070. 定足数
- 16.080. 通信による議事の処理
- 16.090. 権限
- 16.100. 戦略計画委員会
- 16.110. 監査委員会
- 16.120. 運営審査委員会

16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RIにとって最も有益であると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1) コミュニケーション：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2) 定款細則：3名の委員から成り、毎年、任期3年で1名ずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3) 国際大会：6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4) 地区編成：3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5) 選挙審査：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6) 財務：8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7) ローターアクト・インターアクト：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

16.020. 委員

本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべてのRI委員会の職権上の委員である。

16.030. 会合

本節に別段の規定ある場合を除いて、委員会と小委員会は、会長の決めた時と場所で、通知を受けた上で、会合を開くものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数を満たしている会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

16.040. 特別委員会

第16.010.節から第16.030.節までの規定は、指名委員会または細則第16.100.節から第16.120.節の下に結成された委員会には適用されない。

16.050. 任期

いずれの者も3年を超えてRIの同一委員会の委員を務めることは許されない。ただし本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。ある委員会に既に3年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアドホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

16.060. 委員会の幹事

本細則によって、あるいは委員会設置に当たって、理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

16.070. 定足数

委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。ただし、

本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

16.080. 通信による議事の処理

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、適切な通信方法によって処理することができる。ただし、本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。

16.090. 権限

すべての委員会の運営および活動は、5.040.2.項に準じて、理事会の管理と監督に従うものとする。会長指名委員会の会長ノミニーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。ただし、本細則第10.060.節および第10.070.節に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄するものとする。

16.100. 戦略計画委員会

理事会は、6名から成る戦略計画委員会を任命するものとする。そのうち4名の委員は6年任期を1期務め、3年毎に2名ずつ任命されるものとする。残りの2名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、元会長であってはならない。戦略計画の立案、RIプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長またはRI理事会が決定する時および場所において、通知の上、会合を開くものとする。戦略計画委員会は、理事会による検討のために戦略計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務の遂行にあたっては、戦略計画を見直し、理事会に提案を行うために、少なくとも3年に一度はロータリアンとロータリークラブを対象に調査を行い、また理事会が指定するその他の任務を遂行するものとする。戦略計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。

16.110. 監査委員会

理事会は、7名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される3名の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される2名の現職のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される2名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーでもロータリー財団管理委員でもないものとし、3年ごとに1名ずつ任命され、6年任期を1期務めるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RIとロータリー財団の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるものとする。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

16.120. 運営審査委員会

理事会は、6名の委員から成る運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、毎年1名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長またはRI理事会が決定する時および場所において、通知後、会合を開くものとする。また、理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営、管理手続、経営基準、その他必要に応じて運営上の事項の有効性と効率性など（ただしこれだけに限定されるものではない）の運営事項を審査することができる。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

第17条 財務事項

- 17.010. 会計年度
- 17.020. クラブ報告
- 17.030. 会費
- 17.040. 支払時期
- 17.050. 予算
- 17.060. 5カ年財務見通し
- 17.070. 監査
- 17.080. 報告

17.010. 会計年度

RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

17.020. クラブ報告

毎年7月1日および1月1日に各クラブは、同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送付されなければならない。証明されたクラブ報告は、クラブ会員に配布されるものとする。

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにRIに人頭分担金を支払うものとする。2013-14年度には半年ごとに米貨26ドル50セント、2014-15年度には半年ごとに米貨27ドル、2015-16年度には半年ごとに米貨27ドル50セント、2016-17年度以降には半年ごとに米貨28ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.2. 追加会費

各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払わなければならない。クラブがRIに支払うべき会費の最低額はないものとする。臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議

会その他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

17.030.3. 会費の返還または減免

理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブの人頭分担金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。

17.030.4. RIBIの支払う会費

RIBI内の各クラブは、RIの代行者としての、RIBIを通じて第17.030.1.項の規定する人頭分担金をRIに支払わなければならない。RIBIは、第17.030.1.項に従って決定されたRI人頭分担金の半分を保有し、その残りをRIに送金するものとする。

17.030.5. 支払額の調整

ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、RIに対する債務を支弁するために、本国通貨を過剰に支払わなければならない場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

17.040. 支払時期

17.040.1. 人頭分担金の支払期日

毎年7月1日および1月1日を会費支払期日とし、第17.030.1.項に定められた基準に基づいて支払うものとする。ただし、第17.030.2.項の下に支払う会費は、7月1日を支払期日とし、支払うものとする。

17.040.2. 比例人頭分担金

クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、会費を支払う次の半期が始まるまで比例人頭分担金を支払うものとする。会員となってから丸1か月ごとに支払うべき額は、人頭分担金の12分の1とする。しかし、比例人頭分担金は、第4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする。比例人頭分担金は7月1日と1月1日に支払うものとする。この人頭分担金は、規定審議会だけが変更できる。

17.040.3. 通貨

会費は米国通貨をもってRIに支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

17.040.4. 新クラブ

クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

17.050. 予算

17.050.1. 理事会の採択

毎年、理事会は、次の会計年度に対するRIの収支予算を採択しなければならない。総支出の予算額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

17.050.2. 予算の改訂

このような予算は、理事会がいつでも改訂できる。ただし、総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならない。

17.050.3. 予算支出

RIの資金は、いかなる費用であっても、理事会承認の予算の範囲内でなければ、支払ってはならない。事務総長は、本項への準拠を施行する義務と権限を持つものとする。

17.050.4. 収入見積額を超える支出：非常事態と不測の事態

理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、理事会は、RIの純資産を上回る負債を生じるような支出を招いてはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告した上、次の国際大会で報告するものとする。

17.050.5. RIの年間予算の公表

第17.050.1項の規定に従って採択したRI予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリークラブに周知させるものとする。

17.050.6. 収入見積額を超える支出：一般剰余金

第17.050.4項の規定にかかわらず、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去3年間における年間支出最高額の85パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余資金がその85パーセントレベルの100パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告した上、次の国際大会で報告するものとする。

17.060. 5カ年財務見直し

17.060.1. 5カ年財務見直しを毎年見直す

毎年、理事会は、5カ年財務見直しを審議するものとする。その見直しには、RIの総収入と総支出の予測を記載するものとする。その見直しには、RIの資産と負債と残高の予測も記載するものとする。

17.060.2. 5カ年財務見直しを規定審議会に提出

財務見直し5カ年財務見直しは、財務に関する立法案の背景情報として理事会から規定審議会に提出されるものとする。

17.060.3. 5カ年財務見直しの最初の年は規定審議会開催年

財務見直し5カ年財務見直しの第1年目は、規定審議会が開かれている年度とする。

17.060.4. ロータリー研究会における5カ年財務見直しに関する説明発表

5カ年財務見直しは、討議に付すために各ロータリー研究会において理事または他の理事会の代理が説明発表するものとする。

17.070. 監査

理事会は、少なくとも年1回RIの監査を行う。このような監査は、免許を持つ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県において一般にその権威を

認められている監査人が実施する。事務総長は理事会の要求があればいつでも、帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

17.080. 報告

会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべての経費、ならびに会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、各役職ごとに明記されるものとする。なお、この報告には、会長室に支払われたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、RI年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第17.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第17.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と10パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を入手できるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも30日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

第18条 名称と徽章

18.010. RIの知的所有権の保全

18.020. RIの知的所有権の使用の制限

18.010. RIの知的所有権の保全

理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

18.020. RIの知的所有権の使用の制限

RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることはRIの承認しないところである。

第19条 その他の会合

19.010. 国際協議会

19.020. ロータリー研究会

19.030. 元会長審議会

19.040. 会議運営手続規則

19.010. 国際協議会

19.010.1. 目的

毎年国際協議会を開催するものとする。その目的は、ガバナーエレクトに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているエレクトや他の人に、次年度のロータリープログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

19.010.2. 時と場所

理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログ

ラム決定の責務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は2月15日前に開催されなければならない。理事会は、国際協議会開催地を選ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

19.010.3. 参加者

国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる：会長、理事、会長ノミネー、理事エレクト、理事ノミネー、事務総長、ガバナーエレクト、RIBI役員ノミネー、RI各種委員会委員長、およびその他理事会の指定する者。

19.010.4. 特別、または局地的、協議会

非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上のこのような特別協議会もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

19.020. ロータリー研究会

会長は、情報提供のための年次会合であるロータリー研究会の開催を許可することができる。ロータリー研究会には、RIの元、現ならびに次期役員、また招集者によって招待されたその他のロータリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。

19.030. 元会長審議会

19.030.1. 構成

クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

19.030.2. 役員

直前会長のすぐ前の元会長を審議会の議長とし、さらに直前元会長をその副議長とする。事務総長は、元会長審議会の幹事となるが審議会のメンバーではない。

19.030.3. 任務

元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。

19.030.4. 会合

会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言が必要であると考えられる場合、元会長審議会を招集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が付託した事項を議題として審議するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を発表しない限り、この報告を公表してはならない。

19.030.4.1. 国際大会および国際協議会での会合

元会長審議会は、年次国際大会および（または）国際協議会において会合を開くものとする。

19.040. 会議運営手続規則

あらゆるロータリーの会議、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくはRI採用の特別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、当該会合の議長

が決定するものとする。このような手続上の問題については、公正さを基本として配慮する。ただし、提訴は認められるものとする。

第20条 機関雑誌

20.010. 機関雑誌出版の権限

20.020. 購読料

20.030. 雑誌の購読

20.010. 機関雑誌出版の権限

理事会は、RIの機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RIの目的とロータリーの目的の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。

20.020. 購読料

20.020.1. 購読料

各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、雑誌を合同で購読する選択肢がある。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わってRIに送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで電子版の雑誌を受け取るかを選択できるものとする。

20.020.3. 雑誌収入

年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある場合を除き、年度末にRIの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブならびにEクラブの各会員が、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員である限り、その購読を続けなければならない。各会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選ぶものとする（電子版が発行されている場合）。

20.030.2. 購読義務免除

会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

第21条 ロータリーのウェブサイト

理事会はRIのウェブサイトを開設し、維持する責任がある。このウェブサイトはロータリーのウェブサイトと称され、理事会が承認した複数の言語で開かれるものとする。このウエ

ブサイトの目的は理事会がRIの目的とロータリーの目的を推進するのを助けることである。RI、地区、およびクラブは適切な言語によるウェブサイトを持続するよう強く奨励され、可能な場合、こうしたウェブサイトにもロータリーのウェブサイトへのリンクを設けるものとする。

第22条 ロータリー財団

22.010. 財団の目的

22.020. 管理委員会

22.030. 管理委員の任期

22.040. 管理委員の報酬

22.050. 管理委員会の経費

22.060. 管理委員会の報告

22.010. 財団の目的

RIのロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得て改正できるが、そのほかの方法はない。

22.020. 管理委員会

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した15名の管理委員がいなければならない。各管理委員は就任する前の年度に選出される。管理委員のうち4名は、RIの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

22.020.1. 管理委員の空席

管理委員に空席が生じた場合、残存期間を埋める新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。

22.030. 管理委員の任期

管理委員の任期は4年とする。管理委員は再任することができる。

22.040. 管理委員の報酬

管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

22.050. 管理委員会の経費

管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、財団資産から支出する。ただし、次の2種類の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。(1) 財団の管理運営に必要な経費。(2) 財団への贈与または遺贈の条件により定められた通り、収益または元金からの支出。

22.060. 管理委員会の報告

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものとする。財団の年次報告は、各役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

第23条 補償

理事会は、RI理事、役員、従業員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

第24条 仲裁および調停

24.010. 意見の相反

24.020. 調停または仲裁の期限

24.030. 調停

24.040. 仲裁

24.050. 仲裁人または裁定人の決定

24.060. 調停または仲裁の費用

24.010. 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、ロータリークラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RI、またはRI役員との間に意見の食い違いが起こり、友好的に解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が論争当事者のいずれかによって拒否された場合は、仲裁によって解決されるものとする。調停や仲裁の要請は、論争が起きてから60日以内に行うものとする。

24.020. 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから90日以内に、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

24.030. 調停

調停の手続きは、理事会により定められるものとする。論争当事者のいずれかが、事務総長または調停のために事務総長によって任命されたほかの者に、論争当事者が所属するクラブ以外のロータリークラブ会員で、適切な調停技能と経験を有する者を調停人として指名するよう要請できるものとする。

24.030.1. 調停の結果

調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、事務総長がそれを保管するものとする。両論争当事者への通知として、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は事務総長を通じて、さらに調停を要請することができる。

24.030.2. 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第24.040節に定める仲裁に訴えることができる。

24.040. 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人には、論争当事者の所属するロータリークラブ以外のロータリークラブ会員のみが指定されることができる。

24.050. 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは、両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

24.060. 調停または仲裁の費用

論争解決にかかる費用は、調停または仲裁にかかわらず、調停人または裁定人による別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく負担するものとする。

第25条 改正

本細則は第7.060.節の臨時審議会の規定を除き、審議会に出席し投票した人の過半数によってのみ改正することができる。

標準ロータリークラブ定款

条	題目	頁
1	定義	201
2	名称.....	201
3	クラブの所在地.....	201
4	目的.....	202
5	五大奉仕部門.....	202
6	会合	202
7	会員身分.....	203
8	職業分類.....	205
9	出席	205
10	理事および役員.....	207
11	入会金および会費.....	208
12	会員身分の存続.....	209
13	地域社会、国家、および国際問題	212
14	ロータリーの雑誌	212
15	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	212
16	仲裁および調停.....	212
17	細則	213
18	解釈の仕方.....	213
19	改正	213

ロータリークラブ定款*

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称 (1つを選択する)

本会の名称は、 _____
_____ ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

または

本会の名称は、 _____
_____ ロータリーEクラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

(a) 本会の衛星クラブ (該当する場合) の名称は、
_____ ロータリー衛星クラブ
(_____ ロータリークラブの衛星クラブ) とする。

第3条 クラブの所在地域 (1つを選択する)

本クラブの所在地域は、次の通りとする。 _____

または

本Eクラブの所在地域は、(全世界) _____ とし、ウェブのwww. _____ 上にある。

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している。

第4条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(第6条のうち1つを選択する)

□ 第6条 会合

第1節 一 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。
- (d) 衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（b）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（c）に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

第2節 一年次総会。

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
- (b) 衛星クラブ（該当する場合）は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

または

□ 第6条 会合（Eクラブ）

第1節 例会。

- (a) 日。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 一年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。
- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

第5節 — 衛星クラブの会員。 衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第6節 — 二重会員。 同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第7節 — 名誉会員。

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第8節 — 公職に就いている人。 一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任

命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第9節 — RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

(第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

または

第1節 — 一般規定 (Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
 - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
 - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 一 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 一 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 一 RI役員欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 一 出席の記録。本条第3節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 一 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 一 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 一 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 一 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 一 役員選挙。

- (a) 会長を除く役員任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営（該当する場合）。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長（chairman）であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にロ

ローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 一 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
 - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 一 終結 一 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 一 終結 一 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達していないか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分に認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案

件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であつて、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 一 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 一 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 一 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 一 ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 一 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 一 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第15条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 一 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のため

に規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 一 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 一 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 一 仲裁。仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

第5節 一 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 一 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定められているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正。定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

推奨ロータリークラブ細則

条	題目	頁
1	定義	217
2	理事会	217
3	選挙と任期	217
4	理事会の任務	218
5	会合	218
6	入会金と会費	218
7	採決の方法	219
8	委員会	219
9	財務	219
10	会員選挙の方法	219
11	決議	220
12	改正	220

ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

注：本細則は推奨にすぎない。クラブ細則は、クラブの慣習と手続きを盛り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するものとして使用すべきである。RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典と矛盾しない限り、クラブの現在の慣行を反映させてクラブ細則を変更できる。クラブはまた、投票の定足数をどのように定義するかを決定できる。クラブが含まなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されている。

本推奨ロータリークラブ細則では、「奉仕部門」と「出席義務規定の免除」が削除されている（両項目は標準ロータリークラブ定款に記載されている）。また、クラブにさらなる柔軟性を与えるため、「議事の順序」も削除されている。例会議事については、クラブリーダー用の要覧と手引きを参照のこと。質問がある場合は、地区ガバナーに問い合わせること。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事で構成される。

注：この条項はクラブ細則に必ず含めなければならない。また上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなるのが義務づけられている（ただし、副会長については、手続要覧第1部第1章にある通り、選出された場合のみ理事会のメンバーとなる）。クラブ理事会はこのほかに、理事、会計、会長ノミニー、会場監督、その他の会員を含めることができる。衛星クラブも、この条項の下に、衛星クラブの役員を列記しなければならない。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

副会長 _____

理事 _____

会計 _____

幹事 _____

会場監督 _____

注：クラブの細則には、選挙手続きに関する記載を含めなければならない。指名委員会を用いる場合は、指名委員会の委員をどのように任命するかについても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。

第4条 理事会の任務

第1節 会長 クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長 理事を務める。

第3節 会長エレクト 会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長 会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事 クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事 クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計 すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

注：クラブ役員の役割については、クラブリーダー用の要覧と手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 年次総会 12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、毎週_____（曜日）_____（時）に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

注：この条項はクラブ細則に必ず含めなければならない。Eクラブの場合、定められた日までにクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることを、第2節に含めなければならない。衛星クラブは、採決の手続きをここに含めなければならない。

第6条 入会金と会費

第1節 入会承認に先立って、RIおよび（または）クラブにより設定された入会金を納入するものとする。

第2節 会費は、RI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は_____円とする。会費は、理事会により定められたクラブの方針に従って支払うものとする。

注：クラブの細則には、クラブ入会金と支払期日を含めなければならない。入会金を0（ゼロ）とすることもできる。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。各クラブは、以下の委員会を設けるべきである。

- クラブ管理運営
- 会員増強
- 広報
- ロータリー財団
- 奉仕プロジェクト

第2節 必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本は、クラブ委員会の手引きに記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を採用できる。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

注：クラブ会計要覧には、クラブ財務管理に関する詳細が記載されている。

第10条 会員選挙の方法

第1節 会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

注：クラブの細則には、会員の選挙手続きに関する記載を含めなければならない。新会員のオリエンテーションに関する詳しい情報は、ロータリーの参考資料を参照のこと。

第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

国際ロータリーのロータリー財団細則

条	題目	頁
I	当法人の目的.....	223
II	構成員.....	223
III	管理委員会.....	223
IV	管理委員会の会合.....	226
V	当法人の役員.....	227
VI	委員会.....	228
VII	管理委員会と法人会員理事会との合同委員会.....	228
VIII	財務報告.....	229
IX	雑則.....	230

国際ロータリーのロータリー財団細則

(2010年11月現在)

第1条 当法人の目的

第1.1項 目的。当法人の目的は、法人設立定款に記載されている通りとする。

第2条 構成員

第2.1項 構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2.2項 選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第2.3項 決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、その理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に到達して行う。

第2.4項 法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない。

- (a) 財団の財産の全支出。ただし、次のものを除く。
 - (i) 財団の管理運営に必要な経費
 - (ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出、両者とも管理委員会の承認のみで十分とする。
- (b) 法人設立定款または細則の改正または修正
- (c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ
- (d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべてについて、その発表または資金拠出前に。

第2.5項 法人会員の責務。法人会員は次の責務を負うものとする。

- (a) 国際ロータリーの役員とすべてのロータリアンに、直接参加と財政的貢献を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を支援するよう奨励すること。さらに、クラブ、地区、国際レベルの会合、指導力養成、教育プログラム、出版物を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を推進すること。
- (b) 財団の新プログラム、プロジェクト、活動を管理委員会に提案すること。

第3条 管理委員会

第3.1項 総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。ただし、特定の事項は、第2条第2.4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、1986年のイリノイ州の一般的非営利財団法または米国イリノイ州の採択す

る継承法によって現在、または以後認められるすべての権限を行使することが認められている。ただし、この権限は、法人定款に述べられている法人の目的を遂行する場合において、また、1986年の米国国内歳入法の第501項(c)(3)とその改正において記述される法人の身分に合致した上で、初めて行使することができる。管理委員会は、次の具体的任務を負うものとする。

- (a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この責務の遂行に当たって、法令または本細則によって別に認められている権能のほかに管理委員会は、次のことをする権限を有する。
 - (i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること。
 - (ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと。
 - (iii) 管理委員会が財団資金の投資として適切と考える貸付、証券、または不動産に投資、再投資すること。
 - (iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的目的を達成するための、用途を指定されていない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための、用途を指定された資金または基金資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って用途の指定された、または指定されていない資金に負わせ割り当てること。
 - (v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること。これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーが含まれる。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと。
 - (vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること。
 - (vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要とされる全経費を財団の資金から支出すること。
- (b) 被信託者として設定されたとしても、法人に代わってその地位を評価、受諾、拒否すること。州法または国法において、かつ、またその下に、法律上有効な被信託者としての権限を行使すること、その際イリノイ州信託および被信託人法およびほかの関係イリノイ州法の下に被信託人に与えられた、すべての権限が無条件に含まれる。法律上の権限を有するか、被信託者その他の法人に代わって決定する場合、財産、資金またはほかの配当や法定利子の譲渡またはそれらに関して拒否、許可、保留すること。
- (c) 共同出資金などの投資の提携を創設、管理、運営あるいは参加すること。
- (d) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理すること。ただし、管理委員会と法人会員が、財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理委員会の代行者としての法人会員によって、または、両者の協力によって、管理すると合意した場合を除く。

- (e) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続的基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること。
- (f) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリークラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること。
- (g) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責任を負うこと。
- (h) 世界のいかなる国または地域においても、関係下部組織、ほかの慈善法人、財団、信託または同種の組織を設立または提携すること。
- (i) 法人会員理事会の提出した、財団に関するRI定款細則の改正案と財団に関する決議案を、法人会員の規定審議会で審議する前に、審議、承認すること。ほかの関係者がこのような改正案と決議案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、RI規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。
- (j) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。ただし、このような規定と規則は、RIの定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

第3.2項 人数、任命、任期。管理委員の数は15名とする。管理委員は、法人会員の会長エレクトが任命し、理事会が選出するものとする。管理委員のうち4名は、法人会員の元会長とする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。ただし、本条本項および第3.3項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

第3.3項 資格条件。管理委員は、ロータリークラブの名誉会員以外の会員でなければならない。各管理委員は、豊富なロータリー経験を有し、特に財務と財団の支援している活動分野において管理職および方針決定の経験あるロータリアンでなければならない。管理委員は、世界各地から選ばなければならない。

第3.4節 辞任。管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第3.5項 解任。本条第3.3項に掲げる資格を満たすことのできなかった管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、その失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第3.6項により後任者と交代する。管理委員会と法人会員の判断で、管理委員がその任務を十分遂行できないとされたとき、その判断を下した時点で、その管理委員は、管理委員としての役職を失い、本条第3.6項に規定されるように後任が任命されるものとする。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴聞の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、RIの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

第3.6項 欠員。死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第3.2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

第3.7項 委員長。管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長エレクトとして選ぶ。委員長エレクトは、委員長エレクトを務めた年度の翌年に委員長を務めるものとする。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、委員長エレクトが残存任期を務めるものとする。

第3.8項 報酬。管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

第4条 管理委員会の会合

第4.1項 年次会合。財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所と時で開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望まなければ、相互に都合のよい時と場所で、合同会合を開いてもよい。

第4.2項 ほかの会合。管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

第4.3項 会合の通知。書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時（期日と時刻）と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、各管理委員の住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の義務手続の不処理を容認し、放棄することに相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第4.4項 定足数と決議方法。その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定することができる。ただし、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数が不足している場合、出席している管理委員の過半数で、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第4.5項 非公式な決議。管理委員会の会合でそのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属すときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

第4.6項 電話による会合。管理委員会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話またはほかの通信手段を使って、その会合で発言し、決定すること

ができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

第4.7項 議長。管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長、委員長エレクトまたは副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

第5条 当法人の役員

第5.1項 役職。当法人の役員は、管理委員会の委員長（「委員長」）、委員長エレクト、副委員長、事務総長とする。

第5.2項 選挙、任期、報酬。委員長エレクトと副委員長は、毎年管理委員会によって選ばれるものとする。委員長エレクトは副委員長に選ばれる資格はないものとする。委員長エレクトと副委員長の任期は、選挙後の7月1日に開始される。委員長エレクトに選ばれた管理委員は、その任期を1年間務めた翌年、委員長の任期を1年間務めるものとする。副委員長に選ばれた管理委員は、1年間の任期を務めるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長、委員長エレクトと副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決めるものとする。

第5.3項 辞任。役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

第5.4項 解任。委員長、委員長エレクトまたは副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわらず解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。

第5.5項 欠員。委員長が空席となった場合は、副委員長が委員長の役職を引き継ぐものとする。その他の役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

第5.6項 委員長。委員長は、当法人の最高の役員とし、次のことを行うものとする。

- (a) 財団の第一の代弁者となる。
- (b) 管理委員会のすべての会合の議長を務める。
- (c) 事務総長に助言する。
- (d) 委員長職に付随するその他の任務を遂行する。

委員長は、自己の権限の一部を当法人のほかの管理委員または役員に委任することができる。委員長は、すべての常任委員会と臨時委員会の委員を任命するものとする。委員長は、すべての委員会の委員であり、可否同数のときのみ投票権を行使する。管理委員会または執行委員会が開かれていないとき、または、容易に招集できないときで、その決定がRI定款細則および財団の法人設立定款、本細則に合致している場合は委員長が管理委員会に代わって緊急事項を対処できる。本項の規定に従って決定された緊急事項は、決定が行われた10日以内に管理委員会に報告されなければならない。

第5.7項 委員長エレクト。委員長エレクトは次のことを行うものとする。

- (a) 管理委員長となる翌年の任期の計画を立て、それに備える。
- (b) 委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務める。

第5.8項 副委員長。副委員長は、委員長によって権限を委任されたとき、または、何らかの理由で、委員長が任務を遂行できないとき、管理委員会の会合と会合の間委員長に代わって行動するものとする。また、委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務めるものとする。

第5.9項 事務総長。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、当法人の管理ならびに財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、当法人の全般的運営と管理の責任を負うものとする。

第5.10項 ほかの任務。当法人の数名の役員は、先に列記した任務のほかに、管理委員会が随時委任、決定するところの、または、委員長またはほかの上級役員の委任するところの任務を本細則に沿って実施し、権限を遂行するものとする。管理委員会に代わって行動した役員は、誰であれ、次の会合で、その行動を管理委員会に報告するものとする。

第6条 委員会

第6.1項 人数と任期。当法人の管理委員会は、各種委員会を設立するものとする。さらに、当法人の最もためになる、と管理委員会が随時決定するところの委員会の任務と権限を定めるものとする。委員の人数と任期は、管理委員会の決定する通りとする。ただし、いかなる委員会も、当該委員会の委員の過半数が管理委員である場合を除き、法人の運営において、管理委員会の権限を有することも、これを行使することもできない。

第6.2項 委員会構成。委員長がこのような委員会の委員とその小委員会を任命する。そして、各委員会と小委員会の委員長を指名する。各委員会は、少なくとも2名の管理委員によって構成される。

第6.3項 会合。委員会と小委員会は、管理委員会の委員長の決定した時と場所で、通知後、会合を開く。委員の過半数で定足数とする。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数による決議が委員会の決議とされる。

第6.4項 常任委員会。年次会合またはほかの会合に出席している管理委員の過半数によって、これと異なる規定がある場合を除いて、当法人は、執行委員会、財務委員会、プログラム委員会、増進委員会、資金管理委員会を有する。各委員会は、管理委員会が随時定める構成と任務をもつものとする。

第6.5項 臨時委員会。管理委員会の委員長は、随時、臨時のアドホック委員会を設置し、その委員会の委員長と委員を任命する。この委員会には管理委員と管理委員以外の人の両方またはいずれかが属す。管理委員は投票権を有し、管理委員以外の人は、管理委員会委員長の裁量で投票権を有する委員であってもなくてもよい。

第7条 管理委員会と法人会員理事会との合同委員会

第7.1項 委員構成と任期。管理委員会と法人会員理事会との相互理解と協力を維持する手段として、管理委員会と法人会員理事会の合同委員会が設置され、継続されるものとする。この委員会は、法人会員3名ないし5名と同数の管理委員によって構成されるものとする。合同委員会の構成員となる理事は法人会員の会長によって任命され、同管理委員は管理委員会委員長によって任命される。合同委員会の委員は、1年を任期とし、再任されることができる。

第7.2項 権限。委員会は、管理委員会と理事会相互に関心のある事項を審議できる。そして、管理委員会と法人会員理事会との承認を求めて、勧告意見を提出する権限を有する。

第7.3項 会合。委員会は法人会員の会長と管理委員会委員長との合同招集によって開催される。

第7.4項 欠員。管理委員会の委員長と法人会員の会長は、それぞれ、自分の任命した委員の死亡、辞任、任務遂行不能、解任、資格欠如によって生じた欠員を埋める権限を有するものとする。

第7.5項 通知。書面によって放棄しない限り、すべての委員会の時（期日と時刻）と場所の通知書は、会合の少なくとも30日前までに、各管理委員の自宅または通常の事業所に郵送されるか、または、会合の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。委員が会合に出席することは、通知の放棄に相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

第7.6項 定足数と決議方法。合同委員会委員に任命された財団管理委員と法人会員理事のそれぞれの過半数がどの会合においても業務処理の定足数となる。定足数に達している会合に出席している委員の過半数の決議が合同委員会の決議とされる。定足数が不足している場合、出席している委員の過半数で、定足数が出席するまで随時会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

第8条 財務報告

第8.1項 帳簿と会計記録。管理委員会は当法人の受理したすべての財産が法人設立定款に掲げられている目的にのみ使われるように財団の領収書、支出、投資、財産、ほかの資産の正確な帳簿および記録をつけるようにしなければならない。

第8.2項 報告。管理委員会は、法人会員の理事会に対し、財団割当額の状況、ならびに、財団の目的助長に利用できる金額を定期的に通知しなければならない。

第8.3項 監査。当法人は、運営費として、毎年、法人会員の会計監査に雇われた会計監査役を、財団の会計監査に従事させるものとする。事務総長は、管理委員会と法人会員理事会に監査報告を配布しなければならない。さらに、この報告を、事務総長が適切と考える方式で公表、配布させるようにしなければならない。

第8.4項 保証書。管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証書の必要性と金額を決め、このような保証書の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかななければならない。

第8.5項 会計年度。当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

第8.6項 予算。毎年、管理委員会は、次の会計年度の予算を採択するものとする。管理委員会は、その予算を必要に応じて、次の会計年度において改訂することができる。

第8.7項 法人会員による業務に対する支払。財団は、管理委員会が法人会員に要請したすべての運営およびほかの業務に要した費用を法人会員に支弁する。管理委員会が財団の年間予算を採択したとき、事務総長は、このような業務の費用見積書を提出する。管理委員会は、この見積書に従って、会計年度中、随時、その費用を前払いする。余剰または不足のいずれにせよ、見積と、業務遂行によって生じた実費との間に差のあることが判明した場合、会計年度末における財団と法人会員の会計監査と検査の後に、適宜調整する。

第9条 雑則

第9.1項 補償。1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度まで、財団は現および元管理委員と役員のすべてに補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人にも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

第9.2項 印章。当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形をとるものとする。

第9.3項 補助金授与の方針。次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない。

- (a) ロータリアン、ただし、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない。
- (b) クラブと地区とほかのロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員。
- (c) 前記 (a) 項と (b) 項の配偶者、直系親属（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。

第9.4項 細則改正。本細則は、管理委員会が必要に応じて、適時に改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員理事会の承認が得られ次第、効力を発するものとする。しかし、法人会員の定款または細則の規定と矛盾する細則は、RIの規定審議会から承認されるまで効力を発しないものとする。

国際ロータリーのロータリー財団 法人設立定款抜粋

名称 当法人の名称は、国際ロータリーのロータリー財団である。

目的 本法人は、慈善的かつ教育的目的、または1954年国内歳入法第501項 (c) (3) もしくは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認したほかの目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には博愛、慈善、教育という特質をもつ、あるいは善意に基づく実質的かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民の間に理解と友好関係を助長することが含まれるが、これらに限定されるものではない。

収入と資産の用途

- (a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。ただし、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条のほかの規定にもかかわらず、(i) 1954年国内歳入法501項 (c) (3) (または将来の米国国内歳入法の関係規定) の下に、連邦所得税を免除された法人によって、(ii) 1954年国内歳入法第170項 (c) (2) (または将来の米国国内歳入法の関係規定) の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められないようなほかの活動を遂行しないものとする。
- (b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン (声明の発表、配布も含まれる) に参加してはならない。
- (c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて (当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く) は、1954年国内歳入法501項 (c) (3) または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人会員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

法人会員 当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員からなるものとする。法人会員の選出は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事 (管理委員を指す) を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならないほかの事項については細則に定められている。

索引

あ

アクティングガバナー、149

い

委員会

クラブ、5-6、219

地区、29-30

ロータリー財団、228-229

RI、46-47、188-191

移籍、14、142、204

移転、14

一般剰余金、135

インターアクト、71

う

ウェブサイト、49、196-197

え

衛星クラブ、4、139、204、208

営利化、19

お

覚書 (MOP)、82

か

会議運営手続規則、120-129、157、195-196

会合

管理委員会、226-227

クラブ、202-203、218

地区、31-34

RI理事会、145-146

RI委員会、47、189

管理運営委員会 (クラブ)、5

会員

クラブ、8-11、133-134、139、142-143、201、203-205、209-211、217

RI、133

会員証、10

会員増強、11

会員増強委員会 (クラブ)、5

会員増強地域セミナー、36

会計年度、47、133、191、217

解釈、137、213

改正

クラブ定款、140、213-214

クラブ細則、220

ロータリー財団細則、230

RI細則、199

RI定款、137

会長

RI、43、147、148、149、163、165-171

会長エレクト

RI、43、147、148、149、170、171

会長エレクト研修セミナー (PETS)、23、26、32、33、183

会費、10、137、191-192、208-209、218

拡大、12、31

学友、8、84-85

学友会、84-85

瑕疵なき、186

家族、14

合併 (クラブ)、12、140

ガバナー、21-22、42、149、163、176-181、186-188

ガバナーエレクト、22-23

ガバナーエレクト研修セミナー (GETS)、22、32、36

ガバナー月信、28

ガバナーノミニ、23-24、186

ガバナーノミニ・デジグネット、24、177

ガバナー補佐、29

加盟、15、139、140

加盟停止、141-142

加盟認証伝達式、28

加盟復帰、16

監査

補助金、83

RI、193-194

管理委員会、55、197、223-229

き

機関雑誌、196、212

議事運営手続の専門家、153、154

寄付、15、57

寄付者認証、57

規定審議会、48、113-129、136、
153-160

基本理念、61-62

協賛、27

協力、27

協力財団、56

く

クラブ委員会（「委員会」を参照）

クラブ会員（「会員」を参照）

クラブ協議会、8

クラブ細則、212、213

クラブ資金、15

クラブ奉仕、63、202

クラブ・リーダーシップ・プラン、3、4、
28、29

グレートブリテンおよびアイルランド
（RIBI）、42、135、139

グローバル補助金、81

け

経費（ガバナー）、31

決議案、115-116、150

欠陥（立法案）、121、151、152

月間（「特別月間」を参照）

月信（「ガバナー月信」を参照）

研究会（「ロータリー研究会」を参照）

こ

効果的なロータリークラブ、3

恒久基金、38、57

恒久基金／大口寄付アドバイザー
（E/MGA）、38

公共イメージ補助金、37-38

公式色（「ロータリーの公式色」を参照）

公式名簿、19

公式訪問、28、50

公職、143、204-205

行動規範、63

広報、18-19

国際大会、108

広報委員会（クラブ）、5

コーディネーター（「地域コーディネータ
ー」を参照）

5カ年財務見通し、47-48、193

国際協議会、22、32、111、194-195

国際共同委員会（ICC）、76

国際財団活動資金（WF）、56-57、
81、82

国際事務局、42

国際大会、107-109、135-136、160-163

国際奉仕、63、67、202

国際ロータリー（RI）、41-53

国際ロータリー細則、137

国際ロータリー定款、132-137

さ

細則（国際ロータリー）、137、138-199

財団資金、55-56

最低基準（クラブ）、12-13

財務

クラブ、219

規定審議会、120

地区、185-186

ロータリー財団、229

RI、47-49、191-194

財務上の影響に関する声明、119

財務長、43、148、149-150

雑誌、10、18、196、212

参加資格認定、82

賛歌、42

賛助グループ、13

し

支援グループ、47

資金管理、55-56、82

試験的プロジェクト、11、134

支持および反対の声明、119

支出 (RI)、48

指導力育成プログラム、32、34

使命

ロータリー財団、55、62

RI、62

重点分野、79-80

終結

会員、209-211

クラブ、16、141-142

修正案、119

収入 (RI)、48

趣旨および効果の声明、118

出席、7、143、205-207

シェアシステム、56

社会奉仕、63、64-67、202

賞、77

職業分類、9、134、205

職業奉仕、63、202

所在地域 (クラブ)、12、139、201

事務局、42

事務総長

ロータリー財団、55

RI、42、44、148、149

出版物、49-51

新クラブ、11-12、31、192

人頭分担金、15、47、48、137、191、
192、218

親睦活動 (「ロータリー親睦活動」を
参照)

す

推奨ロータリークラブ細則、216-230

スポンサークラブ、4

せ

正会員、134、137、142、203

政治、7、212

青少年交換 (「ロータリー青少年交換」
を参照)

青少年の保護、11、68

青少年の旅行、69

青少年奉仕、63、67-69、202

税制上の優遇措置、56

制定案、115、150、159

世界でよいことをしよう、94、104

世界ネットワーク活動グループ、
75-76、107

席次、51-52

折衷案、151

選挙

ガバナー、23-24、176-181

クラブ、147、207-208、217-218、
219-220

代表議員 (規定審議会)、
155-157、159

RI役員、45-46、146-147、163-181

選挙違反、46

選挙人、108、184

選出

規定審議会、155-157

RI役員、44

戦略計画、41、62

戦略パートナーシップ、79

そ

ゾーン、35-39

組織規定、121、131-231、139

た

大会前会議、107

代議員 (国際大会)、107、136、161、163

滞納金、16
代表議員（規定審議会）、48、
113-114、122、153、154、155-157
多地区合同、25
他団体、13、26-27、53、99-101
脱会、140
単一移譲式投票、45-46

ち

地域コーディネーター、36-39
地域雑誌、18、196、212
地域セミナー、32、36
地域別会員増強計画、37
地区、21-34、181-188
地区委員会（「委員会」を参照）
地区会員増強セミナー、23、32、33
地区ガバナー（「ガバナー」を参照）
地区決議会、183-185
地区研修・協議会、23、32、33、183
地区財団活動資金（DDF）、56、81
地区資金、31-32、185-186
地区指導者育成セミナー、32、34
地区大会、34、183-185
地区チーム研修セミナー、23、32、33
地区賦課金、16、185-186、218
地区編成、21、182-183
地区補助金、81
地区リーダーシップ・プラン、29、31
地区ロータリー財団セミナー、32、33
中核的価値観、62
仲裁および調停、13、198-199、212-213
超私の奉仕、64、65、94、104

て

提案者（規定審議会）、122、150
定款（国際ロータリー）、132-137
提携クレジットカード、104
定足数
規定審議会、122、157
クラブ、217

国際大会、162
RI、145
テーマ、41-42

と

動議、122-126、129
投票
規定審議会、127、158-159
国際大会、108-109、136、162-163、
170-171
地区大会、184-185
投票を有しない議員、114、122、154
特別議員（規定審議会）、114、154、157
特別協議会、163
特別月間、89-91
特別週間、89-91
特別代議員（国際大会）、151
ドメインネーム、97

に

二重会員、143、204
入会金、208-209、218
入会式、10、28
任期
クラブ役員、217-218
RI委員会、189
RI役員、147-149

ね

年次基金、57
年次報告、48
年度、133、139、191、217

は

配布、19
パストガバナー、24、25
パストガバナー審議会、25
パッケージ・グラント、81、82
半期報告、15-16

ひ

標語、104
 標準ロータリークラブ定款、140、
 200-214、212
 標章、93-104

ふ

副会長
 RI、43、148
 副ガバナー、24、148-149
 複製（標章）、95-96
 プライバシー、19
 プログラム、71-76

ふ

平和センター（「ロータリー平和センター」
 を参照）
 平和フェロー（「ロータリー平和フェローシ
 ャップ」を参照）

ほ

奉仕プロジェクト委員会（クラブ）、5
 奉仕部門、63-69、202
 奉仕を通じての親睦、104
 法人、17-18、30-31
 募金、56
 保険、17-18
 補助金、81-85
 補助金管理セミナー、34、82
 ポリオ撲滅ゾーンコーディネーター、
 38-39
 ポリオプラス、38-39、87
 ポリオプラス基金、57
 ポリオプラス・パートナー、87
 翻訳、51

め

名称
 インターアクト、ローターアクト、101
 クラブ、12、201
 RI、133、194

財団の諸活動、98
 出版物、97、101
 プログラム、プロジェクト、96-97

メークアップ、7
 名簿（「公式名簿」を参照）
 名誉会員、10、134、137、142、143、204
 免許、102-103

も

目的
 ロータリー財団、197、223
 ロータリー、61-62、133、202、212
 RI、41、133
 最もよく奉仕する者、最も多く報いられ
 る、65、94、104
 元会長審議会、195
 元ロータリアン、142
 モニタリング（補助金）、83

や

役員
 クラブ、4-5、207-208
 ロータリー財団、227-228
 RI、43-44、135、146-150

ゆ

優先事項、41

よ

予算（RI）、192-193
 四つのテスト、61

り

理事会
 クラブ、4-5、207-208、217、218
 RI、42-43、135、139、144-146、
 147、148、163、171-176、181-182
 理事会に対する請願書、116-117
 立法案、115-119
 立法手続、119-129、150-153、159
 旅行方針、49

れ

例会、6-8、202-203

ろ

ローターアクト、71-72

ローターアクト地区指導者講習会、34

ロータリアン行動グループ、76

ロータリークラブ・セントラル、3、28-29

ロータリーEクラブ（「Eクラブ」を参照）

ロータリー衛星クラブ（「衛星クラブ」を参照）

ロータリー研究会、35-36、195

ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）、35、37-38

ロータリーコーディネーター（RC）、35、36-37

ロータリー親睦活動、75

ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）、74-75

ロータリー財団、55-57、137、197-199

ロータリー財団委員会（クラブ）、6

ロータリー財団委員会（地区）、25

ロータリー財団細則、222-230

ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）、35、37

ロータリー財団地域セミナー、36、37

ロータリー青少年交換、74

ロータリー地域社会共同隊（RCC）、72-73

ロータリーの公式色、95

ロータリーの旗、104

ロータリー平和センター、83-84

ロータリー平和フェローシップ、83-84

ロータリー友情交換、73

ロータリーリーダー、49-50

その他

DDF（「地区財団活動資金」を参照）

Eクラブ、4、6、12、139、203

Eメール、101、139

EMGA（「恒久基金／大口寄付アドバイザー」を参照）

GETS（「ガバナーエレクト研修セミナー」を参照）

ICC（「国際共同委員会」を参照）

MOP（「覚書」を参照）

PETS（「会長エレクト研修セミナー」を参照）

RC（「ロータリーコーディネーター」を参照）

RCC（「ロータリー地域社会共同隊」を参照）

RI（「国際ロータリー」を参照）

RIテーマ（「テーマ」を参照）

RIBI（「グレートブリテンおよびアイルランド」を参照）

RPIC（「ロータリー公共イメージコーディネーター」を参照）

RRFC（「ロータリー財団地域コーディネーター」を参照）

RYLA（「ロータリー青少年指導者養成プログラム」を参照）

WF（「国際財団活動資金」を参照）

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか